

秀吉の實檢にそなへたのを、集めて方廣寺大佛前に埋葬したものである。而してこの埋納は慶長二年九月二十八日に行はれ、五山の僧侶を集めて盛大なる佛事を執行し夥しき供物を捧げた。この事は秀吉の寛仁大度を示すものである計りでなく、實に敵を愛する我が武士道の情を雄辯に物語るものである。尙この時埋めた鼻の数は明かでないが、義演准后日記慶長二年九月十二日の條には「傳聞、從高麗耳鼻十五桶上云々」とあり、吉川家文書中には八百七十箇と三千四百八十七箇と二度の請受状を存してゐるから可成多數であつた事が想像される。

最後に埋納供養の日に相國寺長老承兌が塚に立てる卒塔婆に記した文を、彼の日記から引用して置く。

慶長第二曆秋之仲、大相國命本邦諸將、再征伐朝鮮國、於是大明皇帝運辱亡齒寒遠謀、出數萬甲兵救之、本朝銳士攻城略地、而擊殺無數將士、雖可上首功、以江海遼遠、劍之備大相國高覽、相國不怨讎思、却深慈愍心、仍命五山清衆、浚水陸妙供、以充怨親平等供養、爲彼築墳墓、名之以鼻塚、況又造立木塔婆一基、看々此塔婆、喚作殺人刀也得、拈做活人劍也得、喝一喝、清風明月本同天、于時龍集丁酉秋九月二十又八日、敬白。

○高山國への國書

【新制上級第七章、中學上級第八章第三編】

所在 東京前田侯爵家。

高山國は今の臺灣、彼の地ではタカサグンと發音してゐた。原物は縦約五三厘餘（一尺七寸六分）横一五五米強（五尺一寸四分）鳥子紙に金銀泥を以て一面に櫻花の下繪を施し、書は僧承兌の筆に成るもの、前田家に傳はる由來は不明であるが、當時臺灣は支那人や土蕃が割據してゐて統一がなかつたから、使節の前田孫七郎が空しく携へ歸つた爲に日本に傳はつたのであらう。燒痕は明治十五年二月、金澤長町の前田氏邸燒失の際に出來たものである。次に全文を記す。

夫日輪所照臨、至海岳山川草木禽虫、悉莫不受他恩光也、予際欲處慈母胞胎之時有瑞夢、其夜己日光滿室、室中如畫、諸人不勝驚懼、相士相聚占筮之日、及壯年輝德色於四海、發威光於萬方之奇異也、故不出十年之中、而誅不義、立有功、平定海內、異邦遐陬嚮風者、忽出鄉國、遠泛滄海、冠蓋相望、結轍於道、爭先而服從矣、朝鮮囚者、

自往代於

本朝有牛耳盟、久背其約況又予欲征大明之、日有反謀、此故命諸將伐之、國王出奔、國城付一炬也、聞事已急、大明出數十萬援兵、雖及戰鬪、終依不得其利、來勅使於本邦肥之前州而乞降、繇之築數十個城營、收兵於朝鮮城中慶尙道、而屢決眞僞也、如南蠻琉球者、季々獻土貢、海陸通舟車、而仰予德光其國未入幕中不庭之罪彌天、雖然不知四方成享、則非其地疎志、故原田氏奉使命而發船、若是不來朝、可令諸將攻伐之、生長萬物者日也、枯渴萬物亦日也、思之、不具、

文祿二歲星集癸巳十一月初五日

日本國 前關白回

高山國

○印度副王書翰

【新制上級第七章、中學上級第八章第三編、女子第三編第二十章】

所在 京都市東山區妙法院。

書狀は縦凡そ五七・五センチメートル（一尺九寸）、横七五・センチメートル餘（二尺五寸餘）、紙は羊皮紙であつて、周圍に細畫がある。而して初め一行の宛名と“Vossa Alteza”（ポルトガル語の殿下の意）及び其略字の“V. A.”は金文字で書き、全文の最初の一字“C”も金泥を以て書き、その字の中に秀吉の定紋の桐の紋章を挟み、其の字の上に金冠を添へてある。上部及び左右の三方の縁の細畫は幅凡そ一一・五センチメートル（三寸八分）乃至一一・一センチメートル（四寸）、上縁の畫はローマの七丘その中央なるタルペイウスの岡には金色の勝利神像を手に捧げた軍神マースが鎮座してゐる所、左右の端にはローマの紋章を現してある。左の紋章に見える“S. P. Q. R.”の四字は“Senatus Populusque Romanus”の略字であつて、元老及びローマ人の意であり、右の紋章はローマ建國傳説のロムルス、レムスの二兒が狼に育まれてゐる所を現してゐる。而してこの二紋章と中央の軍神との間には多數の楯、矛、劍等を紐で連ね、

その間に古代海神の標徴として海豚の形をあしらつてある。又左右の縁の畫には Carpathia といふ人が擔いてゐる花瓶の形の中に五星を擁した弦月の紋章を現してある。この五星はポルトガルの紋に用ひられるもので、弦月は東洋の記號に屢々用ひられてゐるから、恐らくはポルトガル領印度ゴアの紋章であらうと思はれる。國寶。

至つて高貴雄偉なる關白殿

印度副王ドン、ドワルテ

地遠なるがために今に及ぶ迄兩國間の交際せざりしと雖も、殿下の勝利及び功業の偉大、遠方に至るまでも響く殿下の聲譽芳名、日本の四方の諸侯及び諸州を殿下の版圖に克服せられたる次第は、貴國各地にある伴天連等の書簡によりて予の知る所、斯の如きは古より以來今に及ぶ迄未聞の事に屬し、奇しき天恩たること疑を容れず、又大に驚異すべき事にして、即予が之を欣ぶや大なり。予又貴國諸州に在る伴天連等殿下より洪恩を蒙り、殿下の恩典光榮を以て救済の道を人に宣傳し、説法し又教示せるを知る。彼等元と崇敬すべき當地の修道者にして法度に循ひて救済の眞道を教示せんが爲に世界各地を遍歴する者たり、彼等より殿下の被⁺け給へる優遇を聞きて、予深く之を喜ぶ。彼等予に請ふに殿下に書簡を贈り、又謝恩使を遣さんことを以てし、予即ち喜んで之を果さんと欲す。當巡察伴天連は曾て貴國諸州にあること年あり、其地を知悉せるを以て之に使節の任を委し、此書狀によりて殿下に乞ふに今より以後益々彼等を眷顧し給はんことを以てす、又予當地より何事か殿下に盡すを得べきを信じ、喜んで之を果さんことを念ふ。茲に親交の標として殿下に呈するに

- 一、モンタテ刀 二口
- 一、鎧 二領
- 一、馬 二頭附馬具
- 一、拳銃 二挺及テルサド刀一口

一、金飾の帳帷 二對
一、天幕 一張

を以てす。印度の地に於て一五八八年四月之を認む。

印度副王

(新村博士著南蠻記による)

次にこの書簡が日本に送らるゝに至つた事情を略説する。伊東滿所等九州三大名の遣歐使節は天正十五年(西曆一五八七)五月廿九日にゴアに歸着した。あたかもこの時ゴアのポルトガル總督は伴天連アレキサンドロ・ワリニヤニーを謝恩使として日本に派遣しようとの計畫があつたので、三使はゴアに暫く滞在してゐて、翌年ワリニヤニーと共に同地を發した。而るに日本に於ては天正十五年六月十九日秀吉が切支丹禁制を發し、伴天連を悉く海外に退去を命じた。ワリニヤニーの一行は媽港に到つて始めてこの事を知つて大いに驚き、ワリニヤニーは自己が宣教師であるから日本への入國が困難なるを悟り、そこに留まつて書を日本に贈つて交渉を重ねた末、ゴア總督の使者の資格で入國を許さるることとなつたので、この書狀を持ち、三使と共に媽港を發し、天正十八年八月二十九日長崎に到着した。併し當時秀吉は小田原出征中であつた爲に暫く同地に滞在し、天正十九年閏正月大阪に着し、淀川を上つて京に入り、聚樂第で秀吉の謁を賜はり、その時この書狀を上つたのである。

その後ワリニヤニーは長崎に歸つて返書をまつ事を許されて伊東滿所等と共に京都を發し、平戸・有馬・大村・府内等を歴訪して法王よりの贈物を各領主に致した。かくて彼は翌年(文祿元年)十月秀吉の返書を得て歸國の途にいたのである。この時の秀吉の返信の意味は、切支丹宗門の布教は許さぬが、ポルトガル人の通商は許し、その生命財産は日本人と同様に保護すべしといふにあつた。

○豊臣秀吉の墓

【新制初級第二十章
中學初級第三編第十章】

所在 京都市東山區 豊國神社東方阿彌陀ヶ峰上。

慶長三年八月十八日秀吉が伏見城に薨するや、即夜近親の人々のみで甲冑兵器と共に遺骸を阿彌陀ヶ峰に葬つた。翌年山下に輪奐の美を極めた豊國廟落成、朝廷よりは豊國大明神の神號を賜はり、四月十八日に正遷宮式が行はれ、その後四月十八日、八月十八日の兩度の祭禮は頗る盛であつた。殊に慶長九年八月十八日の臨時祭の如きは其の壯麗賑盛前後に比を見ぬ有様であつたと傳へられる。

然るに徳川氏の爲に大阪の役に豊臣氏の滅亡後、元和元年より次第に破壊せられ、元和五年その神宮寺の破却を以て全く廢滅に歸し、爾來三百年阿彌陀ヶ峰の墳墓も人蹤を絶つて荆棘に掩はれ、慘憺たるものであつた。

其後明治元年五月、明治天皇は秀吉の勳功を表彰せん爲に豊國廟社の復興を仰出され、六年阿彌陀ヶ峰の墓前を以て別格官幣社に列せられ、八年京都府に社殿の造營を命じ、十一年方廣寺大佛殿址を相して社殿を造營、阿彌陀ヶ峰より遷座せしめられた。これが現在の豊國神社である。然るに墳墓はその後も荒廢に委せられてあつたので、明治二十三年有志によつてその復興が企圖せられ、豊國會が出来て修築を行ひ、明治三十一年三月落成、同年が秀吉の三百年祭に相當する爲、四月十八日より三日間盛大なる祭典が行はれた。かくて復興されたのが現在の墓であり、圖が即ちそれである。この修築の際に墓域なる頂上の地を平げる時、高さ三尺許の壺を發見し、内部を検したところ、内に遺骸があつて又手跡踏して西北に向つてゐたといふ。

墓地はその創立の時の如く阿彌陀ヶ峰頭の小平地にあり、石柵を廻らして正面に石門、その内の左右に高さ約四米(十三尺)の大佛形石燈籠を立て、更にその中央東西約九・六米(三十一尺六寸)南北九米餘(二十九尺四寸)を劃して方形とし、石の高欄を廻らして正面に石の扉を設け、その内に高さ約一・八米餘(六尺)東屋形四柱の香爐盤があり、その左右に高さ約一・八米餘(六尺)の石製大花瓶一對、その奥に方約三・六三米(十二尺)を劃して五輪塔形石塔婆を置く。これが即ち墓標であつて、總高七米餘(二丈三尺四寸)頗る壯觀である。

尙墳墓は東山三十六峯の一にあつて、眺望絶佳、その規模と全域の宏大なるは他に比類なかるべく、京都博物館裏の入

口より墓前までの距離約一キロあり、幅約二十米の堂々たる參道の奥や、高き所に大閣平と稱する廣場があり、その間に一の鳥居・二の鳥居・拜殿・廟務所・御供所等が設けられ、拜殿より墓前までは約五百級の石段となつてゐる。

○北 政 所 【女子第三編 第二十章】

所在 京都市東山區高臺寺。

法體の畫像で、原圖は數物の上に座した全身像である。

○飛 雲 閣 【新制初級第二十章、中學初級第三編第十卷、女子第三編第二十卷】

所在 京都市下京區堀川通花屋町南入西本願寺内。

豊臣秀吉の聚樂第(天正十三年起工——同十五年竣工)の一部であつたものを元和中此處に移建した。西本願寺の庭園滴翠園中にあつて滄浪池に臨む。國寶。桁行一七・七四米(五十八尺五寸五分)梁行一一・六八米(三十八尺五寸五分)金・銀閣より更に進歩した茶室と書院を混合脱化せる桃山時代住宅建築の代表的なるもの。廊を以て連接してゐる湯殿も亦國寶になつてゐる。全體三層、屋根は柿葺、平面及び立面の變化頗る多く、細部の手法裝飾等は桃山時代の特色をよく發揮してゐる。第一階は主なる室二、一を招賢殿、又は柳の間、他を次の間とする。前者は上段・中段に分れ、上段に出書院を附してゐる。又別に前方池に面して船入の間があり、こゝから池に降り船に乗られる様になつてゐる。第二階は上段・下段の間より成り、歌仙間ともいひ、周圍には兩縁を廻らして組勾欄を附し、第三階は滴星樓と稱する。内部の裝飾の注意すべきは一階招賢殿の襖繪は永徳の柳、次の間は探幽其他の瀟湘八景、二階は天井貼紙に山樂の葡萄に栗鼠、疊に三十六歌仙、第三階は床に元信の富士を描く。

立面を見るに第一階は上段及び出書院の屋根は入母屋、船入間は唐破風であつて出書院には大花頭窓を附し、第二階は正面兩側とも軒唐破風をつけて窓は花頭、三階は屋根は四注で軍配型の花頭窓を開いてゐる。

本圖は蒼浪池を隔て、正面より眺めたもの、向つて左方の唐破風が船入間であり、右端樹木に掩はれて端を出してゐるのが出書院、二階の軒唐破風、組勾欄も明かに見られる。内部はすべて疊敷、外廻りは明障子をはめてゐる。

○豊國神社圖

【新制初級第二十章、中學上級第八
章第三節、女子第三編第二十章】

所在 京都豊國神社所藏の豊國大明神臨時祭之大屏風の一部。國寶。この屏風繪は慶長九年八月豊公七回忌に當り、豊國神社で催された臨時大祭を描いたもので、六曲一双、筆者は狩野内膳(重信)、慶長十一年本社に奉納されたものである。圖は豊國廟本殿の部分であつて、多數の人々が群衆してゐるのは大祭の日であるからである。圖の右端石段の上にあるのが樓門、その左右は廻廊、樓門の直ぐ奥にあるのが舞殿、その奥正面網目状に見える透垣に圍まれてゐるのが本殿である。

豊國廟は慶長三年九月十一日着工、同四年三月中旬既に落成、極めて短日月の間に而も前代未聞の華麗なる社殿を經營されたが、豊臣氏滅亡の後徳川氏がその政策上豊臣氏の遺物を芟除するに努め、規模宏壯な豊國廟も亦、元和元年より極めて徐々に廢頽に赴き、同五年神宮寺を破毀するに至つて、全く滅ぼされた。然るに明治天皇は秀吉の國家に盡せる勳功を表彰 給ひ、明治元年五月十日豊國神社再興の勅を賜はり、明治六年阿彌陀ヶ峰の秀吉の墓前を別格官幣社に列し給ひ、社殿は明治十一年竣工した。これ現在の豊國神社である。

○狩野永徳筆唐獅子

【新制初級第二十章別刷、中學上級第八
章第三節別刷、女子第三編第二十章別刷】

所在 帝室御物(毛利公府家舊藏)

原圖は縦約二・四米餘(八尺)横約四・八五米(一丈六尺)の大屏風。永徳の圓熟せる代表作の一。桃山時代繪畫の一大特色である金碧燦然たる裝飾屏風であつて、豪放華麗な色彩と雄偉秀抜な圖法のよく發揮されてゐるものである。よく桃山時代の時代精神と關聯して考察觀賞せしむべきである。落款に「狩野永徳法印筆」とある。

永徳は古法眼元信の孫、天文十二年京都に生れ、名を初は州信、後に重信と稱し、通稱を源四郎といふ。その天才的大手腕でよく日本畫の裝飾的方面を開拓し、桃山時代の時代精神の發揮に成功してゐる。

○西本願寺書院内部

【新制初級第二十章別刷、中學上級第八
章第三節別刷、女子第三編第二十章別刷】

所在 京都市西本願寺内。

秀吉が造營した伏見城の遺構で、寛永七年徳川家光が當寺に寄進し、同九年移建したものである。

その最主要なるは對面間であつて、又鴻の間、大廣間とも稱せられ、これにつゞく白書院と共に桁行約三二・七三米(八八間、梁間約二五・四五米(十四間)單層入母屋造本瓦葺の建物。圖は對面間で桁行二〇米(十一間)梁間一六・三六米(九間)上下二段に分れてゐる下段より上段の間の方を見た所である。國寶。

奥が即ち上段の間、中央に床棚があり、其右方に帳臺、左方に一段高く書院、それと下段との境には大型の花頭窓がある。上段は折上格天井、下段は格天井で、上下兩段の境の欄間には鴻の透彫があり、下段には天井を支へる爲に角柱が二列に立ちならんでゐる。而して上段の床には探幽の「張良引四時、調惠帝圖」の繪があり、周圍の障子、腰板、天井格間には了慶の繪がある。その他各所に鍍金の飾金具を用ひ、莊麗豪華比類なき桃山時代の特長を十分に發揮してゐる。

○大徳寺唐門

【女子第三編
第二十章】

所在 京都市上京區紫野大徳寺町大徳寺。

前後に軒唐破風をつけた四脚門、本柱・控柱共に圓、扉は棧唐戸、表面に多くの飾金具を打つてある。この時代の建築には至る所に彫刻を挿入してあるのが普通であるが、この門には柱間は全く開放してあつて、頭貫以上に彫刻を填入してある。その彫刻の中、正面頭貫の兩方へ頭部を出してゐる鯉の彫物は特に名高い。圖は後面の唐破風の部分のみを示したもので、料拱に三斗を用ひてゐる。但し表の方には料拱を用ひてはない。國寶。

第四編 近世

○徳川家康

【新制初級第二十一章、中學初級第一編第一章、女子第四編第一章】

所在 東京市上野寛永寺塔頭青龍院。作者 狩野探幽。

原圖は紙本着色、東帯を着けた坐像で、僧天海と對座せる圖で、縦八一センチメートル、横三四・八センチメートルである。江戸時代に於ても朝廷に對する場合の禮装には、藤原時代以來の傳統を承けて東帯が用ひられてゐた。固より武士の一般儀式の禮装は上下であつた。

翁草によれば家康は「御せいちいさく、御ふとり被成、御髪太く無口也、見苦敷御男振なり、戰場或は御鷹野の時も御采配を取らせらるれば摩利支天の如く御座候、御音聲十七八町ほど聞え候由」と傳へてゐる。

家康天海對座の原圖には「陰陽不測、造作無爲、弘誓亞佛、護國無心、三國傳灯、大僧正天海圖（花押）」の贊と、「探幽齋法眼筆圖」の署名がある。

○關ヶ原役圖

【新制初級第二十一章、中學初級第一編第一章、女子第四編第一章】

本圖は關ヶ原役の戰況を説明せん爲に作つたものである。關ヶ原役の原因は家康の野心に遠く源を發するは元よりであるが、その事の發端は會津の上杉景勝が戰備を整へ、家康の上洛陳謝の要求も容れず、敢て應戦も辭せずとの強硬なる態度を示した時にある。而してこの態度は家康の意をうけて上杉氏の謀臣直江兼續に送つた僧承兌の手紙に對する兼續の痛快なる返書に最も露骨に示されてゐる。次にその手紙の一節を引く。

(上略)

一、景勝上洛延引に付何かと申廻り候由、不審に候。去々年國替（慶長三年越後より移封）無程上洛、去年九月下國、當年正月時分上洛被申候ては、いつの間に國の仕置可申付候哉。就中當國は雪國にて、十月より二月迄は、何事も不能罷成候。當國の案内者に可有御尋候。然ば正月より雜説全く上洛延引景勝逆心、何者か具に存申成候哉と不能推測候事。

一、景勝敢無別心は誓詞を以て成共可申上由、去々年以來數通の起請文又反古に罷成候上は、重々は不入御事候（中略）

一、景勝心中毛頭別心無之候へとも、讒人の申成無御礼明、逆心と思召處、不及是非候。兼又無御等閑しるしに候は、讒者御引合、是非を御尋可然候。左様に無之候は、内府様表裏と可存事。（中略）

一、第一雜説及上洛延引候御斷右如申宣候事。

一、第二武具集候事、上方武士は今焼茶碗炭取瓢以下の入たらし道具御所持候。田舎武士は鐵砲弓箭の道具支度申候其國々の風俗と思召御不審有間敷候。假令世上に無之支度申候て不似合道具用意申され候とも、景勝の分限何程の事可有之候哉。天下に不似合御沙汰と令存候事。

一、第三道作り舟橋申付られ、往還の煩無之様にと被付候は、國を被拘候役儀にて候條、如此候。於越後も船橋道作り候。然れば端々殘候て可有之候。淵底堀監物可存候。當國へ被罷移刻、しをきも無之事に候。本國と云、久太郎（秀政）ふみつふし候に何の手間可入候哉。道作るまてに行たらす候。（中略）

一、無等閑間とても、以來虚言に成様の儀は、爲自他被仰間敷の由に候へとも、高懸降參不申候へば、來年敷來々年は御人數遣と有之は、誠に可爲虚説敷、一笑々々。（中略）

一、千言萬句も不入候。景勝毛頭別心無之候。上洛の義は不罷成候様に御しかけ候條、不及是非候。此上は内府様御分別次第、上洛可被申候。假令此儘在國被申候とも、太閤様御目相背數通の起請文反古になし、幼少の秀頼様見放被申内府様へ不首尾を被仕、此方より致手出候ては、天下の主になられ候共、悪人の名不通候條、末代の可爲恥辱候。此處無遠慮何しに逆心可被仕候哉。可御心安候。但讒人の申成、實義と思召、不儀之於御拵は不及是非、誓紙も堅約も

入間敷候事。(下略)

四月十四日

豊光寺侍者御中

直江山城守兼續

是に於て家康は五奉行等の諫止を斥けて會津征伐の師を起すに決し、伊達・佐竹・最上・堀・前田等の奥羽・北陸の諸將に直ちに會津への出兵を命じ、六月十六日、自ら淺野幸長・福島正則・黒田長政・池田輝政・細川忠興等以下五萬餘の兵を率ゐて東下し、七月二十四日下野小山に到着した。一方石田三成は、家康の東下を好機至れりとし、景勝に報ずると共に大谷吉繼等を居城佐和山に招いて協力を請ひ、大阪に入つて増田長盛・長束正家・安國寺惠増等と毛利輝元・宇喜多秀家を説得し、七月十七日前田玄以・長束正家・増田長盛の連署で家康が秀吉の遺命に背いた條々十三ヶ條を擧げて天下の諸侯に檄した。是に於て大阪に會するもの、毛利秀元・同秀包・吉川廣家・島津義弘・同豊久・小早川秀秋・鍋島勝茂・長曾我部盛親・小西行長等、兵數九萬三千に及び、東國では上杉景勝・佐竹義宣・眞田昌幸等の諸大名がこれに應じた。

かくて西軍は東軍に味方する細川幽齋を丹波田邊城に、京極高次を近江大津城に圍み、鳥居元忠の留守する山城伏見城を攻めて八月之を陥れ、主力は伊勢・美濃に向つて東下し、三成・行長等は進んで美濃大垣城に入り、島津義弘は同じく墨股に出て、美濃の諸將を味方とし、秀家等の來着を待つて尾張に進まんとした。然るに一方既に江戸に於て大阪の變報を聞き、小山到著の夜伏見城の急を知つた家康は、直ちに譜代の將士を招いて策を議し、更に客將に變を報じて各自の去就を決せしめた。この時本多正信は箱根以東を固めんとしたのに對して井伊直政は西上進撃を主張し、正則以下の客將は皆家康に従つて三成等を討伐せんと請うた。是に於て家康は次子秀康を宇都宮に留めて上杉氏に備へ、三子秀忠を木曾街道に向はしめ、正則・輝政を先鋒として客將の諸侯を東海道より先發せしめ、自らは徐ろに八月五日江戸城に入り、客將に將として西上すること、決した。この時家康に同行した諸將の外、奥羽の伊達・最上、北國の前田・堀、九州の黒田如水・加藤清正等も東軍に應じ、西軍の内にも密かに内應するものが少くなかつた。

かくて東軍の諸將は八月十四日に正則の居城尾張の清洲に兵力を集中し、十九日の家康の開戦の命によつて岐阜・犬山

の攻圍にかゝり、二十三日に岐阜を陥れ、ついで犬山を降服せしめ、赤阪に屯集して西軍に對し、岡山(勝山)を家康の本陣としてその西上を待った。之に對して西軍では二十三日に秀家が大垣に來着したが、岐阜が既に陥つたので、尾張進出をやめて諸將を大垣附近に集中して東軍を防ぐ策を立て、大谷吉隆は吉勝・頼繼(木下氏)をはじめ臨阪安治・戸田重政・手塚爲廣・赤座直保・柄木元綱・小川祐忠等と共に越前を發して九月三日關ヶ原の西南山中村に到着して陣を構へ、毛利秀元・吉川廣家・長曾我部盛親等は七日に來著して垂井の南方南宮山に陣し、小早川秀秋の軍は十四日山中村の南松尾山に屯集した。

之より先三成は自己の諸將を統帥する力なきを知り、輝元を大阪から招いて全軍の將たらしめんとしたが遂に至らず、その儘戦に臨まねばならなくなつたのである。然るに家康は江戸に在つて靜かに計を運らし、九月一日漸く江戸を發して十一日に清洲、十三日に岐阜に進み、十四日に至つて赤阪に着し、兼て定められた岡山の本營に入つた。而もこの日既に東軍に内應してゐた小早川秀秋・吉川廣家は質を家康に送り、脇坂安治をはじめ朽木・小川・赤座等の諸將も款を東軍に通じたのである。

家康は、元來攻城を好まずして野戦に得意なる爲、一策を立て、三成を大垣城外に誘出さんとし、赤阪に入るや直ちに「明日三成の本城佐和山を攻めて大阪に進むべし」と聲言せしめた。是に於て三成は大谷吉隆と計つて十四日の夜、自ら大垣の城を去り、夜を冒して關ヶ原に後退、此處に陣を布いて東軍の西上を扼せんとするの策を取るに至つたのである。關ヶ原は美濃と近江の國境に近く、中山道が鈴鹿山脈を越える入口に當り、北は伊吹山の支脈、南は南宮山・松尾山の丘陵が相迫つてゐる山間の小平野で、この中の水を集めた藤川の小溪の下流は揖斐川に注ぎ、松尾・藤下・山中・小關等の村と相接してゐる。現在是等の諸村は合して關ヶ原村になつた。而もこの地は交通の要路に當つて居り、中山道は東の方尾張・美濃より來つて近江・京都に通じ、北國街道は此處より分岐し、近江を経て越前に至り、伊勢街道も亦此處から東南に分れ走つてゐる。古來此處に不破の關の置かれたのも、要衝の地たるの一證であらう。

扱、大垣城を去つた三成は、伊吹山脈を背にして小關村に陣し、前に島勝猛・蒲生郷舎を置いて最左翼となり、その右

に島津豊久を前陣とする島津義弘が布陣して共に北國街道を扼し、更にその右には小西行長・宇喜多秀家が天満山を後にして相連なり、藤川を越えた山中村には大谷吉繼が前に戸田・木下・平塚・大谷(吉勝)の諸將を置いて中山道を扼してゐた。吉隆等の陣地は既に東軍に内應してゐる小早川秀秋の屯する松尾山の直下にあり、且同じく秀秋と行動を共にせる脇阪・朽木・小川・赤座の諸將の陣に相隣つてゐたが、戦前彼等の叛意を知らなかつたのである。尙西軍に属するものとしては東に離れて南宮山上に毛利秀元が陣してその前に東軍に内應してゐる吉川廣家が屯し、その東麓栗原村(合原村栗原)には長束正家・安國寺惠瓊・長曾我部盛親が陣してゐたので、正に中山道を西上する東軍を夾撃せんとする陣形になつてゐた。兵數總計七萬九千。之に對して東軍も十四日の夜中より行動を起し、福島正則は先鋒最左翼として大谷・宇喜多の陣に對し、京極高知・藤堂高虎の二氏相並んでその後控へ、更にその後陣には寺澤廣高が居り、最後に本多忠勝が陣し、最右翼は黒田長政が先鋒となつて石田の陣に當り、之に並んで細川忠興・加藤嘉明・田中吉政・筒井定次・松平忠吉・井伊直政等の諸軍が小西・島津・宇喜多の諸陣に對し、その後陣には北から織田有樂・古田重勝・生駒一正等が控へ、徳川家康は十五日拂曉馬を進めて南宮山の西北端なる桃配山に陣した。而してその後には中山道に沿うて東垂井町に至るまでに有馬則頼・山内一豊・淺野幸長・池田輝政等が順次に南に向つて布陣し、南宮山及び栗原方面の敵に備へてゐたのである。兵數合計七萬五千。

かくて十五日の朝に至つたが、夜來の雨は霧に變じて辰ノ刻(午前八時)に至るも尙霽れぬ。この濃霧の中に於て戰の暮は東軍の福島・井伊・松平の諸隊の宇喜多陣攻撃によつて切つて落されたのである。とこれと共に最右翼の黒田は石田の陣に迫つてその先鋒島と戦ひ、細川・加藤・田中の諸隊は進んで石田の本陣を衝き、井伊は福島と相應して宇喜多の陣に迫つたが、その先鋒の奮戦によつて斥けられ、寺澤は小西の陣を破つて宇喜多の側面を撃ち、藤堂・京極・織田の諸隊は大谷の前隊が藤川を渡つて迫るのを邀へ撃つた。併し大谷の軍兵よく戦つてひるまず、午刻(正午)に至るも勝敗の數未だ不明、寧ろ形勢は東軍に不利の色あるに至つた。此處に至るまでに三成は陣後の天満山に屢々鋒火を擧げて松尾・南宮方面の西軍に夾撃を促したけれども應ずるものなく、小早川秀秋も兩軍の形勢を觀望して動かかなかつた。そこで家康

は本多をして宇喜多の隊を破つて島津の前隊に向はしめ、又松尾山に鐵砲を放たしめて秀秋の叛撃を促した。此に於て秀秋は漸く態度を明かにして山を下り、大谷吉隆の陣を突いたが、吉隆は既にその異圖を知つて之に備へてゐたので、その前隊戸田・平塚等が邀撃して退けた。併し藤堂・京極・織田の諸隊が戸田・平塚の側面を襲ひ、脇阪・朽木・小川・赤座の諸隊も反應して同じく大谷の前隊を撃つたので、戸田重政・平塚爲廣は戦死し、東西に馳驅奮戦してゐた吉隆も自刃して果つるの止むなきに至つた。この形勢を見た小西・宇喜多の諸隊は敗走した。石田の本隊は黒田・細川・田中の諸隊に對して奮戦し、更に藤堂・京極の諸隊の掩撃あるも尙屈せず善戦してゐたが、相次ぐ友軍の敗退に潰滅して蒲生郷舎は戦死し、三成は逃れ走つた。かくて東軍諸隊の攻撃は島津の一隊に集中し、豊久の前隊の好防目ざましいものがあつたが、全軍の頽勢は最早如何ともすべからず、義弘は群がる敵中を突過し、藤川に沿うて牧田方面に逃れた。そこで福島・小早川・井伊の諸隊はこれを追撃して豊久を戦死せしめたが、義弘は遂に西に逃れて全きを得た。

一方長束・安國寺等の栗原の諸隊は開戦と共に南宮山上の毛利の軍に進撃を促したが、秀元はその前軍なる吉川の内應に牽制されて動かかなかつたので戦機を失し、關ヶ原の敗報至るや正家・惠瓊・盛親等は伊勢に走り、秀元・廣家は近江に入つて戦は全くその局を結んだ。

尙、宇都宮から分れて中山道を進んだ秀忠の別軍は、榊原康政・大久保忠隣・本多正信・眞田信幸・森忠政・小笠原忠政等の兵三萬八千を以て九月二日信濃の小諸に到着したが、眞田昌幸・幸村の父子が上田城の守を固くしてその進軍を阻むに遭ひ、之と戦つて勝たず、家康に促がされて森忠政等を止めて十日再び西上の行軍を起したが遂に戦期に後れ、西軍の田邊・大津兩城の攻圍に加つた諸隊二萬五千も關ヶ原の戦に會する機を失してしまつた。かくて關ヶ原の戦は東軍の全勝に歸した。併し西軍は初め約八萬の兵を擁してゐたにも拘らず、内應・反應の軍多く、戦機を失して逃れ去つた軍も少くなかつた爲、實戦に加つたものは僅か三萬七千に過ぎなかつたのであるから、裏切者に苦しめられ、統率の主將を缺きながら約倍數の敵に對して善戦半日餘に及び、且一時は家康の心膽を寒からしめたのは、偉とせねばならぬ。

家康は戦後直ちに秀秋等に命じて三成の本城佐和山を陥落せしめ、豫め毛利輝元に他意なきを説き、關ヶ原の一件は豊臣氏の全く關知せざるものなるを認め、九月二十七日大阪に入った。かくて西軍敗殘の將中、三成・行長・惠瓊の三人を捕へて斬り、薩摩に奔つた秀家を八丈島に流し、増田長盛を岩槻に幽し、毛利輝元は實戦には加はらなかつたが、大阪を去つて後安藝・備中・備後・因幡・伯耆・出雲・隱岐・石見の八國を奪つて防長二州のみを安堵して廣島より萩に移らしめ、長曾我部盛親・眞田昌幸等も除封、上杉景勝を米澤、佐竹義宣を秋田に移封したが、島津義弘のみには何等の處罰も加へなかつた。又長束正家は戦後逃れて自殺した。

かくて十月十五日に至つて五十餘名の客將に加封し、翌年二月譜代の諸臣に加封、その間に大いに諸侯の轉封を斷行して要地を親藩・譜代で固め、外様を邊境に移したのである。

○徳川家康筆蹟と朱印

【新制初級第二十一章、中級上級第十一章第一節、女子第四編第一章】

筆蹟「家康(花押)」

朱印は數種あり、天正十年から十八年までは印文「福徳」の丸形、征夷大將軍に任ぜられる迄は小判形印文「忠恕」、其の後は本圖の如きものを使用してゐたと思はれる。又外交用の朱印としては「源家康弘忠恕」の印文を有する正方形の大形のものを用ひてゐた。

○前田利家

【女子第四編第一章】

所在 富山縣氷見郡氷見町光禪寺。

本圖はその模寫に據る。

○片桐且元

【女子第四編第一章】

所在 京都市上京區紫野大徳寺町大徳寺塔頭玉林院。

原本は縦六四センチメートル餘(二尺一寸二分横四一センチメートル餘(一尺三寸六分)像の上部に次の如き讀がある。

前大徳月岑叟宗印

慶長二十乙卯仲夏念八月

鏡秀芝蘭滿謝庭。梧桐名上繼芳屬。

凜然意氣是丹青。一握清風動四溟。

○方廣寺の鐘と銘

【新制初級第二十一章、女子第四編第一章】

所在 京都市東山區、方廣寺(豐國神社北隣)

鐘は慶長十九年、豊臣秀頼が方廣寺大佛殿建造の際鑄造したもの。高さ四二四米餘(一丈四尺)口徑約二・八米(九尺二寸)厚さ二七糎餘(九寸)、これを鑄造する爲に、諸國の鑄師三千百餘人を使用し、唐金一萬七千貫を熔かしたといふ。

鐘銘は東福寺の長老清韓の筆、その中の「國家安康」「君臣豐樂」「右僕射源朝臣」などの文句が家康の怒にふれて遂に大阪の役となり、豊臣氏の滅亡を見るに至つたのである。

圖は鐘の全體と「國家安康」の拓影。

○大阪夏の陣瓦版圖

【新制初級第二十一章】

大阪夏の陣の戦況を描き、多少の説明を加へたもので、題して「大坂阿部野合戦之圖」といふ。その他「大坂卯年圖」と題するものがある。本圖原本は縦約三八センチメートル餘(一尺二寸四分)横二五センチメートル餘(八寸三分)圖の上三分の一程の柵の内は大阪城中の有様、下部の文字は兩軍の主なる諸將の名を擧げてゐる。その内黒色の所は左に「將軍様」右に「御所様」と白字にぬいてある。城中と文字との間の部分が天王寺其他大阪南部の戦況、最上端の太い黒の

横線の内には右から左に「大阪阿部野合戦之圖」と白く抜いてある。本圖によつても明かなる如く、瓦版といふは極めて粗雑な繪畫に簡単な説明を附した粗悪な印刷物で、一枚刷が多く、中には小冊子型のものもある。前述大阪夏陣を描いた二種のもが現存最古のもので、發行者、發行年月日等全く不明であるが、夏陣に程遠からず發行されたものであることは實物の鑑定によつて推定し得られるのみならず、冬陣後上巻を出し、夏陣後下巻を刊行したと思はれる大阪物語にこれと同種の圖の入つて居ることによつて一層確められる。瓦版は徳川時代に新奇の事件を逸早く印刷に附し、街頭で讀賣して、現今の新聞號外の如き役割を演じてゐた讀賣等に盛に行はれたものであるが、明治時代に入り新聞紙の發達と共に、讀賣もなくなり、印刷の發達により原始的な瓦版もその影を没してしまつた。本圖の如きも讀賣せられたものであると思はれるが、文献上では徴すべきものがなく、元祿の頃から瓦版讀賣の流行したことは書物によつて知られる。又瓦版と稱せられるから、事實瓦を版下に使用した如くにも思はれるけれども、實際は木版が多く、瓦版の如く粗悪な印刷なるが故に名付けられたのであらう。

○大阪陣中の家康

【中學初級第四編第一章】
【女子第四編第一章】

所在 栃木縣日光東照宮。

本圖は右所藏の東照宮縁起繪卷第二卷大阪陣の部分を探つたものである。原本の作者は狩野探幽。中央、烏帽子を冠り白の陣羽織を着し、黒馬に跨つてゐるのが即ち家康である。この東照宮縁起繪卷は探幽傑作の一で、家康一生の事跡から日光へ改葬に至るまでの事實を描いたものである。大阪陣は家康の最後の戦であるのみならず、多年その日の來るのを渴望して居たのだから、大阪擧兵の報に接した時は前からの微恙も忽に快癒したと言はれる位で、その快心の有様、得意の風采は躍如として見るが如くである。

○豊臣秀頼筆蹟

【新制初級第二十一章】
【中學上級第十章第一節】

所在 福岡市博多磯野七平氏。

「豊國大明神 秀頼八歳」とあり。秀頼は文祿二年生であるから慶長五年の筆蹟である。義演准后日記慶長六年五月十六日の條に天神名號と共に拜領せりとの記事がある。原本は縦約五八センチメートル（一尺九寸）横約二八センチメートル（九寸三分）、紙面には海に野菊の模様がある。その筆蹟によつて幼にして英明、家康をして後顧の憂あらしめた風を察することが出来よう。

○後水尾天皇

【新制初級第二十一章】
【女子第四編第二章】

所在 京都市東山區泉涌寺。年代 寛文二年。作者 狩野探幽。服装 法皇にならせられた後、法衣を御著けになつた坐像である。

○後光明天皇

【女子第四編第二章】

所在 京都市東山區泉涌寺。御寶算十一で御即位、二十二で崩御遊ばされ、而も天資御英明、禁中貴族の惰風をいましめ給ひ、幕府に對しても毅然たる御態度で皇威を張られた御神采を仰ぎ奉るべきである。

○天

海

【女子第四編第五章】

所在 東京市上野公園、寛永寺。

○徳川秀忠

【女子第四編第二章】

所在 東京市、松平(直之)伯爵家。
本圖はその模寫による。

○徳川家光

【新制初級第二十一章、中級初級第一編第一章、女子第四編第二章】

所在 東京市徳川(家達)公爵家。
装束は東帯。

○春日局

【女子第四編第二章】

所在 東京市本郷區龍岡町麟祥院。

本圖は家光が狩野探幽に命じて寫さしめたと傳へるもので、本圖を所藏する麟祥院は寛永二年彼女が家光に請うて江戸湯島に建立した報恩山天澤寺の後身である。春日局の稱號は、後水尾天皇御讓位の際、宮中の御有様を知る爲に上京参内した折、従三位に准ぜられ、中宮東福門院より賜つたものである。装束は小袖に緋袴。

○江戸城の圖

【新制上級第八章、中級上級第一編第一章、女子第四編第二章】

所在 秋元子爵家所藏、東海道繪卷の中。但大正震災に焼失。年代 寛永十二年以後明暦三年前。本圖によつて明暦大火以前の江戸城本丸・天守閣等の有様が想見せられる。更に大手前は大名登城の一部を現はしたものである。江戸城本丸は將軍の居城で、慶長十一年九月殿閣成就し、天守閣は本丸の中心を成すもので、慶長十二年創築せられた。この江戸城は城廓建築の最盛期の代表的のもので、大阪陣前の大坂城と相並ぶものであつた。殊に天守閣は外觀五重の層樓

で、これを飾るに黄金の薄板を以てし、その頂を尖形にし、これ等の美觀は人目を驚かしたと傳へられる。

○大名行列

【新制初級第二十一章、中級上級第一編第一章、女子第四編第二章】

本圖は尾張の徳川齊莊が天保十四年六月十五日入國の際の行列で、名古屋市史所載の佐藤利助氏所藏の圖によるもの。大名行列はもと伴連から起つたもので、江戸時代に於ては武家諸法度にもその規定があり、大名の行列は家格・祿高・官位等により、又江戸在府の間は式日・平日の登城、私の往來等により、何れも供連及び器仗等の數量に増減があり、又江戸参勤、歸國、軍役の旅行等の場合は特に盛装を極めたものである。

享保六年九月將軍吉宗が諸大名の参勤の時の人數を定めたものによれば、二十萬石以上は馬上十五騎乃至二十騎、足輕百二十三人、中間人足二百五十人乃至三百人、十萬石以上は馬上十騎、足輕八十人、中間人足百四十五人、五萬石以上は馬上七騎、足輕六十人、中間人足百人、一萬石以上は馬上三四騎、足輕二十人、中間人足三十人である。これによつて行列の大體を知ることが出来る。また其家の格式によつて東帯之節轆(轆輿の略)・金紋前後箱の家(前箱後箱の意で、挾箱を前と後に列する)等二十三種もある。行列用具は槍・鐵砲・雜刀・刀筒・弓・沓駕籠・摘毛・大鳥毛・具足櫃・合羽駕籠等である。なほ行列が道中で出逢ふ時は一定の規定があつて、その大名の格式によつて大名自身が輿から出て禮をするのもあれば、或は輿の戸を開いて禮をするものもあり、戸を半ば開いて濟むものもあつた。

○武家諸法度

【新制初級第二十一章、中級上級第十第一章第一節】

所在 京都市東山區南禪寺塔頭金地院。

元和二年十月、金地院崇傳が秀忠の命によつて前年自ら執筆した法度を改書して上つた時の控である。全體では縦三六センチメートル弱(一尺一寸八分)、横五一センチメートル強(一尺六寸九分)。本圖はこのはじめの三章である。

禁中並公家諸法度が制定以來一度も變改されなかつたのに反して、武家諸法度は殆ど將軍の變る毎に改正されて居るが、

その第一の變改が本圖に掲げた秀忠のそれで、家康が僅か一年前の元和元年七月に制定したばかりのものに多少の變改を加へたものである。次に新舊相對照してその全文を掲げる。但し括弧内は前年の制定にしてこの時削除された部分。圈點はこの時變改された部分である。

武家諸法度

一、文武弓馬之道專可相嗜事。

左文武古之法也。不可不兼備矣。弓馬者是武家之要樞也。號兵爲凶器。不得已而用之。治不忘亂。何不勵修鍊乎。

一、可制群飲佚游事。

令條所載。嚴制殊重。耽好色業博奕。是亡國之基也。

一、背法度輩。不可隱置於國々事。

法是禮節之本也。以法破理。以理不破法。背法之類其科不輕矣。

一、國々大名小名。并諸給人。各相抱士卒。有爲叛逆殺害人告者速可追出事。

夫挾野心之者。爲覆國家之利器。絕人民之鋒劍。豈足允容乎。

(一、自今以後國人之外。不可交置他國者事。

凡因國其風是異。或以自國之密事告他國。或以他國之密事告自國。佞媚之萌也。)

一、諸國居城雖爲修補。必可言上。況新儀之構營。堅令停止事。

城過百雉國之害也。峻曼浚隄大亂之本也。

一、於隣國企新儀。結徒黨者有之者。早可致言上事。

人皆有黨。亦少違者。是以或不順君父。乍違于鄰里。不守舊制。何企新儀乎。

一、私不可締婚姻事。

夫婚合者陰陽和同之道也。不可容易。易曰匪寇婚媾。志將通寇則失時。桃夭曰。男女以正婚姻以時。國無饑民也。以緣成黨。是姦謀之本也。

(一、諸大名參動作法之事。

續日本紀制曰。不預公事。恣不得集已族。京裡二十騎以上不得集行云々。然則不可引卒多勢。百萬石以下二拾萬石以上。不可過二十騎。十萬石以下。可爲其相應。蓋公役之時者。不隨其分限矣。)

一、衣裳之品不可混雜事。

君臣上下可爲格別。白綾。白小袖。紫袷。紫裏。練。無紋。小袖。無御免衆。猥不可有着用。近代郎從諸卒。綾羅錦繡等之飾服。非古法甚制焉。

一、雜人恣不可乘輿事。

古來依其人。無御免乘家有之。御免以後。乘家有之。然近來及家郎諸卒。乘輿。誠濫吹之至也。於向後者。(國大名以下。一門之歷々者。不及御免可乘。其他昵近之衆。并醫陰兩道。或六十以上之人。或病人等御免以後。可乘。家郎從卒。恣令乘者。其主人可爲越度。大名以下一門之歷々。並醫陰兩道或六十以上之人。或病人等者。不及御免。可乘。其外昵近之衆者。御免以後。可乘。至國々諸大名之家中者。其主人撰仁體。遂吟味。於其國可免之。叨令乘者。可爲越度也。但公家門跡。并諸出世之衆者。非制限。

一、諸國諸侍可被用儉約事。

富者彌誇。貧者耻不及。俗之凋弊。無甚於此。所令嚴制也。

一、國主可撰政務之器用事。

凡治國道在得人。明察功過。賞罰必當。國有善人。則其國彌殷。國無善人。則其國必亡。是先哲之明誠也。右可相守此旨者也。

(慶長二十年七月) 元和二年丙辰十月 日

○江戸古圖【新制上級第 十章別刷】

原圖は寛永八年頃刊行、江戸繪圖の最古版である。武州豊島郡江戸庄圖と題し、縦九三二—横一・二五八耗で、藍・黄及び褐色の筆彩色がある。江戸の起源は天正十八年小田原役後、秀吉が家康を關東八州に封じ、江戸を居城たらしめたに始まる。家康は同年八月朔日始めて江戸に入り、池沼を埋めて居住に適せしめ、市人を招いて町屋を営ましめた。慶長八年二月家康が征夷大將軍に任ぜられ、幕府をこの地に開くに及び、江戸は全國政治の中心たる覇府となつた。この年町割を定め、南方の海を埋めて市街を廣め、日本橋(北より二番目の東西に走る堀に架せられ、東より一番目の橋)が架けられた。その後大名の邸宅を設けるもの多く、神社佛閣の建立相つぎ、街路の擴張、橋梁の架設屢々行はれて、市街は日々繁榮に赴いた。江戸城の修築も屢々行はれ、元和四年には紅葉山(天主閣の西南隣)に家康の廟を設け、同六年には天守閣成り、同八年には本丸竣工し、寛永五年にはその外郭を修築し、莊麗を極むるに至つた。

本圖の中、天主閣のある一郭が本丸で、將軍の居城であり、その西南の一郭が西ノ丸で、前將軍又は將軍の嗣子の居城である。本丸・西ノ丸の西側に隣接して、北より紀伊大納言(徳川頼宣)、水戸中納言(徳川頼房)、尾張大納言(徳川義直)の屋敷がある。白色の部分堀で、淡墨色に細字の見ゆる部分が武家屋敷、淺草川(隅田川)の下流域の右岸及び江戸灣の海岸には幕府・大名の藏屋敷がある。町家は主として黒色の部分と、その中間に挟まれてゐる部分即ち日本橋・中橋・京橋等を含む地域である。これによつて武家屋敷が面積最も廣く、町家はその半足らずであつたことが知られる。因に江戸の人口は享保七年に武家約二十萬と推定されるに對して町人は五十二萬六千餘人であり(吹塵録)、面積は明治二年の調査によれば總面積五十六萬三千六百餘アール(千七百五萬餘坪)の中、武家地は三十八萬六千五百餘アール(千六十九萬二千餘坪)で約六割、町地は八萬九千九百餘アール(二百六十九萬六千坪)で約二割を占め、その残は寺地であつた。尙現在の皇居は舊江戸城西の丸に當る。

○江戸越後屋吳服店【新制上級 第十章】

天保七年版。江戸名所圖會所載の圖に據る。

越後屋は將軍綱吉の頃、三井九郎兵衛(八郎右衛門ともいふ)が江戸駿河町(東京市日本橋區)に、九間に四十間の棟高い長屋を作つて新棚を出し、すべて現金賣に掛値なしと定め、四十餘人の利發な手代を使ひ、一人一色の役目暨へば金欄類一人、羽二重一人、毛織類一人等の如く手別けして、天鷲絨一寸四方の如き小切をも客の求めに應じて自由に賣り渡し、殊に急製を要するものは羽織の如きもすべてその使を待たせ、數十人の手前細工人が立ち並んで卽座に仕立て、これを渡す有様で、その販賣法に一新機軸を開いた所である。かゝる販賣法は忽ちに非常な繁榮を來たし、天和・貞享頃既に越後屋の毎日の賣上高は金百五十兩に達したといふ。その後益々繁昌して現代まで續いた。現今の三越はその後身である。こゝには天保頃の越後屋の外觀を示した。建物は防火建築たる塗屋造の棧瓦葺の二階建て、屋根の檐先には夫々吳服物品々駿河町越後屋の看板を高く掲げ、見世棚の前には家紋・家號を染め出した布簾を垂れてゐる。

○江戸火消の圖【新制上級第十章】

○江戸町火消【中學上級第十章第四節】

江戸の消火隊には武家の火消と町人の火消の二大別があり、前者には定火消、大名火消、方角火消等の種類があつたが後者は町火消と稱せられた。正徳五年創立、吉宗の頃大岡忠相の議によつていろは四十七組が完成し、その後本組を加へて四十八組となつた。各組とも頭取があり、その下に頭、纏持、梯子持、平人(鳶口を持つ者)人足の五階級に分れて居た。

尙大名火消には以上の三種の外、各大名の内にも享保頃から各自の消火隊を設けるものが出来、町火消にも前記四十八組の外に本所及び深川に十六組の火消隊が出来た。而して此等の火消は「江戸の花」と迄稱せられた火事毎に壯烈な働

をなしたが、武士と町人との間の反目があり、町火消の中にも各組の間に競争意識が頗る濃厚になつて、數々の佳話と共に種々の弊害も生ずるやうになつた。

本圖は東京市赤坂區氷川神社所藏の繪額よりとつたもの。

原圖は「火消勢揃圖」と題し、町火消の「まゝ組」の圖。作者は月岡芳年、明治二十五年五十四歳で没した浮世繪師の最後をかざつた人。名は米次郎、大蘇、一魁齋等の別號もある。

○江戸時代の町家

【新制上級】
【第八章】

所在 東京市、武内金平氏所藏四季遊樂大屏風の一部。

町家は商人町と職人町とに大別される。更に都市計畫から言へば城下町にあつては町家は町を通る主なる街道に沿うて置かれるが常で、而も築城と共に設けられた大きい城下では碁盤割になつてゐることが多く、その中、交通に左右されることの多い商人町は主なる街道の表通に置かれ、比較的に交通に左右されることの少ない職人町は大體裏町か、或は幹線道路に沿ふも中心區域外にあることを常とした。

圖は近世最大の城下町たる江戸の職人町の状態を現はしたものである。町家は開け放つて店舗とするが普通で、向つて右は縫箔屋で、これと軒を並べて機を織る女、足打する女がある。足打とは大小の柄糸や具足の威し絲等を組むものでその方法は手で糸を捌きながら足を動かして木刀で打つのである。縫箔屋の前で裸のまま仕事してゐるのは桶屋であり中央に荷を擔つてゆくのは油賣である。原本は享保頃の作品である。

○江戸時代の農家

【新制上級】
【第八章】

所在 東京帝室博物館所藏洛中洛外繪卷中の一部。

右の繪卷の作者は住吉具慶。天和・貞享頃の作である。本圖にとつた圖柄は京都近郊の農家を畫いたもの。近世畫壇の巨

匠の筆によつて精緻な筆致に豊かな情趣を漂はしてゐる畫面であるが、藁葺の小屋、庭前の白搗等に農村の有様がよく示されてゐる。右上の門口に黒い箱を持つて立つてゐるのは地獄・極樂等の繪を見せ唄を歌つて合力を乞ふて歩く歌比丘尼である。

○元祿時代の皇居

【新制上級】
【第八章】

寶永五年刊、新校正御公家鑑（京都出雲寺和泉掾開板）挿繪による。

平安京御造營後の皇居には古來の慣例により廣狹の二義がある。大内裏（又は裡）又は宮城と稱する時は大内裏の全體即ち大極殿・豐樂院より天皇の御住居を初めとし、太政官・各省寮・司等の諸官廳のすべてを包含し、内裏（又は裡）又は皇居と稱する時は諸殿舎及び諸官廳を除いた天皇の御住居のみを指すのである。併しこの區分は決して制度上の稱呼ではなく、「大」は美稱であつて、大内裏・内裏・宮城はすべて皇居を稱し奉つたものである。但し、平安中期以來、里内裏に永く御住居あらせらるゝに及び、大内裏は大内と稱し、現在御起居遊ばされる里内裏を内と稱する區別が出来た。里内裏とは火災その他の變災などの爲に一時御假寓遊ばされた御殿で、その名稱は圓融天皇の貞元元年の災に太政大臣藤原公季の堀川第に行幸遊ばされて約一ヶ年御住居になつた時に起源すると思はれるが、その後白河天皇の御代以後は事實上の皇居は殆ど里内裏又はその他にあつて、事ある時毎に大内に臨幸になるといふ有様になつた。

桓平安京の大内裏は桓武天皇の平安奠都以來安徳天皇の御代の福原遷都に至るまで、三十六天皇・四百三十四年間、以上の如き大内との別はあつたが兎も角も皇居として存し、その間天徳四年以來十數回の火災の厄を被り、度々改築されたが、その規模の變更は殆どなかつた。而るに平清盛の專斷による福原遷都以後頗る荒廢し、遷都一年に満たずして御還幸になつてからは閑院（二條南・西洞院の西一町）を里内裏とせられ、その後源平の兵亂で益々荒廢したが、尙折々の臨幸は行はれてゐた。かくて鎌倉時代に及び、源頼朝が文治五年に大内を修造し奉つたが、閑院が里内裏たること舊の如く、順徳天皇の承久元年に大内が焼け、その後造營未だ成らざるに承久の亂の爲に工事中止せられ、後堀河天皇の安

貞元年再び造營中に祝融の災に遭つた。爾來復興の事もなく、建武中興に至り、漸く大内裏造營の計畫がたてられたが着工に及ばずして止み、こゝに全く平安宮は廢絶に歸したのである。

一方里内裏の規模を大内裏のそれに模することが、鳥羽天皇の土御門殿(土御門南・鳥丸西)御造營に始まりしものゝ如く、之に伴つて諸々の公事も次第に此處で執行されるやうになつた。併し里内裏はその性質上其の後も一所に一定したものではなかつたが、吉野朝時代のはじめ頃から現在の御所の地に定まつて江戸時代に及んだのである。

現在の御所の地は、その初めは正親町より南、土御門より北、高倉より西、東洞院より東の方四十丈の地であつて、藤原氏代々の傳領。後、源季實の家となり、又大納言藤原邦綱の第となり、その間折々上皇の仙洞となつたことがあつたがその後朝廷の御料地となつたものゝ如くである。

即ち安元三年四月廿八日、京都大火の際高倉天皇がこの邦綱の邸に御遷幸、御讓位の後も此處にましまし、その後、後白河天皇の皇女宣陽門院親子内親王の宮・後嵯峨天皇の御所となり、後宇多天皇は此處で御誕生。伏見天皇も火災の爲に此處に御遷幸になつたことがあり、花園天皇は此處で御踐祚遊ばされた。ついで元弘の亂の際、後醍醐天皇が笠置に御遷幸遊ばさるゝや、北條高時量仁親王をほし、に御位に即け奉れるも此處(即ち光嚴天皇)。併し後醍醐天皇が隱岐より御還幸になり、光嚴天皇を廢して持明院に移した後、天皇は冷泉富小路殿にましましたから、一時此處は空虚になつてゐたものと思はれる。その後足利尊氏の謀反以來所謂北朝御歴代の皇居となつてゐたが、後小松天皇が後龜山天皇の禪を承け給ひて正統の天皇となられてから後、皇居は此處に定まるに至つた。

應永八年二月廿九日火災。天皇室町邸に移御

同 九年十一月十九日造營成つて遷幸(諸國段錢賦課)

嘉吉三年九月廿三日火災。天皇近衛房嗣邸に移御

康正二年七月廿日造營成つて遷幸

應仁元年應仁の亂により火災。天皇幕府に移御。その後更に戰禍の爲、北小路第・義政の別邸小川第・藤原政資一條第等に順次移御。

文明十一年十二月七日造營成つて遷幸(京都七口の關の通行税に據る)、但し一時の修理にて極めて粗造、その後益々荒廢、大永元年三月廿三日、後柏原天皇が踐祚後二十年、本願寺の獻金によつて此處に即位禮を行はせらる。この内裏にて即位されし初例。

大永十年大風の爲大破、十四年土一揆強訴の事あり。

永祿十一年、織田信長入京、村井定勝に命じて修理。

天正十八年、豊臣秀吉、前田玄以を奉行として更に造營。地域を廣めて南北百二十一間、東西百十五間半とす。永年の荒廢を脱して漸く皇居の體を成すに至る。

慶長十一年、徳川家康、諸侯に命じて更に造營を新にす。豊臣氏造營の宮殿を毀棄。紫宸殿は仁和寺、清涼殿は南禪寺に下賜せられて現存。

寛永十九年、さきに明正天皇御即位ありしにより、再び皇居修造、奉行小堀政一。

承應二年六月廿三日火災。天皇關白一條教輔第に移御。

明暦元年十一月、後西天皇新造營の皇居に遷幸。造營の奉行は永井尙長、時の所司代板倉重宗。

萬治四年正月十五日火災。天皇關白近衛基熙第に移御。

寛文二年十一月、新皇居上棟、三年成る。所司代牧野親成造營監督。

寛文十三年五月八日火災。天皇再び近衛第に移御。

延寶三年十一月廿七日新宮に遷御、この直前二十五日近衛第類火に遭ひ、天皇吉田神社に避難されしも新宮は無事。

新宮造營は所司代永井尙庸の監督。

貞享元年四月五日火災。

同 二年新宮落成。四年四月廿八日東山天皇御即位の禮を行はせらる。十一月十六日大嘗祭復興。
寶永五年三月八日火災。天皇加茂神社に御避難、ついで近衛家熙第に移御。
寶永六年十一月五日新造皇居成る。總奉行は建部政守、時の所司代は松平信庸。

以上の如く災禍屢々なりしを以て、寶永の御造營の際に、類火の難を避ける爲に、内裏附近の御幸町・麴屋町・富小路・東洞院・車屋町の上長者町に至る民家を取拂つて聖護院及び岡崎附近に移した。かくてこの後七十餘年、天明八年正月晦日の火災まで事なきを得たのである。

本圖は寶永五年御造營以前、恐らくは貞享御造營の有様をうつしたものであると思はれ、御所西南隅上方からの鳥瞰的に描いたものである。必ずしも正確とは言ひ難いが、唐門の位置（寶永御造營以後は清涼殿より更に北に寄つたあたりに移され、寶永以前は圖の位置にあつた。）紫宸殿前に廻廊及び承明門無く、日華・月華の東西の門が孤立してゐる點（現今の如く廻廊及び承明門あるに至つたのは寛政元年御造營以後、それ以前は圖の如くなつてゐた、寶永御造營の際には南門即ち建禮門の西に並べて西御門を建つ。寛政以來又除く。）西南隅に御輿宿のある點（この建物は寛政の御造營以來除かれ、且その敷地の部分が直角に殺がれて外堀が「L」型に折れ曲つた。この折曲は安政二年御造營以來復舊）南門・紫宸殿・清所・常御殿等の位置・方向等は當時の有様を示してゐる。但し、清涼殿が圖では南面してゐるが實は東面であり、記録所とあるは御學問所、内々番所とあるは小御所でなければならず、記録所・内々番所もその邊にある筈であるが、圖の如き大なる建物ではない。又内侍所の位置は圖とは全く反對に紫宸殿から廊を東行して右折する位置になければならぬ。又圖の月花門の北につゞく廻廊には宜陽殿、それが右に折れる所が陣の座でなければならず、清涼殿の西、圖の非藏人のあたりに公卿諸大夫間、清所の西には御臺所、その兩者の中間に非藏人間があるべき筈である。かくの如くこの圖は杜撰な看取圖であるが、これが公家鑑の巻頭に久しく掲げられたため、當時の一般の人々に御所の大體を知らしめた。京都府廳所藏の古圖によれば、この圖の頃の御所の四周の長さ次の如し。

南面御築地外法 約二〇八・二米（百十四間半）

北面同 約二〇四・五四米（百十二間半）

東面同 約二八五・四五米（百五十七間）

西面同 約二八一・八米（百五十五間）

○朱 印 狀

【新制初級第二十二章、中學上級第一十章第二節、女子第四編第三章】

朱印とは室町時代の末頃から武家が政務上の文書に押した朱肉の印で、その朱印を押した文書を朱印狀といふ。こゝに掲げた朱印狀は外國貿易船に與へた一例で、慶長十年九月十日徳川家康が東京行の船に與へたものである。かゝる海外渡航許可の朱印狀を與へられた外國貿易船を御朱印船と稱した。

○西班牙製時計

【女子第四編第三章】

所在 靜岡縣久能山東照宮。

慶長十七年七月、ノビスパニヤの總督から家康に贈つたもので、洋製時計輸入の第二であると思はれる。最初は天文十九年ザビエルが大内義隆に献じたもの。高さ二四糎餘（八寸五厘）外側は眞鍮で風景などの毛彫模様があり、内部の機械は全部鐵製である。この時計は西曆一五八一年西班牙マドリッド製作の銘刻があり、家康が駿府に隠居した後も常に座右に備へて愛用してゐたものであると傳へる。

○臺南ゼーランジャ城

【新制初級第二十二章、中學上級第十章第二節】

オランダが一六二四年澎湖島を去つて現在の我が臺灣の安平を明の許を受けて占據して城塞を築き、本國南西端の一州ゼーラント Zeeland に因んでゼーランジャ Zeelandia と名付けた。この後ゼーランジャ城はオランダの臺灣經營、東洋貿易の根據地となり、臺灣に於ける日本人・支那人の活動も壓迫されるに至つた。然るに一六五九年鄭成功が臺灣

に入るや、一六六一年この城を包圍し、九ヶ月の後遂に開城せしめ、最後の和蘭領事 Coyett は鄭氏に降服するに至つた。かくてオランダは苦心經營三十八年にしてこの地を棄てたのである。

圖はゼーランジャ城の城砦完成し、市街の整備した時代のものであつて、高く蘭國旗を掲げたのがゼーランジャの城砦、その左方が市街、赤嵌接 (Proviandta) は市街の左方、入江を隔てた對岸にあるが圖には入つてゐない。

この原圖は一六六九年、年モンタヌス Montanus がアムステルダムで出版した原著により Ogilby が英譯し、更に多數の挿畫を加へて一六七一年、ロンドンで出版した Atlas Chinesis 中にある畫の複寫であつて、多數の類書中、最も詳細なものである。

尙當時の城の狀況を窺ふために左に臺灣名所舊蹟誌(杉山靖憲編著、大正五年臺灣總督府發行)中の一節を引用する。

(前略) 桑宿ノ變舊時ノ地誌ト狀勢一ナラザルモ、此地一帯所謂臺灣江口外ノ一島嶼ヲナシ、洲阜錫身ノ狀ヲナシテ斷續スルモノ七、西紀千六百二十四年紀二二八四年 和蘭人據占ノ時、一鯤身ノ海岸ニ一砲臺ヲ築キ、尋デ西紀千六百三十年紀二二九〇年 更ニ城塞ヲ此丘上ニ築キ以テ外海ノ防備トナシ Zealandia ト稱セリ。(中略) 蘭人ノ記録ニヨレバ、「ゼーランヂヤ城ノ地、本城ヲ下瞰スベキ近距離ノ小丘ニ「ウトレヒト」 Utrecht ト云ヘル小石寨ヲ設ケ、且本城ノ北方約百メートル、他方約六十メートルヲ距テ、海濱ニ沿ヘル堡壁ヲ築キ、之ヲ城ノ西角及ビ北角ニ連接シ、該兩角ニ巨砲ヲ据エ、以テ本城ノ堅固ヲ加ヘタリ」ト。尙「臺灣府志」ニヨレバ紅毛城(赤嵌城)ハ和蘭人一鯤身ノ頂ニ小城ヲ築キ、又其麓ヲ繞テ外城ヲ同築シ、垣牆ハ今日ノ混凝土ヲ用ヒ、三層建ニシテ下一層ハ高サ丈餘ノ地下室ニシテ、食物及備用一切ヲ貯藏シ、城牆各塚ハ俱ニ鐵ヲ以テ釘シ、廣二百七十七丈六尺、高三丈有奇、女陣更察、星駱内城、樓屋曲折高低シ、棟梁堅固ニシテ灰飾精緻、展望臺ハ攀ヅルニ螺梯ヲ以テシ、風洞機井鬼工奇絶トアリ。(下略) 以て大要を察するを得るであらう。尙鄭成功が蘭人を本島より追ふや、ゼーランヂヤを安平鎮、プロビデンチヤを承天府と改稱した。現在は頽廢し、前者の遺址は修理を加へて税關の俱樂部に使用されてゐる。

○ジエームス一世の國書

【新制初級第二十二章
中學上級第十卷第二節】

所在 イギリス、ロンドン、ブリテイツシ・ミュージアム。

この國書は一六一四年(慶長十九年)四月一日付として、イギリス國王ジエームス一世が日本皇帝に宛てたものである。併し既に慶長十八年八月四日、始めて平戸に入港して駿府に至つたイギリスの司令官ジョン・セーリスが本圖と同様の國書を呈し、これに對して九月一日家康は返書を出すと共に七ヶ條の覺書を與へて通商を許した。故に本圖の文書は不用になつたから東インド會社に留め置かれ、その後ブリテイツシ・ミュージアムに藏せらるゝに至つたのである。

原本の體裁は横約五一糎(一尺六寸八分)縦約三八糎餘(一尺二寸六分)(八月四日の國書の寸法は異國日記には幅二尺、縦一尺五寸とあり恐らくは目測概算なるべし)寫真にもその折目明かなる如く、三ツ折にして更に二ツに折り返し、裏面の三ツ折になつた中央の部分の半分を外封の宛名を記すに用ひ、こゝに上部三方に簡單なる唐草模様をつけた縁を描き、その内に次の如く記してある。

TO THE High and Mightie Monarch the Emperor of Japan

本圖に示したのはその書翰本文の面で、書中の大文字と上部及び左右の縁の唐草模様は金泥、左右の縁の下に垂れた鏤と唐草模様との間點は銀泥(但し現在この銀色は黒くなつてゐる)を用ひ、又最初の James の大なる J の飾は青色、唐草模様と文字の輪廓は赤色で彩色してある。下方にうすく見える國王の署名の左方に二個の帶狀の紐の見えるのは翰の封に用ひたもので、裏面(即ち宛名の部分)から通されてあるもので、この帯で綴じた上に蠟印を捺してあつた。次に國書の原文を「東インド商會書簡集」第一巻によつて示す。

James by the grace of Almighty God, kinge of Greate Britaine, Fraunce and Ireland, defendor of the Christian faith, etc., to the highe and mightie Prince the Emperour of Japan etc: greetinge.

Most highe and mightie Prince,

As there is nothing which increaseth more the glorie and dignitie of Sovereigne Princes vpon earth then to extend their renoune vnto farr discident Nations: Soe, haueing vnderstoode of late Yeares from some of our louinge Subiectes that have traded into diuers Countries meere adioyninge vnto Yours, of the reputation and greatnes of your power and dominion: Wee haue encourradged our said subjects to vndertake a Voyadge into your Countrey, aswell to sollicit your freindshipp and Amity with vs as to enterchange such Commodities of each others Countreys as may be most of vse the one to the other, beinge nothinge doubtfull but such will be your princelie magnanimitie and disposition as to be readie to ymbrace this our desier, and not onlie to receive our people with your accustomed benignitie and fauer butt, for their better encourdgment, to affourd them your Royall protection for the settinge of a Factorie there with such securitie and libertie of Commerce as shall be most convenient for the advancement of the mutuall profit and Comoditie of each others Subjects; wherein, for our parte, wee doe willingly offer ourselves and the Libertie of our kingdomes and Countres whensoeuer any of your Subjects shall vndertake to have communication with vs And soe wee pray Almighty God to blesse and prosper You and to make you victorious against your Enemies.

From our Pallace at Westminster this

[blank] of January in the Eight yeare of our Reigne of Greate Britaine, Fraunce and Ireland.

尙異國日記に「文言ハ南蠻文字ニテ不被讀故、アンジニ假名ニカ、セ候、左ニアリ」として當時の國書の大意を譯してある。前掲文譯讀の參考に次に掲げて置く。

せめし帝王書狀之趣者、天道之御影により、おふぶりたんや國、ふらんす國、ゑらんだ國、(アイルランド國ヲイフ)、これ三ヶ國之帝王ニ、此十一年(原文ニハ在位ノ第八年ノ一月トアリ、慶長十八年ヨリ起算シテ、斯克改メタノデア

ル)、以來成申候、然者、日本之 將軍様御威光廣大之通、我國エ儘ニ相聞之候、爲其かびたん、せねらん、じゆわんさいりす、(原文ニハ名を掲ケズ、ジユワンハ、ポルトガル語ノジョンデアル)、此等ヲ爲名代、日本 將軍様エ、御禮爲可申、渡海させ申候、如此申通に罷成候へハ、互之國之様子、廣大ニ流通仕、我國之満足之所不淺候、於向後ハ、毎年商船あまた渡海させ、双方商人被爲入魂、互之望物商賣可被 仰付候、其上日本 將軍様御意之旨、於御懇情者商人ヲ當國ニ殘置、彌兩方懇和可被成候、然上ハ、我國へも、日本商人ヲ、自由ニ呼入、日本之重寶之物ヲ調法させ賣買可申付候、於此上ハ、いく久申通、日本へも、無心疎用シ可申入候條、被爲其意得可被下候、以上、

大ふりたんや國ノ王

居城ハおしめした(ウエストミンスター)

せめし帝王(ゼームス一世)

れスキし(ラックス Rex)

日本將軍様

今此案被參候國ハ、いがらたいら、又、げれふろたんとも申候、いつれも、國ハ一ツ、なハ二ツ御座候、如此あんじ書付上申候

○日歐交通圖

【新制初級第二十二章、中學上級第十卷第二節、女子第四編第三章】

大友・大村・有馬三侯の遣使 天文十八年(西曆一五四九)ザビエルが始めて我が國に切支丹を傳へてから、諸大名の中にもこれを信する者多く、殊に豊後府内(大分市)の領主大友宗麟は深くこれを信じ、洗禮を受けて教名をドン・フランシスコと稱し、又肥前大村(長崎縣大村町)の領主大村純忠、同國高來(長崎縣南高來郡)の領主有馬晴信も亦これを信じ、純忠は教名を「ドン・ペルトラメウ」、晴信は「プロタース」と呼んだ。天正七年(西曆一五七九)ポルトガルの宣教師ワリニヤニーは日本に於ける布教状態の視察のため、印度から渡來したが、三年後將に歸國せんとするに際し、日本に於

ける切支丹の盛況を歐洲に知らしめ、また日本人をして歐洲舊教國の狀況を目撃させ、且ローマ法王の強大なる勢力を仰がしめんがため、大友宗麟に説いて使節をローマ法王の許に遣はして敬意を表せしめんことを勧めた。宗麟はその説を容れ、有馬・大村兩氏も亦これに賛成し、遂に日向(宮崎縣)の領主伊東氏の一族伊東義賢及び有馬晴信の近親千々石清左衛門(大村純忠の甥)の二名を正使として派遣するに決した。伊東義賢は教名をマンショと言ひ、十三歳の少年で、千々石清左衛門は教名ミゲルと言ふ。この外に中浦ジュリアン・原マルチノの兩名を副使として遣はしたが、何れも十三歳から十五歳の少年であつた。

一行はワリニヤニーに伴はれて天正十年正月二十八日長崎を出帆した。間もなくマカオに到着して、風を待つため十ヶ月滞在し、その間基督教の學校に入つてラテン語を學んだ。十二月七日マカオを出帆してマラッカに寄航し、翌年二月印度のコチンに着して滞在すること半歳、九月ゴアに達した。ゴアは當時ポルトガルの東亞に於ける根據地で、總督の居所であつた。ワリニヤニーは管長の命によりこゝに留まり、代人をして一行を案内せしめた。一行は再びコチンに引返し、翌天正十二年一月九日コチンを出帆し、アフリカの南端喜望峯を迂回して大西洋に出で、更に北航してポルトガルの都リスボンに着いたのは七月五日であつた。九月末イスパニアの首府マドリッドに入り、その滞在中、國王フィリップ二世に謁見し、更に十一月二十六日ローマに向つて、イスパニアの東海岸アリカント港より出帆したが、折悪しく逆風に遭ひ、二度までも引返し、三度目には途中マジョルカ島に避難し、翌年三月一日纔にイタリアのリボルノ港に着き、ローマに入つたのは三月二十二日であつた。當時航海術が未だ幼稚な上に風力を利用して進む小さな帆船であつたため、途中頗る困難な航海を続け、日本を發してから、實に三ヶ年と二ヶ月餘を費したのである。

一行はローマ着の翌二十三日ローマ法王グレゴリ十三世に謁見して使命を果たすこととなつた。この日一行は軍樂隊・護衛兵等に前後を警衛され、この時十六歳の伊東マンショは馬上豊かに大僧正二人に伴はれて先登に進み、副使等もこれに隨ひ、行列を整へてローマの町々を経て、法王廳に行つて謁見を遂げた。一行の扮装は金絲花鳥の刺繍ある衣物を着て、羽織袴をつけ、絹足袋と雪駄をはき、腰には日本刀を佩び、純日本式の服裝を以てローマ市民の目を驚かした。

法王も殊の外悦び、最も鄭重にこれを通し、式場にて使節が跪いて法王に敬意を表するや、自らこれを助け起して遠來の勞を慰め、更に三大名の書狀を捧ぐるや、宣教師これを代讀し、法王これに對して挨拶して式を終へた。法王は基督教が日本にまでも布教せられたのは幸福の至りであるとして、今や死するも心に残す所なしとて大いに喜んだと言ふ。然るにこの言が讒をなして法王は間もなく病死せられた。伊東マンショ等が弱齡の身で萬里の異郷に毫も臆する所なく堂々として謁見の式を遂げたのは、以て偉とすべきである。

一行はローマ滞在二ヶ月餘の後、六月三日愈々歸途につき、沿道各地にて歓迎せられ、ヴィチエンツァ町(イタリア、ベニス)の西方)では劇場に案内して饗應せられた。その劇場は今日尙現存し、その一室には一行の行列の有様を畫いた壁畫が今も保存せられてゐる。八月八日ゼノアを出發してイスパニアに歸り、更にポルトガルのリスボンに着き、天正十四年四月十三日リスボンを出帆し、もと來し海路を屢々危難に遭ひつゝも翌年五月無事ゴアに着いた。ゴアに滞在すること凡そ一ヶ年の後、十六年四月此地を發し、途中マカオに寄航して逗留し、長崎に歸着したのは天正十八年七月であつた。先きに一行の日本を出發してから、正に八ヶ年を経過した。ワリニヤニーはこの時ゴアの總督の使節として更に將來の布教保護を請ふため、ゴアから一行を伴つて來朝した。然るに一行出發當時は織田信長全盛時代で、切支丹布教上便宜を與へられてゐたが、既に時勢は一變し、豊臣秀吉の世となつて切支丹は禁止されてゐたから、遣使によつて今後の布教に便せんとした豫期に反することとなつた。

伊達正宗の遣使 伊達政宗が支倉常長を歐洲に遣はしたことは、我が國とイスパニアとの交通史上最も注意に値する事件である。これは當時の海外發展の氣運に乗じたものであると共に、徳川家康の貿易振興に對する積極的態度に刺激されたものである。家康は夙にイスパニア及びメキシコ(當時イスパニア領でノビスパンと稱した)と通商を開かんと希望し、日本在留の宣教師をしてその斡旋を圖らしめてゐたが、慶長十四年ルソン(當時イスパニア領)の太守ロドリゴが任期満ちて歸國の途中、我が上總の海岸に難破したから、家康はこれを助け、翌年船を與へて送還すると共に、宣教師ムニョスを使節としてこれに同行せしめ、通商を議せしめた。然るにムニョスは再び來らず、イスパニアの答禮使ビス

カイノが慶長十六年來朝したが、家康の希望した通商には何等答ふる所なく、日本近海に於ける金銀島探險の陰謀が暴露したため、却つて家康の不興を蒙つた。こゝに於て家康は宣教師ソテロを使節として再びイスパニアに遣はしたが、ソテロは航行僅かに一晝夜にして破船し、その使命を完うすることが出来なかつた。この時、仙臺の伊達政宗が家臣支倉常長を使としてイスパニア及びローマ法王に遣はさんとするの議があつたから、家康は更にソテロをこれに同行せしめて、曩の使節ムニョスの使命の結果を質させることとした。これソテロは貿易を利用して切支丹の布勢に便せんとしたものであり、政宗の眞意は陸奥とメキシコとの間に貿易を開かんとするにあつた。この政宗の遣使は前後の事情より考ふれば、家康・政宗の合議の結果に出たものであらう。

支倉常長及びソテロの一行は、先に金銀島探險に失敗し、剩へ乗船難破して困却してゐたビスカイノ等をも便乗せしめて、總計百八十人、慶長十八年九月十五日奥州月の浦(宮城縣牡鹿郡)を出帆し、一路太平洋を横斷して十二月十六日メキシコのアカブルコ港に到着し、この地にて總督の歓迎を受け、一行中六十八名は洗禮を受けた。翌十九年五月三日イスパニア船に搭乗してメキシコの東岸ベラクルス港を發した一行は、六月十八日キューバ島ハバナに寄港し、七月二日同島を發し、大西洋を横斷して九月二日イスパニアのサンルカル(グアダルキビル河口大西洋岸)に着いた。更に九月十八日セビーヤ(同上的中流域に在る河港、ソテロの故郷)に達して熱狂的歓迎を受け、翌十月二十四日セビーヤを發し、コルドバ・トレイトを経て、十一月十日イスパニアの首都マドリッドに入つた。翌元和元年正月二日支倉常長はソテロと共に盛大な儀式を以てイスパニア國王フィリップ三世に謁見し、政宗の書狀及び方物を呈し、交通貿易を開かんとを請うた。國王は支倉常長のため、正月二十日親臨して壯嚴な洗禮式を擧げさせ、これにドン・フィリップ・フランシスコと言ふ教名を授けられたが、通商談判のことは何等進捗を見なかつた。支倉常長の一行は八月八日マドリッドを發し更にローマに向つてイスパニアの東海岸バルセロナを出帆し、ゼノアに着し、チビタベツキア等を経てローマに着き、九月六日莊麗な行列で入府の式が行はれた。次いで九月十二日ローマ法王パウロ五世に謁見の式を擧げ、政宗の書翰及び方物を呈し、支倉常長はローマ市民權を贈與せられた。

かくて此一行は十一月十八日ローマを發して歸途につき、フロレンスを経てゼノアに出で、再び元の順路により、元和二年四月イスパニアに歸着した。然るにイスパニア政府は政宗に贈るべき返書をフィリップの總督に送り、日本に於ける切支丹の状況に應じ、これを交附せしむることとして、直接支倉常長に與へなかつたため、常長は自らその返書を得ざれば歸國する能はずと主張してセビーヤに滞在した。此に於てイスパニア政府は再びその處分を議し、遂に國王の書を常長に交附したが、偶々彼は病に罹り、セビーヤ近傍の僧院に年を過し、その間更に書を國王に上つて宣教師の同伴、メキシコ又はイスパニア本國と通商を開かんと求めた。然るにイスパニア政府は家康の切支丹禁制を聞き、遂にその請を容れなかつたため、常長等は空しくイスパニアを去り、大西洋を経てメキシコに歸つた。

これより先、彼のムニョスは家康の命を帯びてイスパニアに到り、メキシコ貿易についてイスパニア政府と交渉し、その返書を齎して元和元年四月メキシコの西海岸アカブルコに到着した。偶々ムニョスは病に罹り、代理使節をして嚮に常長一行を乗せ來つた船に便乗せしめて我が國に送つたが、當時我が國では既に切支丹は嚴禁せられて形勢全く一變してゐたため、代理使節は江戸に抑留せられ、再びアカブルコに渡航せんとする政宗の船に便乗して歸國すべきを命ぜられた。

かくて政宗の船は再びムニョスの代理を載せて元和四年正月アカブルコに着き、適々常長一行のイスパニアより歸り來るに會ひ、これを搭乗せしめてアカブルコを發し、六月二十日ルソンに着いた。かくて常長はルソンに暫く滞在後、元和六年八月歸朝した(元和八年七月歿五十二歳)。ソテロは切支丹の禁壓嚴酷であつたためマニラに留つてゐたが、元和八年日本への渡航の念抑へ難く、遂に支那のジャンクに乗つて、俗人の姿で薩摩に渡來したが、程なく捕へられて大村の獄に投ぜられ、寛永元年八月二十五日遂に火刑に處せられた。

支倉常長等海外に在ること八年、その隨行員八十五名の中、常長と共に生還したのは僅かに十一名で、その壯舉は遂に豫期の成果を見ず、その後久しく世間から葬られてゐたが、明治九年の明治天皇東北御巡幸の際、伊達家で支倉常長の遺物たるローマ法皇及び常長の油繪肖像、ローマ市民權證書・十字架・珠數等を天覽に供してから喧しくなり、内外の史

料の搜索が盛に行はれ、その真相を明かにするに至つたのである。

○支倉常長

【新制初級第二十二章、中學初級第一編第二章、女子第四編第三章】

イタリアのローマ、アンゼロ圖書館所藏銅版畫像集に據る。

本圖は羽織・野袴を着けた姿であつて、珠數の端に十字架が附いてゐるのは切支丹信徒たることを現はしたものである。本圖の如き野袴は一に裾細袴とも言ふ。近世には武士が旅行の際、駕に乗る者は黒縮緬の羽織にこの野袴を着用し、紺足袋をはくが常で、又幕府御用達の町人も平日出仕の時武士と混じない標として縞物の羽織・野袴を用ひ、又士民共に火事装束には必ず野袴を使用した。

○支那及び南洋諸國要地圖

【新制初級第二十二章、中學初級第一編第二章、女子第四編第三章】

足利時代以來我が國邊民は朝鮮・支那の沿岸に到つて私に通商を營んでゐたが、貿易風を利用して彼我の間を交通するため、その渡航が季節に左右されること多いのに、若し彼が海禁を行つて貿易を許さないか、或は彼の官吏・商人等が不正で、我に不利益を蒙らされた場合には、始めて掠奪を恣にするものも少くなかつた。然るに國內が統一せらるゝに及び、秀吉は嚴重に海賊の倭寇を取締り、貿易者には朱印の免狀を與へて海賊と區別した。これより公許の貿易船を御朱印船といふ。秀吉が雄大な外征を計畫したに對して、家康は大規模な通商貿易を計つたため、家康・秀忠二代は御朱印船貿易の黄金時代を現出し、我が國人の遠く南洋諸國に航して、歐羅巴人・支那人等と貿易するもの頗る多く、到る處に帆影を見た。今その主なる渡航地を大日本史料によつて擧げれば、

- 信州(安南交州府か)
- 安南
- 占城(安南平順州)
- 太泥又は田彈(パタニ)
- ベンガラ
- セイラン(錫倫)
- ジャガタラ
- 艾萊
- 高砂(臺灣)
- 天河又は阿媽港(澳門)
- 交址(佛領安南・廣南)
- 東埔寨

- 暹羅
- 麻利加又は麻陸(マラツカ)
- ゴア
- スンダ
- 淳泥(ボルネオ)
- 呂宋

- 太泥又は田彈(パタニ)
- ベンガラ
- セイラン(錫倫)
- ジャガタラ
- 艾萊
- 高砂(臺灣)

伊能嘉矩氏著臺灣志第一卷挿入圖版による。

○鄭成功

【新制初級第二十二章、中學上級第十章第二節】

○朝鮮使節行列の圖

【中學上級第十章第三節】

朝鮮人大行列記大全(寶曆十三年京都寺町菊花堂刊行)に據る。朝鮮使節の一行は正使・副使・從事官の三使に従ふ上・官・上官・中官・下官・學士・樂人・通詞以下約五百人の大勢に及び、朝鮮より兵庫迄(或は大坂迄)は海路、それより陸路を京都を経て東海道を江戸に下るのを例として居た。本圖はその行列の一部で、右圖は正使の輿、笠桿をさしかけて卅六人で擔つてゐた。左圖は正使の輿の直後に従ふ行列の一部で、先發は上判事(通事)一人、次は使令二人、次は及唱二人、その後は日本の徒士侍である。副使・從事官はこの後方にあつて同じく卅六人に擔はれた輿につてゐる。而してこの行列の接待・警衛には沿道の諸大名が各々分擔せしめられて當つてゐた。

○末吉船

【中學上級第十章第二節】

所在 京都市東山區清水寺。年代 寛永十一年十一月。

本圖は大阪の商人末吉孫左衛門が南洋貿易に従事して無事航海を終へて歸國したので、その祝宴を開き、航海安全の諸願成就の御禮として、其船を畫かせて清水寺觀音堂に奉納した懸額三面の中の一。國寶。畫工は北村忠兵衛。圖中、御朱印船の構造の外、三味線・骨牌・雙六・煙草盆等當時の風俗を見るべきもの少なからず、南洋土人の勞役に服してゐる等も注意すべきである。文字の中、宿坊執行とあるは清水寺の執行即ち寺務所を以て取次とする意である。因に末吉船は長さ約三六・三六米(二十間)あつた。

○山田長政

【新制初級第二十二章
中學初級第四編第二章】

所在 靜岡市淺間神社。

本圖はその模寫による。長政は通稱仁左衛門、駿河國安倍郡蘆科郷の人と傳へられ、元和五年暹羅に渡航以來大に日本人の爲に氣を吐き、遂に日本町の壯丁を率ゐて國の内亂を鎮め、王女を娶つて六昆國王に封ぜられたが、國王の崩後國內又亂れ、寛永八年反對黨に毒殺された。

本圖所藏の淺間神社は長政がかねて信仰してゐた神社。圖は長政が軍艦圖と共に奉納したものである。

○山田長政の軍艦

【新制初級第二十二章・中學初級第
四編第二章、女子第四編第三章】

所在 靜岡市淺間神社。

本圖は寛永三年山田長政が淺間神社に奉納した圖の模寫による。長政は暹羅にあつてよく在留日本人を保護し、漂流日本人を好遇したが、寛永三年にその地に至つた日本人の歸國するのに托して自分の軍艦の圖を故國の淺間神社に奉納した。而るにこの圖は久しく同社に掲げられてゐたが、天明八年十一月五日、火災に罹つて焼失してしまつた。

所がその圖を駿河の御書院番柳原長俊が模寫してゐたので、火災後再び模寫表装して同社の社庫に納めた。又下總佐原

の清原秀堅が、土佐派の畫家高島千春に模寫させた圖も同社に保存されてゐる。

この圖によれば、その軍艦は三本櫓の帆船で艦尾に樓閣があり、十八丁櫓、舷側の櫓の間には兩側各八門の大砲を備へ二本の櫓には戰術樓があつて戰術員が鐵砲を發射してゐる。船中で甲冑を被つて双刀を帯び、鐵砲又は弓を持つてゐるのは日本人の兵士、中央櫓下の甲板に立ち、金兜綵鎧の裝に扇を開いて指揮する將は山田長政自身であらう。

○濱田彌兵衛の活動

【新制初級第二十二章・中學初級第
四編第二章、女子第四編第三章】

フアレントイン著新舊東印度諸國誌の挿畫に據る。

濱田彌兵衛は長崎の貿易商末次平藏に屬してゐた船長で、オランダ人の間には Joffoyedonno の名を以て知られてゐた安平にゼーランジャ城を築いて臺灣貿易の全權を握らんとしたオランダ人は、輸出入品に對して高率の關稅を課し、平戸に於けるオランダ東印度會社が日本の保護を受けてゐるに拘らず、日本人にも同様の課稅をするに至つた。而して日本貿易商がその支拂を肯じなかつたので、寛永二年總督ソクは日本人の絹を沒收し、更に翌年巨額の資本を以て渡臺し、種々の物資を購入した濱田彌兵衛に對して、時の總督デ・ウィットはその運送を妨害し、翌年になつても彌兵衛は目的を達することが出來ず、遂に貨物を棄て、歸國するに至つた。かくてバタビヤのオランダ總督は、關稅問題と臺灣に於けるオランダの特殊の地位及び利權に就いて日本と協議する爲に、新にピーテル・ノイツ Pieter Nuyts を臺灣總督に任じ、商館長モイゼル Myser と共に日本に派遣した。而るに末次平藏は彌兵衛に聞いたオランダ人の暴狀に憤慨し、報復の爲に彼等の暴狀を訴へて七ヶ條の訴狀を幕府に提出したので、ノイツは使命を果さず不平を懷いて歸つた。續いて翌寛永五年、彌兵衛は弟小左衛門、子新藏等と共に四百七十人の武装した乗組員を従へて四月末に渡臺した所、ノイツはその武装を怪んで上陸を拒絶し、彌兵衛が部下數人と共に強いて城中に入るや、これを抑留して船の武装解除を命ずるに至つた。而もノイツは前年自己の日本に派遣された使命の失敗を怨み、乗組員を虐待して飲料水も供せず、貿易を拒絶し、遂に日本への歸航を拒んだので、こゝに彌兵衛の決死の奮起を見ることゝなつた。

即ち彌兵衛は生きてこの屈辱を見んより闘つて死するに如かずとなし、六月廿九日十数人の部下を従へてノイツに面談して歸航の許可を請ひ、問答數次、彼の依然として拒むに至るや、遂に彌兵衛の部下二人は隠し持つたる白刃を以てノイツを捕へ、彌兵衛は劍を彼の胸に擬し、側にあつたノイツの子ラウレンス及び通譯フランソア・カロン等と共に縛した。其他居合せた館員モイゼル以下は多く逃れ去つたが、館外では急を聞いて馳参じた彼の兵と我國人との間に戦闘が起り、双方に死傷を出した。一度逃れ去つたモイゼルは兵士等に命じて彌兵衛を屋外より射撃せんとしたが、彌兵衛は自若として劍をノイツの首に擬し、「若し一弾でも發砲したら立所に汝を殺す」と宣したので、ノイツは大聲で兵士の射撃を中止せしめたと傳へられる。かくてノイツは捕縛された儘六日間談判を繼續し、七月四日に至つて漸く和議成立、彼は彌兵衛等を安全に歸國せしめ、前に没收し又は抑留した彼等の貨物を返すことを約し、契約履行の爲に五人宛人質を交換することになつて漸くノイツは釋放された。そこで彼はノイツの子ラウレンス、館員モイゼル等五人を出して我が船に乗せ、我は彌兵衛の子新藏外四名の船員を彼の船に乗せて、彼等の船は並航して平戸に至つた。この彌兵衛の行動は幕府の認める所となり、兩船平戸到着後我が人質五人は釋放せられたが、オランダ人及びその船はその儘抑留せられ、乗組員の一部は大村・有馬等の牢獄にも繋かれ、當時平戸碇泊中の他のオランダ船も同様な運命に遭遇した。バタビヤのオランダ總督はこの事を聞いて事件解決の爲にウイリアム・ヤンスゾーンを日本に遣はしたが、我が國はその交渉を容れず、幕府は末次平藏の策を用ひて臺灣の城塞を引渡すか或は破壊して自由貿易を許すべきことを要求した。かくて兩國の外交交渉はその後永く繼續せられ、寛永九年に至つてバタビヤ總督スベツクスは日本人の不平を和げる爲にノイツを護送して來たので、幕府はこれを大村に拘禁し、曩のオランダ人等を釋放して歸航を許した。この後ノイツは尙平戸の小川庵に監禁されてゐたが、寛永十三年に至り、フランソア・カロンが印度總督より日光廟に獻納の青銅製大燭臺その他の獻納品を携へて江戸に上つた時、赦免を乞うて漸く許され、同年十月平戸を發してバタビヤに歸るを得、こゝにはじめて一件の解決を見たのである。

本圖は六月廿九日の亂闘の状況を蘭人が描寫したもので、右方奥の一室は即ち彌兵衛等がノイツを拘縛して強硬談判し

つゝある所、刀を抜いてその室に馳入らんとしてゐるのはオランダの兵士、左方入口に近い所で兩國人の亂闘してゐるのが見える。この有様を描いた圖柄の似た繪には彼の後裔なる肥前大村町の濱田勤五郎所藏のものもある。

○原城攻圍圖

【女子第四編第三章】

所在 長崎縣諫早町、諫早男爵家。

本圖の原本は縦約一・五七六米（五尺二寸）横約一・九七米（六尺五寸）の紙本彩色であつて、亂後間もなく作製されたものらしく、諫早家の祖茂敬は鍋島勝茂の家老として原城攻圍軍に加はり、一部の將として勇名を轟かし、且、亂後三代將軍家光の面前で戦況を講述した人であるから、恐らくはその際使用したものであらうと思はれる。

圖は上が南で左が東になつて居り、上端が原城の本丸、白線は通路、四角形に門形を附し、中に文字を記してゐるのは各大名の本陣であり、圖中各所に戦況を註記してある。

○原城本丸址

【新制初級第二十二章、中級初級第四編第二章、女子第四編第三章】

所在 長崎縣南高來郡南有馬村。

この寫眞は海に沿ふて南側から眺めた状態で、海水の浸蝕の著しいことが明かに認められる。鳥原の亂の際、平戸のオランダ商館長はライプ號に砲十五門を塔載して、寛永十五年正月十一日原城下に到つて海上よりこれを砲撃したが、僅かに城塙を壊すに過ぎなかつた程で、當時の着弾距離に對してはこれを防ぐに足る十分なる天險であつた。

○鳥原役要地圖

【新制初級第二十二章、女子第四編第三章】

本圖は鳥原役關係の要地を略示したものである。

肥前の鳥原及び肥後の天草島地方は九州の中でも切支丹宗門の最も盛な地方であり、鳥原の領主有馬晴信がその熱心な

信者であつた事は周知の事實である。家光は禁教の後晴信を甲斐に幽して子直純に後を繼がしめ、直純は切支丹を信じなかつたからしきりに禁教を嚴にしたが、信徒は尙頑強にその教を固守してゐたので、襲封の翌慶長十九年日向延岡に轉封された。而してその後には元和二年大和五條城主松倉重政が入封し、苛酷な刑罰を用ひて教徒を彈壓し、有馬氏の原城（現長崎縣南高來郡南有馬村南崎の海岸）を毀却して島原城（現同郡島原町）に城いたが、その子勝家は性情弱の上人民に重税を課したため、民心の不穩を來たした。

かゝる民心不安動搖の際、小西行長の遺臣大矢野松右衛門等は天草の益田四郎時貞を救世の天使と稱し、之を擁して人民の不平を煽動し、檄を島原半島各地に飛ばして反亂を激發するに努めた。時に寛永十四年十月である。こゝに於て農民所在に蜂起して代官を殺し、その一隊は遂に松倉氏の島原城を圍み、更に天草に使を派して時貞を迎へ、これを軍の將帥たらしめたのである。又天草島は肥前唐津の寺澤堅高の領地、富岡城（現熊本縣天草郡富岡町にあり）に城代を置いてゐたが、領内の反徒暴發を防ぎ兼ねて變を唐津に報じた。そこで唐津藩は急に援兵を送つたが、反徒の軍でも時貞が將となつて島原から來援したので尙捷つ能はず、漸く城を固守するに止まり、島内亦反徒の手に歸するに至つた。

この時島原の領主松倉勝家は參勤不在。家臣等は急を江戸に報ずると共に隣藩なる肥後熊本の細川氏、肥前佐賀の鍋島氏に援を乞ふたが、二藩は幕府の法度により國境に兵を集めたのみで傍觀するより外はなかつた。さる程に十一月四日亂の報が大阪に達したので、當時の城代阿部正次は臨機獨斷專行によつて豊後府内の目附牧野成純並びに九州諸藩に出兵を令し、ついで幕府に於ても板倉重昌・石谷貞清を上使として下向せしめ、諸藩の指揮に任ぜしめた。かくて細川氏の兵は天草、立花・有馬等の勢は島原の反徒を討つたので、兩方面の反徒は何れも退いて相合し、有馬氏の故城地なる原城に立籠つたのである。時に寛永十四年十二月。

諸藩の兵は従つて原城を攻圍したが、反徒の勢頗る強く、容易に鎮靜しなかつたので、幕府は更に老中松平信綱等を上使として江戸を發せしめた。重昌はこの報をきいて面目を恥ぢ、寛永十五年正月元日、總攻撃を斷行し、自らは勇奮死地に突入して戰死したのである。

ついで正月五日信綱等有馬に到着、城地の堅固なるを見て長圍の計をたて、その間一時オランダ人に頼んで海上より砲撃せしめたこともあり、細川・鍋島の兩氏は地下に坑道を開鑿して城中に入らんとしたこともあつた。かくて二月末に至つて城中糧食・彈藥漸く盡き、反徒困厄の状著しくなつたので、總攻撃を行ひ、二十八日遂にこれを陥れ、信綱は三月一日命じて城の要害を毀却せしめてしまつた。

尙、原城址本丸圖・原城攻圍圖の解説参照のこと。

○島原亂賊徒の旗

【新制上級第七章
女子第四編第三章】

○島原一揆の旗

【中學上級第十章第二節】

所在 佐賀縣、岡山敏之助氏。

天草四郎時貞の指物である。縦一・一一メートル餘（三尺六寸七分）、横一・一メートル（三尺六寸三分）、地質は白繪子である。

繪は十字架を拜する二人の天使を描き、上部に「聖餐は奪むべき哉」とポルトガル語で記してある。文字は次の如し。

LOVVAD SEIAOSACTISSIM SACRAMENTO

この指物は鍋島勝茂の部下、鍋島大膳が先陣して奪取したもので、切支丹禁制の嚴重な時であつたが、その勳功に賞でて寛文十一年子孫に傳へることを許されたものである。

○切支丹禁制々札

【新制初級第二十二章、中學上級第
十章第二節、女子第三編第二十章】

所在 東京市豊山中學校。

正徳元年五月の制札、此種の制札は江戸時代各所に立てられたもので、同年のものは東京帝室博物館にもある。本圖のものは武藏國横澤村（東京府西多摩郡増戸村横澤）にあつたもの、博物館所藏のものは奈良地方所在のものである。縦

約四二種（一尺四寸）、横約一〇三米（三尺四寸）程の寸法である。
文面次の如し。

定

きりしたん宗門ハ累年御制禁たり自然不審成もの有之ハ申出へし御ほうひとして

はてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立歸り者の訴人

同斷

同宿并宗門の訴人

銀百枚

右之通可被下之縦同宿宗門之内たりといふとも申出る品により銀五百枚可被下之かくし置他所よりあらはるゝにおおてハ其所之名主并五人組迄一類共に罪科におこなはるべき者也。

正徳元年五月 日

奉行

○踏

繪

【新制初級第二十二章
女子第四編第三章】

所在 東京帝室博物館。踏繪はもと江戸時代には長崎奉行所内の宗門蔵にこれを保管してゐたが、明治維新後これを教部省に移管し、その後東京帝室博物館に保管せられてゐる。年代 寛文九年。作者 長崎本古川町鑄物師秋原祐佐。圖の下方にはゼルサレムの遠景を背景とし、十字架上の基督を示した真鍮製踏繪である。原物は長さ約一九センチメートル（六寸二分）、幅約一四センチメートル（四寸五分五厘）、厚さ約一センチメートル（三分）で、高さ約一センチメートル（三分）の四脚が着いてゐる。精巧な形状が見られないのは磨滅したためである。踏繪は寛永八年には既に長崎で實施せられ、漸次九州各地及び江戸の切支丹屋敷に於て切支丹信徒の發見及び切支丹信仰の有無の證明のため、士分以下のものは老幼男女の別なくこれを強要せられてゐたが、幕末に至り、出島オランダ商館長ドンケル・ウルテウスが安政三

年七月及び安政四年七月の二回に互つて踏繪廢止を勸告したため、安政五年以後全く廢止せられた。

踏繪執行の方法は各地必ずしも同一ではなかつた。司祭浦川和三郎氏はその著「日本に於ける公教會の復活」にて長崎市外浦上に於ける状況を詳述されてゐる。即ち、踏繪は年一度正月に行はれるもので、籠持と言ふ各郷の組合長が踏繪の數日前に組下の人數を取調べ、疾病其他事故に因つて繪踏場所に出頭出来ないものを前以て届出でた。正月十四日は里郷の繪踏日で、平の宿の高谷家、俗に言ふ長店に長崎の代官役所から役人二名と足輕一名が出張し、里郷の各籠持は組下を伴つて早朝から長店の前の往來に集り、門を潜れば内庭には表口から裏門まで席を敷き、其上に一枚の繪板が置かれ、二名の役人は繪板に向つて疊の上に座り、足輕は土間の床机に腰掛けてこれを監視し、籠持から順次に兩足を正しく揃へて聖影を踏みつけ、それが終つた後、役人は繪板を携へて病氣届を出した家々を廻つてこれを踏ませ、重病人にはその足に聖影を當てるのであつた。然るに切支丹信徒の中には踏繪を行つて宅に歸つた上、必ず痛悔の祈を誦へて赦を乞ひ、或は壁の中に塗り込めた十字架を拜し、或はマリヤの像に似た觀音像を禮拜するものも少くなかつた。次項参照

○踏繪の圖

【女子第四編第三章】

本圖の原圖はシーボルトの「日本」の附圖であつて、縦約三九種（一尺三寸）、横約六一種（二尺）の洋紙に印刷した銅版畫である。シーボルトが長崎滞在中に見聞した所を畫工に描かせたもので、徳川末期文政頃の實況である。

踏繪は初めは切支丹信者發見の爲に隨時行はれたが、後には長崎附近に於ける形式的な年中行事となり、毎年正月四日頃より行はれたのである。この時には三四人宛の役人が踏繪を携帶した使丁を従へて各戸に臨んで家主より召使に至るまで悉く踏繪を行はしめ、宗門改帳の記名の下に捺印させた。本圖は或町家でそれを執行中の光景であつて、門口に鏡餅をかざつてあるによつて正月なることを知るべく、一人の男が將に踏繪にのらんとして居り、左方には既に踏み終つた男が座つて改帳に捺印せんとして居る。右方衝立前に座してゐる三人はこの後で順次踏繪しようとする家族であり、

正面の上下姿の男が役人の頭、その他は伴役人と使丁、及び町の自治體を代表する「籠持」等である。籠持は「籠」と名づける自治組合の長であつて、達や布告の通達をなし、踏繪の如き場合も組合全體の責任を負つてゐた。

○マリヤ觀音 【新制初級第二十二章、中學上級第十卷第三節、女子第四編第三章】

所在 東京帝室博物館。

明治初年、長崎市外浦上山里村の城之越舜民なるものゝ所持してゐたものを長崎奉行所で沒收したもの、高約三七糎（一尺二寸二分）。支那製の白磁觀音である。

世俗に子安觀音と稱せられるもので、切支丹とは無關係であつたが、切支丹宗門の禁制嚴重になるや、宗徒はこの像を以て聖母マリヤがキリストを愛撫してゐるものとして、ひそかに崇拜の對象としてゐたので、マリヤ觀音といはれる。かゝる秘密信仰は嚴酷なる禁制の裏をくゞつて明治時代迄行はれてゐたのである。

○切支丹墓 【新制初級第二十二章、中學上級第十卷第二節、女子第四編第三章】

所在 京都市上京區一條通大將軍社前成願寺墓地。

大正六年十一月發見、蒲鉾形であつて高約四一糎（一尺三寸五分）、幅底部約三六糎（一尺二寸）、高約五九糎（一尺九寸五分）、底部に深さ約一四糎（四寸七分）の彫込みをつくつてあり、蒲鉾形の兩面周圍には縁があり、その一面に上圖の如き刻文を読む事が出来る。尙圖に明かなる如く文字の上部には十字架大小二個と耶蘇會の徽章たる IHS の三字を刻し、「るしや」の左右にも平假名があるが、右上方の「いし」以外は判讀し得ない。右刻文中の IHS は IESUS HOMINUM SALVATOR とし、羅丁語の略であつて、意味は「耶蘇、人類救濟者」であり、「るしや」は女子のキリスト教名であらう。切支丹の墓は必ずしもかゝる形のもののみではない。普通の石塔のものもあるのである。

慶長十四年
いし
るしや
七月三日

○長崎出島蘭館内部 【中學上級第十卷第二節】

○長崎出島圖 【新制上級第七卷】

所在 長崎縣平戸町松浦伯爵家所藏「出島蘭館日蘭貿易圖」の一部。

原本は縦約三六糎（一尺二寸）、長約六・六糎（二丈二尺）の極彩色繪卷物であつて、廣渡湖秀の筆。湖秀は石崎元章の弟子、天明四年四十八歳で死んだ。この繪は明和・安永頃の作である。本圖は出島の入口であつて、門前の小さな橋が出島と本土とをつなぐ唯一の通路、橋の手に制札が二枚立てゝある。門内には更に二重に門が設けられ、その間の右手に番所がある。番所の後方に見える柵を廻らした一廓は洗濯場、洋服の下人らしき一人が臺の上で洗濯物をたゞいてゐる側に、白のツボン下様のものが綱にかけて乾してある。洗濯場の右に續く建物は倉庫「口ノ藏」と註してある。洗濯場と口の藏の前には數ヶ所に地上に敷物を敷いて象牙・織物等が置かれ、商人がそれを見て居り、右端の床机には數人の役人が腰かけてゐる。こゝは入札場である。又門を入つて眞直第二の門を入ると右側の長屋が火消道具の置場、左の塀の内はオランダ花鳥に續いてゐる。この繪卷の他の部分を見ると丁度蘭船が入港して荷の陸揚してゐる最中であるから、本圖に見える諸品も新たに蘭船によつて齎されたものと思はれる。次項参照。

○出島 【新制初級第二十二章、女子第四編第三章】

○長崎出島のオランダ商館 【中學初級第四編第二章】

所在 東京市中村勝麻呂氏。

原本の筆者は川原慶賀（豊助）、この人は文政・天保頃の畫家であつて、シーボルトの爲に屢々寫生してゐる人である。出島はもと長崎の森崎大波戸の南の沙嘴に、寛永十一年長崎の町人二十五人（これを出島町人と稱する）が許可を得て築造し、寛永十三年に竣工したものである。總地積約一三一アール（三千九百六十九坪一步）、周圍七三三米（三百八十

六間二尺九寸、東側約六五米(三十五間四尺五寸)西側約六四米(三十五間三尺八寸)北側(陸に向へる側)約一七六米(九十間四尺九寸)南側(海面側)約二一五米(百十八間二尺七寸)西方荷揚場縦約二七米(十五間)横約一六米(九間)扇形をなす所から扇島とも稱する。島内の周圍には板塀を造り、長崎(この邊江戸町といふ)との間には石橋があり、橋畔に番小屋、西側に小門を設け、島の周圍には標示木若干を立てて其の内に舟の出入を禁じてゐた。島内には商館長以下の住宅、乙名部屋、通詞部屋、倉庫、花園等がある。右方上部旗の棒の先端の部分)の大きな建物が商館長即ち甲比丹の住居である。出島には寛永十三年から貿易に必要なだけの敷を限つてポルトガル人を居住させたが、島原亂の結果寛永十五年ポルトガル貿易を禁止したので一時出島は空宅となつた。其後寛永十八年、平戸のオランダ商館を此處に移したが、オランダ人は爾來二百十餘年間、許可なくしては此島以外一步も出ることが出来なかつたのである。安政二年日蘭假條約が成立し、こゝに始めて出島のオランダ人は長崎市中の自由散歩が出来るようになった。當時入口の制札は二枚あり、その一枚には次の如く記してあつた。

禁制

出島町

- 一、傾城之外女入事
 - 一、高野ひじりの外出家山伏入事
 - 一、諸勸進のもの并乞食入事
 - 一、出島廻り榜示木柱の内船乗廻る事、附橋の下船乗廻る事
 - 一、斷なくして阿蘭陀人出島より外へ出る事
- 右條々堅可相守者也

寛永十八年己十月

又他の一枚には次の如くあつた。

日本人異國人御法度を背き、不依何事惡事をたくみ、禮物を出し頼候者急度申出べし。縦同類たりと云ふとも、其處

をゆるし、其禮物の一倍御褒美下さるべし。もし隠し置き訴人有之に於ては罪科たるべき者也。

卯十月

以て出入の嚴重なことを察するに足るのであらう。故に島内に於けるオランダ人の生活は極めて不自由であつて、本國より貿易船が到着した時は、幕府は第一に大砲・硝薬等を取除けて船内各部を探索し、然る後に乗組員の上陸を許したのであるが、勿論上陸しても島外には出られず、又上陸の際は必ず天主教を排除する誓をして十字架又はキリスト像を踏むことになつてゐた。

島外に出られる機會の唯一のものは年一回商館長即ちカピタンが江戸に出府する時であるが、この時も途中の警戒は嚴重を極め、旅舎にも隔離した一室を作つて自由に外部との交通を許さなかつたのである。その他の出入としては醫師は年數回藥草採取の爲に近在に出ることが許され、一般日本人としては長崎丸山の遊女が島内に入ることを許されてゐたのみである。而して島内には家畜を飼ひ野菜もつくつてゐたが、尙、その他食料品一切の供給は特に許された長崎の町人十七軒から成るコンブラ仲間によつてなされてゐた。

現在、出島は既に島でなく市内になつてゐる。即ち江戸町の河岸より西は出島町まで、南は出島橋から北は末廣町につらなる地區である。

尙、別刷長崎地圖及び上級用長崎出島蘭館内部の圖説明参照。

○元祿時代長崎繪圖

【新制初級第二十二章別刷
中學上級第十章第二節別刷】

本圖は「唐船來朝圖長崎圖」と題し、延寶中江戸松會の刊行せるもので、元祿時代に於ける長崎市及び港の状態を示すものである。縦六三・六糎、横九五・八糎で、黄・綠・藍・朱の筆彩がある。編者所藏。

元龜元年西浦(福田長崎港外)に漂着したポルトガル人が長崎の良港なるを探知し、大村家の家老長崎頼純に再び渡來すべきを約して去つたため、領主大村純忠は町の地割を定め、附近の商人を招き、宿屋を設け、凡そ五六町の町を造つて

待ち受けてゐたが、翌二年夏ポルトガル船二三艘入津して貿易を行つた。これより長崎は對外通商の港となつたのである。その後天正十五年豊臣秀吉は九州征伐の際、長崎を買収して公領とし、更に文祿元年始めて長崎奉行を置いてこの地を治めさせたが、その後近世に入つても幕府の直轄地で、幕末まで長崎奉行がこの地を支配した。この地方に切支丹が大いに流行するに伴つて貿易船も益々輻輳し、更に徳川家康が盛んに貿易を奨励したため、外國船の長崎に来るもの多く、長崎の町は頗る活氣を呈した。然るに切支丹禁制が愈々嚴重になるにつれて漸く貿易も制限せられ、元和九年イギリスがオランダとの競争に破れて退き、寛永元年イスパニアが我が國との通商を斷絶されたから、その後はオランダが平戸へ、ポルトガルが長崎へ来るに過ぎないこととなつた。島原の亂後、寛永十六年七月ポルトガル船の渡來も禁止され、同十八年オランダ商館が平戸から長崎出島に移轉して、長崎一港を限つて來航を許された。唐船・シヤム船等の來航も既に寛永十二年以來長崎一港に限られてゐたから、爾來長崎は海内唯一の對外貿易港となつた。従つて幕府は寛永十八年以後、福岡の黒田、佐賀の鍋島兩家をして隔年に長崎の警備に當らしめた。これより四十七年後の元祿元年には長崎に唐人屋敷を設け、翌年支那人をこゝに移して内地人との雜居を禁じた。

本圖は平面的圖式と立體的圖式とを併用した繪圖で、圖式頗る稚拙であるが、港内の阿蘭陀船(中二隻は石火矢を放つてゐる)・唐船を描くこと最も詳細で、寛文五年に沈没した阿蘭陀船をも示し、更に出島の蘭館、異様な唐寺、異國人の姿、晝夜の長短、潮汐の干満を知る仕掛(中の紙が廻るやうになつてゐる)等を描ける長崎特有の異國情調を深からしめるものである。また立神・西泊の兩御番所や、所々の石火矢臺、遠見番は幕府の警備が如何に嚴重であつたかを示すものである。

○保科正之【新制初級第二十三章、中學初級第一編第一章、女子第四編第四章】

所在 東京市松平(保男)子爵家。

原圖は東帯を着けた坐像で、東帯の一要素たる冠は垂纓が著いて居り、袍は武官の成規たる關腋の袍で右手には木笏を

持つてゐる。袍を着用すれば石帯と稱する一種の革帯で腰部を結束し、その端を前に垂れてゐるのを平緒といふ。

○綱吉筆蹟【新制初級第二十三章、中學上級第一編第三章、女子第四編第四章】

所在 東京市徳川(家達)公爵家。

綱吉の像がないのでその筆蹟をあげた。文次の如し。

君臣千歲遇、忠孝一生心、

をしへをくことたがはずば行すゑの道遠くともあとはまどはじ

綱吉の好學と忠孝札をつくつたり等して社會教化につくした面目を見得るであらう。

○元祿時代諸大名配置圖【中學上級第十一章第一節別刷、女子第四編第二章別刷】

本圖は元祿・貞享頃の主なる大名(十萬石以上)の配置を示し、且その石高と親藩・譜代及び外様の別を明かにしたものである。左に當時の藩主及び石高を示す。

陸奥	盛岡	南部	重信	一〇・〇〇〇〇 <small>萬石</small>
仙臺	伊達	綱村		六二・〇〇〇〇
二本松	丹羽	長次(後秀延)		一〇・〇〇〇〇
會津	松平	正信		二三・〇〇〇〇
白河	松平	忠弘		一五・〇〇〇〇
出羽	秋田	佐竹	義處	二〇・五〇〇〇
	庄内	酒井	忠直	一四・〇〇〇〇
	山形	堀田	正仲	一〇・〇〇〇〇

肥後	肥前	筑後	筑前	豊前	土佐	伊豫	讃岐	阿波	出雲	因幡	長門	安藝	備後	備前	美作	播磨	紀伊
熊本	佐賀	柳川	久留米	福岡	小倉	高知	宇和島	松山	高松	徳島	松江	鳥取	萩	廣島	福山	岡山	津路
細川	鍋島	立花	有馬	黒田	小笠原	山内	伊達	松平	松平	蜂須賀	池田	毛利	淺野	松平	池田	松平	徳川
綱利	光茂	光明	頼元	充元	原忠雄	豊昌	宗賀	定直	頼常	綱隆	綱清	吉就	綱長	忠雅	忠政	正武	光貞
五四・五〇〇〇	三五・七〇〇〇	一一・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇	五二・〇〇〇〇	一五・〇〇〇〇	二四・二〇〇〇	一〇・〇〇〇〇	一五・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇	二五・七〇〇〇	一八・六〇〇〇	三二・〇〇〇〇	三六・九〇〇〇	四二・六〇〇〇	一〇・〇〇〇〇	三一・〇〇〇〇	一〇・〇〇〇〇

大和	近江	伊勢	尾張	美濃	若狹	越前	加賀	越中	信濃	相模	甲斐	武蔵	下總	上野	下野	常陸	越後
郡山	彦根	津	桑名	名古屋	大垣	小濱	福井	金澤	富山	松代	小田原	府中	川越	佐倉	前橋	宇都宮	水戸
本多	井伊	藤堂	松平	徳川	戸田	酒井	松平	前田	前田	眞田	大久保	徳川	柳澤	稻葉	酒井	阿部	徳川
忠平	直興	高久	重誠	齊定	氏定	忠門	昌親	綱紀	利興	信房	保忠	綱豊	吉保	義雅	忠明	正邦	光圀
一一・〇〇〇〇	三五・〇〇〇〇	三一・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇	六一・九〇〇〇	一〇・〇〇〇〇	一一・三〇〇〇	二五・〇〇〇〇	一〇・二二七〇〇	一〇・〇〇〇〇	一〇・〇〇〇〇	一一・五〇〇〇	三五・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇	一〇・三〇〇〇	一三・〇〇〇〇	一〇・〇〇〇〇	三五・〇〇〇〇

薩摩 鹿兒島 島津綱貴 七七・〇〇〇〇
以上四十九家を十萬石を單位として分類すれば次の如し。

十萬石以上	二七
廿萬石以上	六
卅萬石以上	八
四十萬石以上	一
五十萬 以上	三
六十萬石以上	二
七十萬石以上	一
百萬石以上	一
尙十萬石未滿の當時の大名數凡そ百九十二家、それを一萬石單位に分類すれば次の如し。	
一萬石以上	六五
二萬石以上	四〇
三萬石以上	二五
四萬石以上	一一
五萬石以上	二七
六萬石以上	八
七萬石以上	一三
八萬石以上	一
九萬石以上	二

○赤穂義士切腹の圖【中學上級第 十章第三節】

所在 東京市安場男爵家。

本圖は細川氏邸に於ける大石良雄以下切腹の狀況を描いたもの、當時現場に列した細川氏の家臣右田才助が描寫した見取圖であつて、所藏者は良雄の介錯人であつた安場一平の後裔である。

赤穂義士四十七人は事件審理の後、大石良雄以下十七人は細川越中守、大石主税以下十人は松平隠岐守、岡島八十右衛門以下十人は毛利甲斐守、間十次郎以下十人は水野監物に預けられてゐたが、翌元祿十六年二月四日午前十時（巳の上刻）に至つて、幕府から次の如き通知書が御預けの四家に向つて發せられ、切腹仰付けられることとなつた。

御預被置候淺野内匠頭家來、御仕置被仰出候に付、御目付荒木十右衛門、御使番久永内記可罷越候。其節御自分被出會に不及候。家來計可被差出候以上。

右は細川家への通知であり、他の三家へは別の御目付・御使番がそれぞれ遣はされたのである。細川氏の高輪邸では、この日、朝來義士等の室に二個の活花を飾つて鄭重な饗應をし、入浴を勸めて衣服を更めさせ、午餐も過ぎて夕食も平日より早目に供してゐた。やがて御目付・御使番が來邸するや、義士等に向つて「御上意」と告げて左の宣告を読み上げた。

淺野内匠頭儀、勅使御馳走之御用被仰付置候處、時節柄殿中をも不憚不届之仕方付、御仕置被仰付、吉良上野介儀は無御構被差置候處、主人之仇を報候と申立、内匠頭家來四十六人致徒然上野介宅へ押込、飛道具杯持參、上野介を討果候始末、不恐公儀候段重々不届に候。依之切腹申付者也。

この宣告は他三家の分も全く同文である。以下圖に就て細川家切腹場の有様を説明する。他の三家も大同小異であつた。細川家の切腹場に宛てられた所は大書院前の廣庭である。而して書院内に屏風を立て、その中に御目付荒木十右衛門、御使番久永内記着座、（圖では前者が右、後者が左である。）その左手座敷に御側衆列座、同縁側左右にゐるのは御徒目

付三人宛、縁下地上に列座してゐるのは御小人目附、同じく左右三人宛、その左手の方に上下をつけてゐるのは御小姓頭、御留守居役等の細川家臣、垣の上に肩から上だけ見えてゐる左手の二人は御作事奉行、右手の二人は御物頭、垣の外に泉水の方を向いて着座してゐる二人は歩御使番、最右方垣の外に相向つて對座してゐるのも歩御使番である。扱中央廣庭切腹の場は、檢使正面の庭上に疊三枚を敷並べて其上に白布の蒲團を布き（この蒲團は一人毎に改める）檢使に對して右及び後方は白の幔幕を廻らし、右方や、上手に六曲屏風半双を立ててあり、義士等の控室との間の通路にも疊が敷いてある。圖では丁度大石良雄が正に切腹せんとする所で、介錯人安場一平が刀をふりかぶつた利那である。而して幕の後の通路には既に次番の吉田忠左衛門が小姓に先導され介錯人を後に從へて切腹の場に歩を進めつゝある。この控室より切腹の場に至る際には、先づ御目付荒木が例へば「大石内藏之助」と切腹者の名を呼び、次で接待係の役人が「大石内藏之助御出なされ」と高らかに告ぐるのに應じて控を出て來るのである。

切腹場より屏を隔てゝあるのが義士等の控室、その縁側に並んでゐるのは介錯人・御小姓等である。義士等は切腹の順に二列に並んでゐる。即ち前列は右より三番原惣右衛門、四番片岡源五右衛門、五番間瀬久太夫、六番小野寺十内、七番間喜兵衛、八番磯貝十郎左衛門、九番堀部彌兵衛、十番近松勘六の八人。後列は右より十一番富森助右衛門、十二番潮田又之允、十三番早水藤左衛門、十四番赤垣源藏、十五番奥田孫太夫、十六番大石瀬左衛門、十七番矢田三郎右衛門の七人である。

○新井白石

【新制初級第二十三章、中學初級第一、四編第一章、女子第四編第四章】

所在 名古屋市新井太吉氏。因に氏は白石の裔孫である。年代 正徳三年正月。作者 新井白石。

原圖は正徳元年朝鮮使節來聘の時、武臣としてこれを迎接せんとして、特に撰んだ水干を着用した得意な姿を、白石自ら鏡に對つて描いたもので、正徳三年正月完成したと傳へられる。本圖の烏帽子は細烏帽子である。

原自畫像の贊には、筑州源美公像贊二則。誰道是白石。礎々不可磨。誰道是非白石。磊々不可轉。眉間火字耳上一毫。

兩目流光礪。一機應變縱橫。不然韓客殿上。爭得使渠從容歛手不碎頭柱乎。而乃其之人言曰。日出之邦源大官。骨清氣豪身桓々。胸中壯略龍虎秘。筆下文章星斗蟠。可謂國家之爪牙。萬里折衝之臣矣。腰下秋水端從上賜。身上水干攝籙所贈。踞乎泉比之上。傲睨日月之表。口津々腹便々。天下樞機參乎其間。推誠及物拯濟萬人。神花丹靑渾成儀表。將歷百世而眞宰儼然不可奪者歟。癸巳正月通家弟高岱拜題」とあり、癸巳は正徳三年、通家弟とは親交ある家の弟子の意であり、高岱は當時の儒醫深見玄岱（高天滿）である。贊文中に白石の眉間に火字があつたことが明記されてゐるが、白石はその父正濟（與次右衛門）の主君である上總國久留里城二萬石土屋利直の江戸邸が明暦三年正月の大火に罹災し利直の一族内藤政親の柳原邸に寄寓してゐた時、同年二月十日に生れたため、幼時火の兒と呼ばれ、長じて後眉間に火の字形の皺があつた。而してその性格も何物をも焼き盡す熱火の如き熱烈さを持つてゐた。

○新井白石自筆自叙傳

【中學上級第一、十章第三節】

所在 名古屋市新井太吉氏。

白石の自叙傳たる折たく柴の記の自筆本の寫眞である。右は上中下三冊の表紙・題箋、左は上巻第一頁を示す。第一頁の下方に捺された「天爵堂圖書記」の印は白石の藏書印。

○太平記

【新制上級第七章】

○耶蘇會刊行の太平記

【中學上級第一、八章第二節】

耶蘇會の印刷は、天正十八年の頃歐式の印刷器械と活字の鑄工を宣教師が我が國に輸入したのに始まるものであつて、その後教會では之を用ひて歐文及び邦文の書籍を刊行した。本圖はその一である太平記拔書六卷の内の第二卷の目錄の一部で、刊行の日付も刊行地も記してないが慶長初頃の印刷であらう。美濃版で袋綴、文字は草書平假名、六卷三百二十葉。卷二以下には卷頭目次の上に次の如き出版免許を記載してある。

APROVACAM

Vieite Livro do Taifeiqui; não tem confa por que fe não deua imprimir Manoel Barreto
 Vifta esta informação don licença para fepoder imprimir O Bispo de Iappam.

右翻譯(サア・マアネスト・サトオ氏による)

本書太平記を閲考し、出版せしむべからざる事由なきことを認定す、
 前記報告を閲考し、出版に附することを得る許可を附與す、
 この寫眞の原物は内野峻亭氏所藏本である。

マノエール・バレイト
 日本駐在僧正

○平家物語【新制上級第七卷】

○耶蘇會刊行の平家物語【中學上級第八卷第二節】

耶蘇會刊行書に就ては太平記の項に記した。本書はイギリス、ロンドン、大英博物館所藏、文祿元年天草で刊行されたもので、平家物語・金句集・伊曾保物語の三部を一冊とした邦文羅馬字綴である。

本圖はその平家物語の扉で、標題に

日本のことばとイストリヤを習ひ知らんと欲する人の爲にせはに和らげたる平家物語
 とあり、更に繪の下部には

ゼススのコンバニヤのコレジョ天草に於て、スベリオーレスの御免許として、これを板に刻むものなり、御出世より
 一五九二

と記してある。尙この表紙の裏面には次の如き發行者の序文がある。同じくローマ字綴であるが今本文を略して日本文綴にして擧げて置く。本書刊行の目的を知り得るであらう。

此一巻には、日本の平家といふイストリヤと、モラーレス、センチンサスとエウローバのイソボのフワプラスを押す

ものなり、然れば此等の作者は、ゼンチヨにて、其の題目もさのみ重々しからざる儀なりと見ゆると雖も、且つうは言葉稽古の爲め、且つうは世の得の爲め、此等の類ひの書物を板に開くことは、エクレンヤに於て珍しからざる儀なり、斯くの如くの極めは、デウスの御奉公を志し、其のグローリヤを希ふにあり、然れば、此のコレジョに於て、今迄板に開きたる經は、此等の儀に就いて、定め置かるゝ法度の心宛に應じて、穿鑿したる如く、此の一部をも、スベリオーレスより、定めたまふ人々の穿鑿を以て、板を開きて好からんと、定められたるものなり、天草に於て、フェイレヨの二十三日に之を書す、時に御出世の年紀一五九三、

○慶長勅版【新制初級第二十三卷】

慶長勅版といふのは、慶長年中に後陽成天皇の勅旨によつて、文祿の役に諸將により朝鮮から傳へられた活字印刷の技法を利用して刊行せられた數種の活字本を云ふのである。後陽成天皇の勅版には二種あつて錦織段・勸學文はその第一種、日本書紀神代卷・四書・孝經・職原抄等は第二種である。前者は色紙形大本で宮中殿上間に於て公卿等に命じて印刷させられたものであり、後者は前記の活字を利用して内帑の費を以て刊行せしめられたものと思はれる。

本圖は神代卷の表紙願箋と表紙見返及び第一枚表を示したもので、題箋には「新刊日本書紀神代上下」とあり、恐らくは後陽成天皇の御宸筆であらうと思はれる。

見返には「日本書紀慶長己亥春新刊」とある。これは第二種のもの皆同じである。本文は匡郭縦約二五糎(八寸四分)、横約一七糎(五寸五分)、八行十七字詰で界行があり、上下單邊、左右雙邊、これも第二種何れも同様式である。

この勅版は印行の部數極めて少なく、現存のものが稀であるから、頗る珍重される。印刷文化史上重要な史料たるばかりでなく、後陽成天皇の御好學の叙慮を偲び奉る絶好の史料といはねばならぬ。

○湯島聖堂圖

【新制初級第二十三卷、中學初級第一卷、四編第三章、女子第四編第五章】

所在 編者 年代 元祿四年將軍綱吉がこれを創建した當時刊行せられた圖である。作者 不詳であるが、筆致は菱川師宣らしく思はれる。

聖堂は孔子を祀つた先聖堂の略稱で、その廟學たる學問所をも含み、初は林家の私有で江戸上野の忍岡にあつたが、元祿四年これを湯島(東京市本郷區)に移してその規模を擴大した。これ今の東京教育博物館並に元の東京女子高等師範學校の地である。湯島の聖堂は朱舜水の造つた模型によつたと稱せられるもので、仰高門・入徳門・杏壇門を経て入れば、壯大な入母屋造の大成殿に達するのである。大成殿は聖堂の正殿で、その正面中央の額は「孟子」の「孔子謂之集大成」の句に因んで、將軍綱吉が自ら「大成殿」と書いたものであつて、殿内の中央北壁に接して神座を設け、その中の正面に孔子像が祀つてある。この聖堂は儒教建築の中、最後なもので、簡素な構造の中に端嚴さを現はしてゐる。これによつて將軍綱吉が儒教第一主義で教化を尊重したことが察せられると共に、當時好學の氣運が最も盛であつたことも窺はれるであらう。その後元祿十六年十一月、明和九年二月、天明六年正月の三度の火災に遭つたが、寛政九年幕府の官學となつてその制度も大いに整つた。明治維新後博覽會場等に使用せられ、漸く廢頽に歸し、僅に保存せられて居た。その主要部も大正十二年の大震災に焼亡したので、現に復興中である。

○湯島聖堂【新制上級 第九章】

所在 東京市本郷區湯島(但し現在はない)

本圖は寛政十年三月起工、十一年九月落成、十一月十一日に神位を奉遷した大成殿の寫眞であるが、この建物は、大正十二年九月の大震災の際に灰燼に歸した。

南面して立ち、桁行二〇メートル(六十六尺)、梁行一四・五一メートル餘(四十七尺九寸)、高さ一四・六六メートル餘(四十八尺四寸)、屋根は銅瓦葺の入母屋、棟の兩端に蚩尾を置く。

殿中には中央北壁に南面して神座があり、こゝに孔夫子の像が安置してあつたのである。

○藤原惺窩【新制初級第二十三章、中學初級第一編第三章、女子第四編第五章】

所在 東京市、故堀鉞之丞氏。因に堀氏は惺窩の弟子堀杏庵の子孫に當たる。

○林羅山【新制初級第二十三章、中學初級第一編第三章、女子第四編第五章】

所在 武藏、林又三郎氏。法體の裝束である。

○伊藤仁齋【新制初級第二十三章、中學初級第一編第三章、女子第四編第五章】

所在 京都市、伊藤孝彦氏。因に伊藤氏は仁齋の裔である。

この畫像は筆致簡略で、恐らく寫生せられたものであらう、仁齋はその性質寛厚和順で、而も好學の一事に於ては聖人と雖、敢て譲らずとの意氣を以て、研學修徳に努めた彼の風貌が躍如として迫り、その人に接するの感を興させる。

○荻生徂徠【新制初級第二十三章、中學上級第一編第三章、女子第四編第五章】

所在 大阪市荻生傳氏。

圖柄は机上に書を開いて講義してゐる所である。

○中江藤樹【中學初級第四編第三章、女子第四編第五章】

所在 滋賀縣高島郡青柳村、藤樹書院。

本圖の原圖は先生最古の肖像であつて、藤樹先生行狀傳に先生の没後門人淵岡山が先生の母堂榮松公に談じ、畫工に命じて三幅描かしたとあるものの一である。裏に「京都淵氏所寄附」との墨書がある。袴姿で紋は藤巴。諸像中最も

正確なもので、一種冒すべからざる陽明學的氣象がうかゞはれる。この圖は寛政八年には長くも光格天皇の勅覽を賜つてゐる。

○山鹿素行 【新制上級第九章、中學上級第十
章第三節、女子第四編第五章】

徳川三百年史所收圖版による。原圖は東京市、井上哲次郎氏所藏のもので、上下を着して正座した全身像、右手に扇子を握つて居り、背後に刀掛を配し、一振の刀がかけてある。

○貝原益軒 【新制初級第二十三章、中學上級第
十章第三節、女子第四編第五章】

所在 福岡縣、貝原謙氏。
原圖は狩野法橋昌運藤原季信の筆になるものである。温容よく彼の人格を示してゐるものと言ふことが出来るものである。

○山崎闇齋 【新制上級第九章、中學初級第四
編第五章、女子第四編第五章】

所在 原圖は東京市、幸田成友氏。服装 羽織・袴を着けた坐像である。この畫像は闇齋の孫弟子玉木葦齋がその高足谷川士清に贈つたものである。闇齋の巨眼魁軀は人をして肅然畏敬せしむる。彼の高弟佐藤直方をして「昔師事闇齋、每到其家入戸、心緒惴々如下獄、及退出戸、則大息似脫虎口」と言はしめた程、その弟子に對して師道を嚴にし、假にも惰容あるを許さなかつた彼の人と爲りを想見すべきであらう。

○木下順庵 【新制上級
第九章】

所在 石川縣、故木下庸氏。

原圖は絹本、淡彩。縦一・一六六米餘（三尺八寸五分）、横約四二釐（一尺三寸七分）、舊藩士木下新藏の家にもと傳へられたもの。新藏は順庵の孫、父は寅亮、享保四年加賀藩に仕へ、爾來子孫代々襲祿してゐた。

原圖には上部に左の自贊あり。

眉目頰顙面全體來全語默動
靜心傳心自傳縹囊網表生死
文字間裏衣博帶陪侍鷓鴣班
舒之則有物有則日用不知卷
之則無聲無臭世共相移用舍
行藏焉爲有焉爲込嗚呼噫卷
我與爾有是夫

元祿丙子二月中浣

錦里木貞幹直夫書

○貞享曆 【新制上級第九章
中學上級第十章第三節】

貞享曆は保井算哲が元の授時曆を基礎としてこれに里差（經度差）を加算し、實測によつて京都の子午線に直したもので、一年を三六五・二四一七日としてゐる。この過少な値を採つたことは算哲が曆學家として成功したものであるが、支那の曆をその儘採らず、日本に適應した曆を初めて作つた點に於て特筆すべきものであり、曆學の祖として崇敬されるに足るものである。

貞享曆は貞享二年から寶曆四年まで行はれたもので、これ以前は貞觀四年より八百二十餘年間唐の徐昂の作つた宣明曆が行はれて居り、この後は貞享曆を少し改めた寶曆曆が用ひられた。

本圖は元祿十年の貞享暦の冒頭と正月の部を示したものである。編者所藏。

○寺子屋

【新制初級第二十三章、中學初級第一編第三章、女子第四編第九章】

所在 東京教育博物館。

寺子屋はもと寺院で子供に讀・書等を教へたことからその名稱を生じ、江戸時代には廣く庶民の兒童に讀・書・算盤等を教へた私塾を呼んだ。寺院以外でも生徒を寺子、入學を寺入と言つた。教師は手習師匠と稱せられ、一般に教育が普及するにつれて僧侶の外、神官・浪人・醫師等これに従事するものも多かつた。教場は郡部では寺院、都市では教師の宅が多く、教場には天神机を數行に配し、教師は監視に便利な側面に位置を占めてゐた。寺子屋では儒者の私塾と違つて、多く日常必要な事柄を説明した手紙文即ち往來物を習字手本とし、これによつて習字の外に讀・書・作文をも教育し、これが一通り進めば、算盤を學び、四書の素讀を始めるのである。試験は毎月六日毎に清書を行ひ、若し習字手本の文字を暗讀書し得ないものは進むことを許されず、年末には十本の手紙を暗書せしむること等であつた。授業時間は朝五ツ時(午前八時)より晝八ツ時(午後二時)まで、時間中、自由に席を離れることを許されず、席を離るゝ時は教師又は當番の許可を得る規定であつたが、入學・退學は隨意であつた。

○隱元

【新制初級第二十三章、女子第四編第五章】

所在 長崎市伊良林町、興福寺。筆者 喜多元規、元規は漢畫に長じ、兼ねて洋畫を能くし、殊に肖像畫に巧であつた畫家である。

原圖は横五三センチメートル餘(一尺七寸五分)、縦一・二四メートル餘(四尺一寸)の半身像。畫像の上部に隱元の門人性瑩の讚がある。性瑩は隱元の弟子で、廿七歳の時隱元に從つて來朝した明僧、黄檗山萬福寺第四代の法燈をつぎ、寶永三年正月遷化した高僧である。

○黄檗山萬福寺

【新制上級第九章、中學上級第十編第三章、女子第四編第五章】

所在 京都府宇治郡宇治村。創建年代 寛文元年。創建者 隱元。圖は大雄寶殿で萬福寺の本堂、正面に掲げられた額は隱元七十八歳(寛文九年)の時の書である。寛文八年の建築で構造は重層入母屋造、殿内には磚を敷き、堂宇は裝飾に至るまですべて支那式(明式)である。國寶。

○松尾芭蕉

【新制初級第二十三章、中學初級第一編第三章、女子第四編第五章】

幻窓湖中の編「芭蕉翁略傳」所載の畫像に據る。

芭蕉門人小川破笠の原圖を圭岳が模寫せるもので、頭巾を被り、一種の道服を着た坐像である。芭蕉は常に好んで茶色の袖羽織を着け、軀幹矮小枯瘦、容顏細くて白く、又淡き痘痕を有し、眉濃く、唇薄く、頤張り、顎尖つてゐたといふ。

○芭蕉筆蹟

【新制上級第九章、中學上級第十編第三章】

芭蕉翁眞跡集所載。句は入口に最も膾炙してゐるもの。「古池や蛙飛び込む水の音 芭蕉」と記されてある。前記の書には本圖短冊の所藏者を「京増山氏」としてある。

○近松門左衛門

【新制初級第二十三章、中學初級第一編第三章、女子第四編第五章】

所在 東京市、松山米太郎氏。

原圖は絹本着色、縦五七・二センチメートル(一尺八寸九分)、横三三センチメートル(一尺九分)、彩色は風折烏帽子黒袍黄、上衣青地武田色模様 袴薄青、蝙蝠の柄赤、刀は鞍柄で、その上部に次の如き贊がある。

近松門左衛門性者杉森字者信盛平安堂巢林子之像

代々甲冑の家に生れながら武林を離れ、三槐九卿につかへ咫尺し奉りて寸符なく、市井に漂ひて商賣しらず、隠に似て隠にあらす、賢に似て賢ならず、ものしりに似て何もしらず、世のまがひもの、からの大和の教ある道々、妓能雜藝滑稽の類までしらぬ事なげに口にまかせ、筆にはしらせ、一生を嘯りちらし、今はの際にいふべくおもふべき眞の一大事は一字半言もなき倒惑、こゝろに心の恥をおぼひて七十あまりの光陰、おもへばおぼつかなき我世經畢

もし辭世はと問人あらば

それぞ辭世去ほどに扱もそののちに

残る櫻が花しにほはゞ

享保九年中冬上旬

入寂名阿禪院穆矣日一具足居士

不俟終焉期豫自記春秋七十二歳回回

のこれとはおもふもおろかうつみ火の

けぬまあだなるくち木がきして、

これは近松の辭世の文で、嘖々として人口に膾炙せるもの、「睡餘小録」等の諸書にも引用せられてゐる。近松は姓は杉森、名は信盛、通稱平馬で、平安堂・巢林子・不移山人と號し、享保九年甲辰十一月二十一日大阪で歿した(七十二歳)。近松の辭世二首は後水尾天皇の御製、「よしや身は深山がくれの朽木がき扱も心の花し句はゞ」の翻案であらう。

圖は風折烏帽子被り、左手に蝙蝠(中啓又は末廣ともいふ)を持ち、狩衣を着た坐像である。

○井原西鶴

【新制初級第二十三章、中學上級第一十章第三節、女子第四編第五章】

西鶴の遺稿を元祿七年開板して西鶴彼岸櫻に載せたものを瀧澤馬琴が燕石襟誌に掲げたものに據る。

羽織を着た坐像で、脇息に倚つて、右手に筆を持ち、前に短冊と硯箱を置き、句を案じて居る姿である。上に「難波俳林松壽軒西鶴、辭世、人間五十年の究りそれさへ我にはあまりたるにましてや、浮世の月見過しにけり末二年、元祿六年八月十日五十二歳」とある。西鶴置土産所載の畫像も姿勢はこれに似て居るが、頗る見劣がする。

○姫路城

【中學上級第一十章第三節】

所在 姫路市姫山。

本城の起源は詳かでないが、天正八年羽柴秀吉が従前の城廓を修築して中國經營の本據とし、慶長五年池田輝政入城、同十五年五層樓を築き内外の大改築を行つた。其後元和三年に池田氏鳥取に遷封、本多忠政がこれに代り、爾來屢々城主の變遷はあつたが、現在の城廓は大體池田氏修築當時の結構を傳へてゐるものと信ぜられる。國寶。

本城は俗に白鷺城と稱する。東西一〇九キロメートル餘(十町)、南邊一・二キロメートル(十一町)、北邊〇・七六三キロメートル餘(七町)を内廓とする。現在、天守閣・本丸・西丸等を存してゐるが、樓櫓屏藩より銃眼の細部に至るまで舊狀を残してゐることは現存する諸城郭中第一とすべきである。

本圖はその天守閣、外觀は五重であつて内部は七重になつてゐる。第一層は東西二七メートル餘(十五間)、南北二〇メートル(十一間)、最上層は東西一三メートル弱(七間)、南北九メートル餘(五間)、總高三一メートル弱(十七間)、石垣を加ふれば四三・六メートル餘(二十四間)、平地よりの高さは約七一メートル(三十九間餘)に及ぶ。この規模の壯大の點からは第一と云ふ事は出来ぬが、その構造の複雑堅固なること、五層の白堊が相重なつてなる各階大小の比例、破風や格子窓の配合等の壯美、實に軍事・建築・美術・何れの方面からも白眉と稱せらるべきである。

○日光東照宮

【新制初級第二十三章別刷、中學上級第一十章第三節別刷、女子第四編第五章】

所在地 栃木縣日光町。祭神 徳川家康。創建年代 寛永十三年。社格 別格官幣社。

陽明門は禁裏十二門の一つの名を朝廷から賜はつた名稱で、終日見て居ても飽かぬとの意から俗に「日暮門」とも言ひ、後水尾天皇御宸筆の「東照大権現」の扁額を掲ぐる所から勅額門とも稱する。屋根は入母屋造りで四方に唐破風を附けた複雑な形を成し、銅瓦葺である。軒廻り出組の尾椽は龍頭、桝組の間は桐に鳳凰の彫物、正面上層には蟠龍の浮彫がある。これを後藤の目貫龍といふ。勾欄は蠟色塗でその間に唐子の彫物や花鳥の極彩色丸彫が嵌められている。柱は素木胡粉塗で雲紋の地彫に所々に圓紋を置き、内に鳥獸草花を彫刻してある。寛永の御造營帳によれば、陽明門の工費は金貳萬參千四百八拾七兩餘とあるから、今これを時價に換算すると約百拾貳萬七千三百七十六圓で、總建坪僅かに三〇・一四三平方メートル(九坪一合二勺餘)であるから、一平方メートル三萬七千四百餘圓(一坪十三萬三千五百餘圓)に當る。これを以ても裝飾の華麗なことが想像せられるであらう。

拜殿は本殿と石の間で連絡された所謂權現造の社殿の最前部を占めて居り、大體中央の廣間と左右各二間づゝの間に分れて居り、東方が將軍家並に御三家、御三卿着座の間、西方が輪王寺宮門跡着座の間である。この中央の間と東西の間との境は何れも狩野探幽筆唐獅子の襖四枚宛で仕切られてゐる。

本圖は東方北よりの將軍着座の間の天井である。即ち折上格天井になつてゐて、支輪の下を出組組物でうけ、格椽は蠟色漆塗、格間には圓に龍の圖が置上げ極彩色になつて居り、欄間は百花百鳥の兩面透彫、天井廻りの組物や長押等も皆置上げ極彩色で、絢爛眼をあざむくばかりである。

本社建物は社殿全部が國寶である。

○狩野探幽筆虎圖

【新制上級第九章別刷
中學上級第十章第三節別刷】

所在 京都市東山區南禪寺。

桃山城の別殿を徳川氏から寄進したものと稱せられる同寺小方丈の襖繪の二枚分をとつたもの。この小方丈は襖繪から壁貼付まで悉く群虎が描かれてある爲に、俗に虎の間と稱せられ、その筆者は落款は無いが古來探幽と稱せられ、現在

も左様信ぜられてゐる。故に正しくは「傳探幽筆」となすべきである。全體桃山時代通有の金地の上に雄勁な線と濃厚な色彩を用ひて竹林を描き、その間に數匹の虎が遊んでゐる寫生風の圖柄で、自然の變化に富み、よく又建物の裝飾的効果を發揮してゐるものである。

探幽は少年時代十歳の頃江戸に下り、元和元年幕府の奥繪師となつて鍛冶橋外に屋敷を賜はり、歴代將軍家の眷顧淺からず、寛永十三年三十歳で剃髮して探幽齋と號し、寛文二年六十一歳で法印に叙せられ、延寶二年七十三歳で卒する迄盛名一世に高く、多くの大作をのこしてゐる。

○菱川師宣筆歌舞伎圖

【新制上級第九章別刷
中學上級第十章第三節別刷】

所在 東京帝室博物館。

北樓及演劇圖卷と稱せらるゝ吉原及び歌舞伎の圖を卷物にしたものゝ一部。この卷物は彼が寛文十二年から元祿二年までの間に折々描いたものを、松坂屋の主人が一卷としたもので、圖に見ゆる如く、年代を記人したものが多し。

本圖は延寶七年の作であることが明かである。圖の前方は觀客、中央が舞臺、後方が囃子方であつて、初期の演劇の圖は何れもかゝる構圖を用ひて全體を描いてゐるのが例である。人物の配置、色彩の妙、彼の肉筆畫に於ける代表作の一。彼は安房國保田の生、はじめ江戸に出て縫箔を業として居たが、後繪畫を専らにするに至り、名を吉兵衛、剃髮して友竹と號した。正徳四年歿、江戸時代藝術の花である浮世繪は彼によつてその地位を確立するに至つたもので、彼の至技と共に繪畫史に於けるその地位は頗る注目すべきものである。

○尾形光琳筆梅花圖

【新制初級第二十三章別刷、中學初級第四
編第三章別刷、女子第四編第五章別刷】

所在 東京市津輕伯爵家。

屏風絹本着色、竪六五センチメートル餘(二尺一寸五分)、横一・七三メートル餘(五尺七寸二分)。光琳の裝飾的意匠

を見るべき最もよいものである。原圖は二曲一双よりなり、一隻には紅梅の樹幹高く空をさすを描き、一隻には白梅の樹枝低く垂れて水に伏す状を物し、水邊に臨んでゐる點は兩者軌を一にしてゐるが、一は水を右にし、一は左にしてゐる。本圖は白梅の一隻である。梅樹の漆黒と水波の藍碧は金色燦然たる地に反映して配合の妙をつくしてゐる。

○英一蝶筆雷 【新制上級 第九章】

○一蝶筆雷 【中學上級第十 第三章】

所在 東京市津輕伯爵家。竪四一センチメートル餘（一尺三寸七分）、横八二センチメートル弱（二尺七分）、絹本著色。英一蝶が狩野派より出て滑稽諷刺に富む風俗畫を多く描いたことはよく世人の知る所。本圖もその一標本である。その輕妙の筆、奇警の意匠、實に天成の奇才なるを知るに足るであらう。

○狩野探幽 【新制初級第二十三章 中學初級第四編第三章】

所在 東京市狩野探道氏。筆者 守景・常庵・幽元と共に探幽門下の四天王と稱せられた桃田柳榮であり、所藏者は探幽の後裔である。道服の一種を着た姿で、彩巻を手にしてゐる。

○菱川師宣筆花見圖 【新制上級 第九章】

○元祿時代の風俗 【中學上級第十章第三節 女子第四編第四章】

所在 東京帝室博物館。年代 元祿頃。作者 菱川師宣。

これは墨田川舟遊圖と合せて二卷から成る絹本濃彩の繪卷で、師宣の傑作の一である。こゝに示したのは元祿時代上野（東京市下谷區上野公園）の花見の光景で、清水堂と中堂との間、即ち今の東照宮前邊であらう。圖の向つて右の木並に

屏風を立て、芝生の上には毛氈等を敷き、周圍に幕を張つてゐる。中央は身分のある婦人などの遊宴の有様で、侍女に琴を弾かせ、その向ふには若衆の踊が見え、側では三味を弾くもの、鼓をうつもの、太鼓を打つてゐる者、その右方には酒を注いでゐるもの、酒をすゝめられて辭してゐるものもあれば、右下隅では幕をあげて隣の有様を見てゐるものもある。また圖の左方には組板の上で魚を料理してゐる等、如何にも花見の状景らしい。近世上野山内では絃歌を許さなかつたが、恐らくこれは畫家の創意で面白くしたものであらう。

○江戸時代の禮裝 【女子第四編第六章】

所在 東京帝室博物館。

男女とも模型人形であつて何れも武家の服裝。女は大名の姫君の禮裝であつて、長着は緋縮緬の地に菊雁等の文様、帯は淺黃縮緬の地に金糸で竹に雨龍の繡、打掛は白綸子の地に團扇・蝶菊繡文様である。又髪は「椎茸髷」と稱せられるもので武家女子の葵髷、懷中に挿入したのは「はこせこ」である。

男子は武士の「長袴」の姿。長袴は江戸時代に於ける通常禮服で單に「長」とも稱し、御目見得以上の格の武士の着用せるもの。長上下は上下の下を長くしたもので、下に小袖を着、小刀を帯して手に扇を携へてゐる。

○江戸時代の金銀貨 【新制上級第十章別刷 中學上級第十章第三節別刷】

我が國に於ては平安朝中期以後、貨幣が公に鑄造された事なく、支那錢或は私錢が専ら行はれてゐた。豊臣秀吉は當時金銀産出の多かつたのを利用して天正頃大判・小判を盛に鑄造し、貨幣制度の統一を企てた。徳川家康も後藤光次を京都より江戸に招いて貨幣鑄造に當らせ、慶長六年金銀の産出激増すると共に貨幣制度の統一を計つた。これを時の年號によつて慶長金銀といふ。慶長金は大判・小判・一分判の三種で、後藤光次の金座で鑄造せられた。大判は一般通用には供されず、拾兩・後藤（花押）と墨書されてゐて、儀式等に於て贈答に用ひられた。因に大判の後藤の署名は墨書で消え

易いから常に紙で包んで置き、消えれば再び書き換へたのである。小判は本位貨幣で、壹兩・光次（花押）の銘があつて一兩に通用し、一分判は一分即ち一兩の四分の一に通用したのである。今大日本貨幣史に見える金位を表記すれば次の如くである。

名稱	金重量	純金量	銀量	雜量	純金千分比
大判	一六五グラム強 (四十四匁強)	一一一グラム強 (二十九匁六厘強)	四八・七五グラム (十三匁弱)	五・六一五グラム (一匁五分弱)	六六〇
小判	一七・七三グラム (四匁七分三厘)	一一・八七グラム (四匁五厘強)	二・五一グラム強 (六分七厘強)	七・五ミリグラム弱 (二毛弱)	八五六

一分判は小判の四分の一であつた。これ等慶長金を規定の品位量目により純金のみを現行貨幣法に換算した価格は、大判百四十七圓九十三錢、小判二十圓六錢餘、一分判五圓一錢餘となる。

銀は慶長六年以來銀座で鑄造せられ、俗に海鼠と謂はれた丁銀と、俗に小粒と呼ばれた豆板銀との二種で、共に目方で數へる量目貨幣であつた。このため丁銀は約一六五グラム(約四十四匁)であるが劃一ではなかつた。こゝには元禄三年の元禄丁銀と、寶永三年の豆板銀とを示した。金銀の比價は慶長十四年には金一兩に對して銀五十匁と定め、元禄十三年に銀六十匁と改められたが、これは公定相場であつて、市場の相場は常に變動を免れなかつた。更に銀の名目貨幣となつたのは、こゝに示した田沼意次の明和五匁銀(明和六年)、南鐐二朱判(安永元年)がその初めである。明和五匁銀はその名目「銀五匁」で、五匁銀十二枚を以て金一兩と定められて居り、南鐐二朱判はその表面に「以南鐐八片換小判一兩」とある如く、南鐐二朱判八枚を以て金一兩に換算されたのである。因に米一石の價が大體に於て元禄八年には銀百六匁、寶永三年には銀百二十匁、明和六年には銀七十一匁、安永元年には銀六十匁であつたから、今日の米一石の時價と比較することによつて、こゝに掲げた四種の銀の今日の貨幣に相當する價格が算出される譯である。江戸時代にはこれ等金銀の外に、銅錢も公に通用され、貨幣經濟時代を現出した。その他、紙幣に相當するもので地方的には幕府の許

可を受けて發行する札も、寛文頃より盛に行はれるやうになつたが、その通用範圍は大名の領内、又は特定の土地・仲間に限られてゐた。

○藩札

【新制上級第十章
中級上級第十一章 第一節】

所在 名古屋市伊藤仁兵衛氏。

藩札は各藩内通用の一種の紙幣であつて、各藩が幕府の許可を得て發行したものである。寛文元年越前福井藩が九種の藩札を發行したのが最初であり、第二は寛文六年九月尾張藩が發行したものである。大日本貨幣史に第二を寛文十年の岡山藩とせるは誤。

尾張藩ではこれを判書と稱し、又端書とも云つた。而してこれと金銀の交換の爲に判書奉行二名を置き、下僚三名を命じ、各二人宛の手代を附屬せしめて事務に當らしめた。その事務所を判書場と稱し、朝五ツ(八時)より夕七ツ(四時)まで交換を行はせ、金一兩を銀六十匁の割にし、交換には一兩に付二匁宛の手數料を徴し、判書の種類を一分・十匁・一匁等に分ち、各色を異にし、百文以下は錢の使用を許し、百文以上は悉くこれによらしめた。

本圖は寛文七年發行の銀一匁の札である。右は裏、左は表。發行の制度、藩札の種類、模様等は各藩によつて異なる。こゝでは比較的初期に屬する尾張藩のものを擧げた。但し尾張藩では寛文八年三月五日までに全部回収してこの制度を廢した。

○角倉了以

【新制上級第十章
女子第四編第六章】

所在 京都市右京區嵯峨嵐山大悲閣。

法體の木像、彼の河川開鑿の功業を記念する爲に石割の斧を手にし、石上に繩を廻らした座の上に立膝してゐる晩年の姿である。本像を安置する大悲閣も彼の創建で、この像は本尊千手觀音の脇壇にあり、閣の直下には彼によつて舟便を

得るに至つた保津の清流がある。

○大井川渡の圖【新制上級 第十章】

所在 静岡縣金谷町大塚政平氏。作者 猪山迂人。

近世の陸上交通は歩行又は駕籠・馬で往來した時代であるが、當時主なる道路は幅五間で、砂又は小石を布き、兩側に溝を設け、松並木を植ゑ、一里毎に一里塚を設ける等頗る進歩してゐた。然るに河川は軍事上戦時に敵の利用を妨げ、警察上犯人の逃走を防ぐため、橋を架けないのが少なく、従つて徒歩又は船渡によるが常で、幾多の不便を免れなかつた。當時川越の最難所は大井川であつて、本圖は將軍家茂が元治二年三月二十九日長州親征のため島田宿より金谷宿へ大井川を渡る所を描いたものである。圖の中央、塗物の輦臺は將軍家茂を中央に近侍四人を現はし、その周囲の輦臺は素木の普通のもので、近侍二人づゝ乗つて居り、その他は一人づゝ肩車越を畫いたものである。金扇馬標・槍標・太鼓・箱・長持・馬・等を越立て、金谷宿の役人がこれを迎へてゐる。かくの如き川越は増水の際には川留となり、このため島田・金谷の宿に人馬が停滯して大混雜を來たし、渡場の旅客を苦しめることも少くなかつた。

○徳川吉宗【新制初級第二十四章、中學初級第一編第一章、女子第四編第七章】

所在 徳川(家達)公爵家。寛保延享頃、狩野榮川(寛政二年歿六十一歳)畫く所。

圖は吉宗が六十歳頃の束帶を着けた像で、その面部は吉宗の自筆、他は狩野榮川に畫かせたものである。

○田沼意次【新制初級第二十四章、中學初級第一編第四章】

所在 東京市本郷駒込勝林寺。

圖は中折烏帽子を被り、狩衣を着けた坐像である。狩衣は徳川時代には四品の武家の禮服で、夏冬通じて紗のみを用ひ、

袖括りは白生糸を使い、奴袴は淺黄の平絹であり、狩衣を着用したのは正月元日・二日又は紅葉山(家康廟)拜禮の供奉の時であつた。

○淺間山噴火の圖【新制初級第二十四章】

所在 チチング著日本圖繪所載。因にアイザック・チチングはオランダの東印度商會の長崎商館長であつた。

天明三年七月四日頃から淺間の近傍は震動甚しく、翌五日夜九ツ刻から晝夜となく大地震動して、小さな家は續々倒壊し、怪我人も少なからず出來た。かゝることは二三十里四方皆同じ調子であるので、足に任せて逃げのびることも出來ず、嘆き悲しむ聲は村々に響き渡つて目も當てられぬ有様であつた。加ふるに六日朝俄かに洪水押寄せ、窪地の民家は崩れたまゝ押流された。この時小さい砂石の降ること夥しく、淺間山を見れば満山黒雲黒烟で、その間に大いさ大茶碗程、中には手桶程なる焼石が空へ焼け上り、その上稲光り烈しく、一貫目の鐵砲を亂撃する様であり、眞闇の夜も大石大木の焼落る時は恰も白晝の如くで、その他二三日間は晝夜となく目も當てられぬ有様であつた。噴出物は東上野方面に流れ、百數十箇村を泥海と化して利根川に入り、死者二萬を越え、震動は遠く九州方面にまで及んだ。砂は信濃上野は岡より關東一體にも及び、一坪一石三四斗に達し、百人一首をもぢつて、「淺間しや富士より高き米相場火の降る江戸に砂の降るとは」と言はれた。この外不思議な程天變地妖が繼いで起つて大飢饉となり、これをも悪政の結果であると考へられ、田沼意次の人望が全く地に墜ちる一大原因となつた。

○松平定信【新制初級第二十四章、中學初級第一編第四章、女子第四編第八章】

所在 東京市松平(定晴)子爵家。

作者は晴川院狩野養信(弘化三年五十一歳歿)。定信晩年の像。服装は致仕少將の正服である道服、奴袴、平禮烏帽子、短刀を佩びた所。

○松平定信の願文

【新制初級第二十四章、中學上級第十章第四節】

所在 東京松平(定晴)子爵家。

松平定信が老中となつた翌天明八年、江戸本所吉祥院に祀つた歡喜天に納めた願文であつて、定信が一身を捧げて難局に當らんとした悲壯なる決心を知るに足るものである。

左に全文を掲げる。原圖は縦三五センチメートル餘(一尺一寸六分)、横四九センチメートル弱(一尺六寸一分)。

天明八年正月二日、松平越中守義奉、懸一命心願仕候、當年米穀融通宜く、格別之高直無之、下々難義不仕、安堵靜謐仕、并に金穀御融通宜、御威信御仁惠下々行届き候様ニ、越中守一命ハ勿論之事、妻子之一命ニも奉懸候而、必死ニ奉心願候事、右條々不相調、下々困窮、御威信御仁德不行届、人々解體仕候義ニ御坐候ハ、只今之内ニ、私死去仕候様ニ奉願候、生ながらへ候ても、中興之功出来不仕、汚名相流し候よりハ、只今之英功を養家之幸、并ニ一時之忠に仕候へハ、死去仕候方、反て忠孝ニ相叶ひ候義と奉存候、右之仕合ニ付、以御憐愍、金穀融通、下々不及困窮、御威信御仁惠行届、中興全く成就之義、偏ニ奉心願候。敬白

○光格天皇

【女子第四編第八章】

所在 京都市東山區泉涌寺。

原本の作者は豊岡大藏卿治資。御装束は直衣に立烏帽子。

○紫宸殿

【新制初級第二十四章、女子第四編第八章】

所在 京都市上京區御所。

紫宸殿は近世に於ても寛文・天明の大火の際炎上し、松平定信は寛政二年自ら上洛してこれを造營竣功したが、安政元年四月内侍所・清涼殿と共に火災のため烏有に歸したので、翌二年八月紫宸殿上棟式舉行せられ、十一月には新内裏落成し、今日に及んでゐる。

紫宸殿は大内裏の正殿で、圖は松平定信が寛政二年造營した様式によつて安政二年御造營になつたもので、現存する御殿である。屋根は檜皮葺で、九間四面の總檜造りの建物である。その正面中央には十八級の階段があり、東西両面には九級の階段各二箇所を設け、殿前左方(向つて右方)に左近の櫻、右方に右近の橘が植えてある。殿の正面階段を上つて書博士岡本保考筆の「紫宸殿」の額のある所を額の間と言ひ、中央の廣い所を身舎と稱する。身舎の四方に廂があり、その外に簀子があり、階段のない所には勾欄がつけられてゐる。

○池田光政

【新制初級第二十四章、中學上級第十一章第二節】

所在 東京、池田侯爵家。

原圖は束帯全身の座像であつて、後に弓矢をかざつてあり、且、上部に次の如き讚があり、本圖の由來を物語つてゐる。延享丁卯正月朔日味爽。左近衛少將繼政君夢見祖考羽林光政君。乃審其貌遽自投筆以畫此像。

三元之始 喜夢得全 崇信念祖 感通希賢

畫貌惟肖 貽謀相傳 孝孫有慶 受祐於天

從五位下守大學頭 林信充謹贊

○上杉治憲

【新制初級第二十四章、中學上級第十一章第二節、女子第四編第七章】

所在 上杉伯爵家。羽織を着た座像である。

○大鹽平八郎

【新制初級第二十五章、中學上級第十章第四節】

石崎東國著、大鹽平八郎傳口繪寫真による。原圖は菊池容齋の筆。前に渾天儀と測量機を置く。

○水戸弘道館

【新制初級第二十五章
中學上級第十一章第一節】

所在 水戸市水戸公園。

弘道館は水戸藩の藩學、天保九年三月齊昭によつて創められ、同十二年八月一日開學。齊昭自ら弘道館記を撰し、石に刻して建學の意を明かにし、藤田彪をして述義を作らせてその意を敷演せしめた。弘道館記の碑は今尙公園内鹿島神社の側、八角の堂中に現存してゐる。

現在の公園は弘道館の構内である。當時は規模頗る整ひ、正廳の外に文・武二館を分ち武館は正廳の南にあつて三舎より成り、更に兵學・軍用・劍術・槍術・居合・薙刀・大刀・柔術・馬術・射術・砲術の十一場に分ち、文館は正廳の北にあつて居學・講習・句讀・寄宿の四寮六舎より成り、編修局・系纂局・講習別局をこれに附屬せしめてゐた。又この外館内には別に醫學館・歌學局・兵學局・軍用局・音樂局・諸禮局・天文數學所を始めとして馬埭・射場・砲場・軍事局・操練場等の設があり、水術・火術場のみを館外に置いてゐた。

かくて藩士の士弟は十歳よりこゝに入學して文武兩道を學び、一藩の士氣大いに振ひ、列藩の仰慕する所となつたが、明治戊辰の役に焼失して僅かに正廳を残すのみとなつた。現在もその柱・壁等に當時の彈痕を歴々として指摘することが出来る。後明治四年この正廳は茨城縣廳に於てられたが、その後幼稚園に使用せられた。圖はその一部、右手の破風はその玄關である。

尙鹿島神社に隣つて聖廟があり、孔子を祀つてある。この二社も亦齊昭が孔道館を建つる際に構内に同時に祀つたもので、創立の際は鹿島神社に齊昭自ら銀へた所の寶刀を納めて神體とし、その第一門外に孔子廟を建て、孔子神社と稱した。その内外尊疎の別を立てたのも彼の意に出づるものであるといふ。

○黄表紙

【新制初級第二十五章
中學上級第十章第四節】

黄表紙の一例として山東京傳作「孔子稿干時藍染」の内容二頁を示したものである。本書の内容は寛政改革に於ける文武獎勵を諷刺したものである。

○瀧澤馬琴

【新制初級第
二十五章】

水谷不倒・坪内逍遙著列傳體小説史挿畫による。

○八犬傳

【新制上級第九章、中學上級第十
章第四節、女子第四編第九章】

南總里見八犬傳は馬琴の最大傑作で、文化十一年から天保十三年まで前後二十九年の歳月を費し、逐次巻を逐つて刊行せられたもの、全九輯百六卷、彼が四十八歳より七十六歳迄の作であり、彼自身「知吾者其唯八犬傳歟。不知吾者、其唯八犬傳歟。」と自賛した程その述作に苦心したものである。

本圖はその終に近き九輯三十八卷の冒頭と挿繪を當時の刊本によつて示したものである。彼は、その執筆に當つて一言一句も苟くせず、故事を重んじてゐたが、挿繪にも同様の注意を拂ひ、自ら畫稿を作製した後、畫工に淨書させた上、板に上せるのを例として居る。本圖の繪も右の如くにして、下繪を溪齋英泉に描かせたもの。その彼自筆の原本の畫稿は東京の安田善次郎氏が文の草稿と共に所藏してゐたが、大正十二年の大震災の爲に失はれてしまつた。

尙この烏有に歸した九輯三十八卷の草稿の表紙裏には「寄る年波に視力弱り、近頃別して不自由となつて、今迄十一行の細字で書いてゐたが、書き悪くて困るから六行に認めることにした。併し筆工版下は従前の如く十一行とし、一行大抵三十三字より五・六字迄にしてくれ、即ち稿本二丁で版下一丁におさまる譯である」との意味の口狀が書添へてあつた。原本を見ると、その筆蹟のたどしさが痛ましき許りである。本圖の刊本の行數字数が彼の口狀の如く出來上

つてゐる點等もこの點より注意すべきであり、又彼の苦心も察すべきである。

○圓山應舉筆山水圖

【新制初級第二十五章別刷】
【中學上級第十章第四節別刷】

所在 京都市、西村總左衛門氏。年代 寛政七年。竪一・五四五メートル餘（五尺一寸）、横四・八二七メートル餘（一丈五尺九寸三分）、紙本淡彩八曲屏風。原圖は本圖と對をなす同大のものと合せて一雙となつてゐる。應舉は字は仲選、通稱主水、丹波國桑田郡の産、はじめ狩野派をまなび、後寫生の一新機軸を出したことは改めて説くまでもなからう。

本圖は彼の作品中の大作、且、秀絶のものであるばかりでなく、本圖右下方の署名によれば「乙卯晚夏寫應舉」とあるから、寛政七年乙卯、七月十七日、六十三歳で歿する前一月の作品であるから、老境最も技の圓熟した際の絶筆といふべき意味深いものである。耳順を越えてこの雄健なる大作をなした彼の神技は正に驚くべきものであらう。

本圖は題を「保津川眞景」と稱する。即ち京都嵐山下の清流大堰川の上流の急湍を描いたものであつて、畫中の奇巖・怪石、それに點綴する老松數株、玉をくだき龍を躍らせる清流、特に奔流の生動せる筆致は、居ながらにして仙境にあそび、澄清の水聲を聞く思がある。

製版の都合上、下の北齋、右の大雅の作品より小さくなつてゐるが前記の如き寸法の大作であることを忘れぬ様注意ありたい。

○葛飾北齋筆山下白雨

【新制初級第二十五章別刷】
【中學上級第十章第四節別刷】

版畫。北齋は江戸本所の生。幼名時太郎。春朗・辰齋・雷斗・雷信・戴斗・爲一・是知翁・畫狂老人・魚佛・卍翁等の號がある。初め狩野融川の門に入り、後勝川春章に師事して浮世繪を學んだ。筆勢非凡にして風俗にも風景にも妙技を有し、その意匠の人の意表に出でたるもの多く、世の賞讃を博した。嘉永二年四月十八日歿、年九十歳。墓は淺草區榮久町番

教寺にある。

本圖は彼の代表作たる富士三十六景中の一、而もその中でも最も傑作と稱せられるもの。

○池大雅筆山水圖

【新制初級第二十五章別刷】
【中學上級第十章第四節別刷】

所在 東京美術學校。

池大雅は實に我が國繪畫史に於て南宋畫の祖師開山とも稱すべき重要な地位に立つ天才畫家であり、その独自の風格は他の追隨を許さぬものがある。本圖は彼の代表作と稱すべきものではないが、又彼の畫風をよく示すものの一。彼の藝術は頗る多方面に亘り書畫・詩・歌・鐵筆に何れも妙を得てゐた。勿論本圖の贊も自贊である。

名は勤、字は貸成。九霞山樵・霞樵・霞菴・玉海等の別があり、京都の人、晩年京都東山眞葛ヶ原に妻玉瀾と住して世塵を外に藝術三昧に自適してゐた。安永五年五十四歳歿。

○歌麿筆婦人手業の圖

【女子第四編】
【第九章別刷】

版畫。歌麿は幼名市太郎、通稱勇助、後勇記、鳥山石燕の門に學び、初め豐章と號し、役者・花鳥等を描いてゐたが、後美人風俗畫を主として名聲をあげた。歌麿の活動した天明より寛政の頃は浮世繪版畫の全盛時代で、幕府は屢々綱紀肅正・奢侈禁止の爲に、浮世繪作家にも罪科を行ひ、歌麿も手錠の刑をうけたことがある。文政三年九月二十日歿。本圖は「婦人手業十二工」の一で、田樂豆腐をつくる婦女の店頭の姿を描いたもの、彼の作品としては黄金時代のものとは考へられないが、二美人配合の構圖、全體のあでやかさ、美人の風手等尙彼の面目をよく傳へるものである。

○安藤廣重筆鳥羽港

【新制上級第九章別刷、中學上級第十章】
【第四節別刷、女子第四編第九章別刷】

錦繪「六十餘國名所圖會」中の「志摩國日和山鳥羽港」を採つたものである。

廣重は寛政八年の生。江戸八重洲河岸定火消屋敷同心安藤徳右衛門の子。俗稱徳太郎、後に重兵衛又は徳兵衛と改む。十四歳で父母を失つて家督をついだが、繪を好んで初代歌川豊國の門に入らうとし、満員の爲に断はられて十五歳の時歌川豊廣の門に入り、文化九年十六歳で歌川廣重の名を與へられた。別號を一遊齋又は一幽齋といひ、後には一立齋と號し、狂歌名を東海道歌重と名乗つた。

彼もはじめは美人風俗を描き、黄表紙にも筆を執つたことがあるが、後風景に轉じ、東海道五十三次の出版に名聲を博した。その後更に木曾街道六十九次、六十餘國名所圖會、江戸百景等數多の名所繪を出版して益々風景畫家としての地歩を確實にしたのである。

天保年中剃髮、安政五年九月病歿、六十二歳。墓は東京市淺草區東岳寺にある。

○司馬江漢筆油繪

【新制上級第九章
【中學上級第十章第四節】

所在 本間耕曹氏。年代 寛政七年。

江漢は通稱安藤吉次郎、名は峻、字を君嶽、不言道人、春波樓、桃言、西洋道人等の號あり。江戸の人。文政元年歿。年七十二。はじめて西洋畫風の畫を試み、銅版畫・油繪を描く。圖は彼の著名なる油繪作品中的一。江戸高輪の海邊を描いたものであつて、遙かに富士をのぞむ所。全體の構圖が日本畫風で、着色・遠近も正確を缺き、幼稚の感をまぬかれないが、學ぶべき師なく、ひとり書物によつて西洋畫を描いた彼の畫壇に對する功績は不朽といふべきである。原圖左上方隅に近く「寛政丁巳○○○江漢司馬峻寫」とあり、その下に羅馬字の署名がある。

○徳川光圀

【新制初級第二十六章、中學初級第
【四編第五章、女子第四編第五章】

所在 京都市東山、高臺寺。裝束は束帯。

○契

沖

【新制初級第二十六章、中學上級第
【十章第三節、女子第四編第九章】

三哲小傳所載のもの。銀形紹眞の筆。

○荷田春滿

【新制初級第二十六章、中學上級第
【十章第四節、女子第四編第九章】

所在 靜岡縣、岡部讓氏。

本圖は文政年中に羽倉信美が本居大平の需により、前出羽守入道尙友に描かせたものである。圖上に大平の贊がある。これと同じ衣裝・風貌の畫像が世に尙四・五傳へられてゐるが源は一である。

○賀茂眞淵

【新制初級第二十六章、中學初級第
【四編第三章、女子第四編第九章】

所在 東京市故本居豊頼氏。作者 齋藤彦麿。

道服のやうなものを着た坐像である。齋藤彦麿はこの肖像を畫いて本居大平に贈り、大平はこれに長歌の贊を書いて子孫に傳へたものである。

○本居宣長

【新制初級第二十六章、中學初級第
【四編第三章、女子第四編第九章】

所在 三重縣四日市市、高尾九兵衛氏。作者 名古屋の畫家吉川義信。服裝 道服のやうなものを着た坐像である。

○宣長筆蹟

【新制上級第九章
【中學上級第十章第四節】

所在 四日市市、高尾九兵衛氏所藏の畫像の自贊。

右畫像は吉川義信の筆、竪九四八センチメートル餘(三尺一寸三分)、横約三九四センチメートル(一尺三寸)あり、その上部に本圖の筆蹟あり。歌は有名なる

敷島の大和心を人間は朝日ににほふ山櫻花である。

○平田篤胤

【新制初級第二十六章、中學初級第一編第三章、女子第四編第九章】

篤胤は嘗て畫工に命じてその容を寫さしめ、その上に「雲となりあるは雨とも降りしきて神世の道に身をや盡さむ」と題して家に藏してゐたが、今逸して復本を傳へてゐる。

服装は武家装束で、千葉折烏帽子に一種の水干を着せるものである。その眉間にある皺皺は衆人の望んで畏れた所で、その熱烈なる性情を遺憾なく表現せるものであらう。

○塙保己一

【新制初級第二十六章、中學初級第一編第三章、女子第四編第九章】

所在 東京市、塙忠雄氏。

原圖の筆者は住吉内記廣定。服装は總檢校の正服であつて、緋衣に白綸子の小袖袴。頭巾は燕尾と稱するものであつて、右手にもつてゐるのは中啓。

この畫像は保己一の歿後一周忌に長女と世子、嗣子忠の指圖によつて描かされたものと云はれる。廣定も住吉派近代の名手であるから、本圖は保己一の眞面目を傳へるものであると信ぜられる。

○高山彦九郎自筆日記

【新制初級第二十六章、中學初級第一編第五章、女子第四編第十章】

所在 京都市、松浦寛威氏。

彦九郎の天明下向日記の一節、圖は天明三年四月七日の部分で、京都出發の日の事を記してある。本圖にあげた前に馴染の人々が三條橋詰まで送つて來たこと、旅装は野袴、神用の物一駄一荷あつたことを記してある。本圖の讀方は次の通り。

の通り。

僕は江州柏原のものにて喜助と號す。年四十五とぞ。二條を東に京極を経て、三條通を東へ、橋を渡りて帝城を恐れみ恐れみ敬て。(下略)

○蒲生君平

【新制初級第二十六章、中學初級第一編第五章、女子第四編第十章】

所在 宇都宮市、蒲生又右衛門氏。服装 上下を着けた坐像である。

○頼山陽

【新制初級第二十六章、中學初級第一編第五章、女子第四編第十章】

所在 京都市、頼龍三氏。

天保三年、門人東山義亮の描く所。圖は羽織・袴を着けた坐像である。

○藤田東湖

【新制初級第二十六章、中學上級第十編第二章第一節、女子第四編第十一章】

所在 東京市、菊池晋二氏。

原圖は座像で、上下を着してゐる。男藤田小四郎の寫したものを、縣信輯が模したもの。容貌魁偉、眼光鋭く、見るもの皆其氣魄に壓せられたといふ彼の風采をよく示してゐる。

○前野良澤

【新制初級第二十七章、中學初級第一編第三章、女子第四編第九章】

富士川游博士著、日本醫學史所收圖版に據る。

○杉田玄白

【新制初級第二十七章、中學上級第十編第四章、女子第四編第九章】

富士川游博士著日本醫學史所載の圖版による。剃髪してゐるのは當時の醫師の慣習であつた。

○解體新書

【新制初級第二十七章、中學上級第一十章第四節、女子第四編第九章】

明和八年三月若狹小濱酒井氏の藩醫杉田玄白は同藩の中川淳庵及び豊前中津奥平氏の藩醫前野良澤と共に、小塚原、東京市外南千住町に罪人の腑分即ち屍體解剖を観た際、玄白と良澤とが共に偶然同版のターヘルアナトミア(解剖圖説)を携へて行き、その漢方醫書と異り、實を得たるを明にし、遂に翻譯を思ひ立つたのである。良澤は豫て蘭書翻譯の志があつたが、こゝに同志を得たことを喜び、直ちに月々六・七回三人が良澤の家に會合して翻譯を始めることとなつた。三人の中、良澤は嘗つてオランダ語を青木昆陽に就いて五百餘語を學んだ後、長崎に遊んで更に二百餘語を學んでゐたが、淳庵は嘗つて二十五文字を學んだ位であり、玄白は文字さへ知らなかつたから、艱難なき船の大海に乗出した如く手の着けやうもない有様であつた。併し幸に解剖書で圖解が多いため、先づ身體外部の圖から初め、圖と考へ併せ、または犬猫を解剖し、腑分を觀に行き、江戸に出府した長崎の通事(通譯人)にも質し、刻苦力行を續けた。しかし最初は春の日永にもなほ終日考へ詰めて僅に一行も解らぬことも少くなく、「鼻のフルヘツヘンドした」とあることが解らず、良澤の持ち合せてゐた小冊子のフルヘツヘンドの釋註に「木の枝を斷ちたる述その跡フルヘツヘンドをなし、又庭を掃除すれば其塵土集り、フルヘツヘンドす」とあるを見出して、これに暗示され、玄白が木の枝を斷つた跡も癒れば堆くなり、また掃除して塵土集ればこれも堆くなり、鼻は面中にあつて堆起してゐるからフルヘツヘンドは堆といふことであらうと譯したといふ逸話もある。かゝる苦心の末、一語を譯した時はその喜びは譬へるもなく連城の玉を得た心地であつたといふ。未知の新世界の開拓に勇猛精進した人々の困苦と歡喜とはその境地にあらざれば理解し得ない所であらう。かくて四年の歳月を経、稿を改むること十一度に及び、遂に完成せられて解體新書と名づけ、安永三年八月これを出版した。これ實に我が國に於ける蘭書翻譯の嚆矢で、蘭學の發展に一時期を劃したものである。

たものである。

圖は扉繪と内容の一部。因に本書には杉田玄白著、中川淳庵校とあつて、中心人物たる前野良澤の名が見えないが、これ良澤が自ら名聞のためにせずと太宰府天満宮に誓つたためである。

○蘭學楷梯

【中學上級第一十章第四節】

年代 天明三年著。天明八年刊。

蘭學階梯は陸奥一ノ關の人大槻玄澤の著したもので、上下二巻より成り、上巻には蘭學の性質・効用を説き、下巻には文字・綴字・品詞・譯例等を述べたものである。こゝには巻下の十九枚目譯例の一部を示した。これは右の欄より左欄に續くもので、オランダ語及びその發音・直譯・意譯が示されてゐる。蘭學階梯は蘭學の如何なるものかを知るには最も便利であり、而も刊行して天下に廣められたため、これより蘭學に志すものが急に増加し、蘭學隆盛の端をなしたものである。

○大槻玄澤

【新制初級第二十七章、中學初級第一四編第三章、女子第四編第九章】

所在 東京市、大槻茂雄氏。筆者 下野佐野藩主堀田正敦の世子正衡。

原圖は机上に書を見てゐる座像で、上に正敦の贊がある。玄澤六十八歳の時の姿である。

○平賀源内作電氣器械

【新制上級第九章】

○エレキテルの圖

【新制初級第二十七章、中學上級第十章第四節】

森島中良著、寛政八年版、紅毛雜話所載の圖版による。

本圖は平賀源内が靜電氣の實驗を試みてゐる所を描いたものである。起電機は箱の中に車輪・硝子棒及び硝子棒の一端

に附けた小車輪・毛皮・兩車輪を結び着ける帯を以て組立てられ、毛皮は特に蒲團の如くふくらかにして硝子にふれる所には金箔をはつてゐる。把手によつて車輪を廻せば小車輪がそれよりも更に急速度で廻轉するため、硝子棒と毛皮との摩擦によつて電氣を起し、これを鎖によつて絶縁臺の上に坐つてゐる被實驗者の左手に通せしめてゐる。絶縁臺は四脚の下に框に入れた脂によつて地球と絶縁されてゐる。かく實驗者が端の尖つた棒を被實驗者の頭に近づけて、放電による火花を發してゐる。坊主頭の被實驗者を用ひてゐるのは頭髪の端のみでなく、頭の何れの部分からも放電することを容易に示すためである。實驗者・被實驗者・助手の三人の顔は夫々この新奇な實驗に對する感を窺はしむるに十分である。かくの如く平賀源内は縦横の奇才を發揮して西洋の新知識を輸入した第一人者で、複雑な機械を一見してその理を悟り、エレキテル即ち電氣機械等を自から工夫して製作したのである。

平賀源内の作つた電氣機械の實物は東京通信博物館に陳列。外側は白ペンキ塗の函で、その一部に SEIKIZEI. ELEKTERE と蘭語で記してある。

○林子平

【新制初級第二十七章、中學初級第一編第四章、女子第四編第十章】

六無齋遺墨所載の圖による。原圖の作者は梅關で錢齋の模寫したもの。圖は羽織を着た七分身像で、左手に持つてゐるのは矢立である。矢立は矢立の硯とも言ひ、もと陣中に箆の中に入れて携へた硯を言つたが、その後轉化して旅行等に筆墨を仕込んで携帯する道具を言ひ、小さき墨壺に柄がつき、柄の中に筆を籠めて帯に挟むものである。

○海國兵談

【新制初級第二十七章、中學上級第一編第二章、女子第一編第十章】

書名 海國兵談。卷數 十六卷。著者 林子平。刊行年代 寛政三年。

林子平は本書に於て我が國は海國であるから、海國相當の武備が必要で、それには大砲・軍艦及び砲臺を主とすべきを

説き、江戸日本橋からオランダまで海路は一續であるのに、長崎にのみ嚴重に石火矢を備へて、安房(千葉縣)・相模(神奈川縣)に防備のないのを非難し、進んで蝦夷(北海道)・朝鮮・琉球を併せて防備を施すべしとて、蝦夷は宗谷岬に砲臺を設くべしと論じたのである。而して卷末に「傳へては我が日本のつはもの、法の花さけ五百年の後」の印を捺して、その自ら任ずる所の大なることを現はしてゐる。本圖は海國兵談第五卷(夜軍)の最初の一頁を示したものである。印文「千部施行」は海國兵談千部を豫約出版せんとしたことを示したものであり、他の印文は「林子平藏板」である。林子平は海國兵談(十六卷八冊)千部を刊行するのに見積高銀にして十二貫五百二十五匁、金にして二百八兩三步を必要とするが、清貧であつて中々自費出版が出来ないから、金二百疋づゝ入銀された方々(豫約應募者)には出來次第海國兵談二部宛進呈する旨の出版入銀見積書(豫約出版廣告)を知己の人々に頒布して資金を募集し、以て本書を刊行したのである。次に本圖寫眞の文を掲げる。

海國兵談第五

夜軍

仙臺 林子平述

夜の戦ハ陣所江奇(寄)ルを夜討ト云、城江寄ルを夜込ト云、互に陣を取て夜出て戦フを夜軍ト云ト世上に云習はせり。其中、夜討ト夜軍トハ少シ替レリ。夜討ト夜込トハ大なる差別なし。○夜ハ敵の容子も分明ならず、足場の善惡、旗旗の相圖も儘に見分難ク、敵味方もさだかに知レ難キものなれば、諸事不都合なる故、十に(下略)猶海國兵談の原版は幕府に沒收せられたため、現存品が頗る乏しく、幕末に刊行せられた木活字本、精校本等は何れも原版と出入がある。

○黒船の圖

【新制初級第二十七章、中學上級第一編第二章、女子第一編第十章】

谷文晁の描いた黒船の圖に松平定信が贊をし印行したもの。贊に曰く。

此船のよるてふことを夢のまもわすれぬは世の實也けり

樂翁戲題

黒船とは當時我國人が西洋人の船を稱した語である。

○伊能忠敬

【新制初級第二十七章、中學初級第一編第三章、女子第四編第九章】

所在 千葉縣香取郡佐原町、伊能三郎右衛門氏。

原圖は上下姿の座像で、圖上に忠敬の友人久保木青淵の贊がある。所藏者は忠敬の後裔である。

○伊能忠敬の地圖

【新制上級第九章、中學上級第十編第四章、女子第四編第九章】

所在 内閣文庫。年代 文化四年。

忠敬の地圖には街道沿海等を描出した地方圖と、これ等部分的のものを綜合して全國に亘つて一貫した日本圖との二種あり、更にこの兩者には各々大中小の三種があつて、大は三萬六千分の一、中は二十一萬六千分の一、小は四十三萬二千分の一の縮尺を以て描かれてゐる。こゝに示したのは大圖の大日本沿海輿地全圖の中の出雲・伯耆地方である。東の入海は鳥取縣美保灣で、西の湖は島根縣中海で、中海の大島は大根島で、小島は江島である。米子は松平因幡守持城（鳥取池田氏）が描かれ、三保關は當時重要な港で、境は當時境村であつた。本圖によつて明かなる如く、山や城等は立體的圖法を用ひ、その他は平面的圖法を用ひてある。

伊能忠敬は寛政十二年閏四月奥州街道の測量を始めて蝦夷地測量に及んでから、文化十三年十月江戸府内測量を終へるまでの十七年間に亘つて本州・九州・四國・蝦夷・伊豆七島の街道・沿海・市街等の測量を大成したのである。然るに忠敬の測量地圖はその後久しく世に公にされず、幕末にイギリス軍艦が我が沿岸を測量せんことを幕府に請うた時、幕府は始めてこれを示したが、イギリス人は我が國にかゝる精圖の存してゐることに驚歎し、遂に測量願を撤回し、兩者の葛藤を未然に防いだのである。伊能圖の小圖は慶應に至り、官板日本實測圖として刊行せられ、明治に入つてから、參謀本部の帝國圖も實測を終へない地方は伊能圖によつて製圖された。

○レザノフ

【新制初級第二十七章、中學上級第十二章第二節】

所在 廣島文理科大学國史學教室。

長崎繪と稱せらるゝ彩色木版畫である。左上に「文化元甲子年九月七日渡海、ヲロシヤ國の使節レサノフト」とあり、右下瓢形の瓢形に「長崎因大和屋」と刊行者の屋號を入れてある。當時の我國人の眼に映じたロシヤ提督の風手を描けるものとして興味あるものである。

○北方探險圖

【新制初級第二十七章、中學初級第一編第四章、女子第四編第十章】

本圖は幕末露西亞が我が北邊に出沒するに至れる頃、幕吏近藤重藏・間宮林藏等が北海道・千島・樺太及び黒龍江口附近まで探検したその経路の概要を示すものである。

間宮林藏の樺太探検は前後二回にわたる。その第一回は文化五年四月十七日、松田傳十郎と共に樺太の西南岸なる白主（シラヌシ）より船出し、二人東西に路を分けて進み、傳十郎は西岸に沿つて北上し、林藏は東岸、亞庭灣岸に沿つて進み、中知床岬には出でずして途中より陸行して更に東岸に出で、五月二日にオシヨイコニ、五月十六日に敷香、同二十一日に北知床岬のシャツクコタンに達し、引返して二十七日にコタンケシ、五月三十日マアヌエ、こゝより陸行西岸に出で、六月四日久春内（クシユンナイ）、七日こゝを發して西岸を北行、六月廿日ノテト（現今のテイツク）、二十二日ナツコ岬（ラツカ）に到達した。北緯五十一度五十五分の地である。彼の報告書の地點の記事に次の如くある。

マンチー（滿洲）地方 ヲツタカパーと申出岬遙に相見、夫よりかすかに山合餘程之間切れ候處、川口之由に而、カラフト島之地方、此邊一體平地、海岸通東北に追し周り候間、離島に者相違無之様子相分候間、傳十郎えも評議上先此所に而見切り罷歸申候。

右の記事にて明かなる如く、この時林藏は既に樺太の島なることを略々確知してゐた譯である。かくて林藏は廿五日ノ

テトに歸り、廿六日出發、閏六月十八日自主に著、二十日同地を發して宗谷に歸著して、第一回の探検を了へたのである。

林藏第一回の探検の結果は樺太が大陸に接續してゐるであらうとした林子平・近藤重藏等の謬見を破つたが、高橋景保は林藏の報告に接するや、之を基礎として北夷考證を著し、清・佛・英等の諸國を考證して西歐人のサガレン島が我が國の所謂樺太島と同一なることを論じて内外諸家の謬説を正したのである。

併し林藏は第一回の探検に満足せず、第二回探検の命をうけて文化五年七月十三日單身宗谷を發して自主に著し、十七日同處を發し、苦心を重ねて土人を雇ひ、八月十五日リヨナイ、九月三日トツシヨカウ（北緯五十度四十五分の邊）に至り、リヨナイに歸つて結氷を待ち、更に北上しようとしたが、十月廿四日に至つても海面が氷結しないから、陸路をトシナイに歸つた。時に十一月廿六日。かくて翌文化六年正月廿八日、再び此地を發して北上、二月二日ウシヨロ、四月九日再びノテトに達した。而して海上の解氷を待つ間に更に北進して五月十六日ゴロワチエフ岬に近いナニオー（北緯五十三度八分半）に達し、海峽の最狭部分をすぎ、黒龍江口の北に迄進んでノテトに歸還、こゝでリヨナイから伴つて來た土人を遣し、トシナイからつれ來つた土人と共に、ノテトの土人酋長コーニの家を滞留、その業を助けつゝ徐ろにその地方の地理を探つてゐた。

元來林藏探險の目的はロシア境界の事情を明かにするにあり、而も樺太は島であつてロシアの境界は、こゝに見出すことが出來ぬことが明かになつたから、林藏は更に對岸に渡つて探検せんとし、酋長コーニが滿洲官吏の出張所に入貢する時に同行渡航せんと企て、強いてその許諾を得たのである。

かくて文化六年六月二十六日、土人七名と共に長さ五尋・幅四尺餘の小舟に乗つてノテト出發、ラツカに假泊五日、七月二日海波稍穩かなるを見て海峽を横斷、カムカタ岬の北部より南行、アルコエに泊、三日ムシホーに到着假泊、四日舟を曳き上げて五日十餘町の山路を越え、タバマニーと稱する小流に舟を浮べ、六日タバマチー發、流を下つてキチー湖に出、七日マンゴ河（黒龍江）岸のキチーに達した。八日には更に同地發、黒龍江を遡つてガウヌエ泊、九日コ

ルベー、十日ウルゲー泊、十一日同地發デレン（德楞）に著いた。

デレンには滿洲官吏の出張所があつて、附近の土人がこゝに集つて交易し、朝鮮及びロシア等より來るものもあり、出張所は六月より八・九月頃まで開かれ、官吏は松花江の上流から年々往來してゐたのである。

林藏はこゝに滞留すること七日、七月十七日デレン發、黒龍江を下つてジャレイ泊、十八日キチー著、二十日更に下つてアラレー泊、二十六日に至つてカルメー著、二十七日デボコー、二十八日同地發、四日を経てワシ著、八月二日こゝを發して黒龍江口に達し、ピロケー泊、海岸に沿つて南下、三日ワツカシ泊、五日チヤガエハー泊、六日ハカルハ一泊、七日早朝出發、海峽を横つて樺太のワケー著、ラツカに泊し、八月八日ノテトに歸著、西岸を南下して九月十五日自主著、廿八日宗谷に歸著して第二回の行を了へた。

第二回の探検によつて樺太島の獨立せる島なることは全く明かになり、更に黒龍江の探検によつて大陸と樺太との關係を明かにし得たのである。

近藤重藏が蝦夷地探險に關係したのは間宮林藏よりも古い。併し、重藏の探險は蝦夷即ち北海道及び千島の南部に限られて、樺太には遂に渡航したことがなかつた。而して重藏と事を共にし、且その先驅者として最上徳内がある。徳内は天明五年はじめて幕吏青島俊藏の部下となつて東蝦夷の地に渡り、翌六年には國後・樺捉の兩島より得撫島に渡り、その報告書として「蝦夷人情風俗の取沙汰」を幕府に提出し、後これは「蝦夷草紙」の名で世に行はれるに至つた。

その後彼は寛政三年更に蝦夷の厚岸より樺捉島に至つてゐる。寛政十年に至り、近藤重藏は徳内等と共に幕吏に従つて蝦夷に渡り、國後・樺捉に渡航したが、この後徳内・重藏の兩人は形影相伴ふ如く蝦夷地の探險に活動してゐる。かくて寛政十二年重藏は樺捉島の東端カムイワツカオイに於てロシア人の建てた標木を抜き取つて日本領の標木を建てたのである。其後重藏は享和元年及び二年にも樺捉島に渡航してゐる。以上數度の東蝦夷渡航は何れも松前即ち福山を發して圖の如く海岸沿に東進且北進したものである。

重藏は又文化三年に至り、ロシア人暴行状態調査の幕命を受けて六月十五日江戸を發し、松前より海岸に沿うて西岸

を北上して利尻島に至り、轉じて宗谷に至つて樺太アイヌを招いてロシア人の状況を聴查し、歸途天鹽河を遡つて石狩川上流に出で、これを下つて松前に歸り、十二月に至つて江戸に歸つた。この行カムイコタン附近に於て舟が覆つて正に死に臨む危険を経た。これ等の探險によつて重藏は寛政十年はやくも「邊要分界圖考」を著し、その後徳内の著をついで「續蝦夷草紙」等も著してゐる。

○間宮林藏【女子第四編第十章】

所在 茨城縣、間宮正倫氏。

所藏者正倫氏は林藏の後裔である。圖は林藏の歿後、近親知己の人々が種々の資料を蒐集して作製したものであつて、頗る苦心の結果であるといふ。測量器を手にした探險旅行中の姿である。

○高島秋帆【新制初級第二十七章】【女子第四編第十章】

寫眞による。

この寫眞像は萬延・文久の頃、江戸新錢座の江川氏邸で、中濱萬次郎の撮影にかゝるとの傳があるものである。服装は上下。

○高島秋帆調練の圖【新制初級第二十七章】

○徳丸原調練圖【中學初級第四編第四章】【女子第四編第十章】

所在 東京市、有坂男爵家。

天保十二年五月九日、幕命によつて高島秋帆が武藏國北豐島郡赤塚村徳丸原で洋式教練を行つた時の圖。筆者は銃隊

員として參加した荒木千洲（野鶴と號す。紙本着色、縦約一・〇六米 三尺五寸）、横約一・四米（四尺六寸）。原圖には上部に漢文の記事がある。圖の上部の幕張の中にあるのは目附水野舍人 鐵砲方井上左太夫等の見分の幕吏及び諸侯。中央の部隊は四小隊に分れ野砲・臼砲・小騎を發射してゐる。前方に指揮するのが高島秋帆である。兵士の軍帽は高島秋帆の考案に成るもので、オランダ式と陣笠を折衷したもの、當時トッキョ笠又はベトロン笠と呼ばれてゐた。前面に船の見える水面は荒川である。

○江川太郎左衛門【新制初級第二十七章、中學上級第一十章第四節、女子第四編第十章】

所在 靜岡縣、江川英武氏。

軀幹雄偉、巨眼隆鼻、時勢を明察した彼の風采をよく示すものであらう。所藏者は彼の後裔。

○葦山反射爐【新制初級第二十七章、中學上級第一十章第四節、女子第四編第十章】

所在 靜岡縣田方郡葦山村。

反射熱を利用した煉瓦造の溶鑪爐であつて、葦山の代官江川太郎左衛門が幕府に請うて大砲を鑄造せんとし、安政元年起工して翌年二月竣功したもので、爐の高さ十六・七メートル餘（五丈二尺）、基底縦五・六メートル餘（一丈八尺五寸）、横約五メートル（一丈六尺四寸）である。今は陸軍省の管轄の下にある。

○徳川齊昭【新制初級第二十七章、中學初級第一四編第四章、女子第四編第十一章】

所在 徳川（圀順）侯爵家。服装 立烏帽子を被つた胸像である。

○渡邊崙山【新制初級第二十八章】【中學上級第十二章第二節】

所在 渡邊元一氏。羽織を着た崑山四十五歳の時の座像である。

○ペリー來朝頃の日本附近の形勢 【新制初級第 二十八章】

○ペリー來朝頃の日本附近圖 【中學上級第十 二章第二節】

本圖は嘉永六年(西曆一八五三)ペリー來朝前後に於ける西洋諸國のアジア侵略の大勢と、日本がその諸勢力の中に介在してゐる状態を一見了然たらしめんとするものである。

次にこの頃までの諸國東侵の年代によつて列擧して置く。

一、ロシア

一六三八 (寛永十五年) オホーツク海岸に達しオホーツク市建設(樺太正北方海岸)

一六八九 (元祿二年) ネルチンスク條約、露清國境決定

一六九七 (元祿十年) カムチャツカ半島占領、この前後にペーリング海沿岸一帯を領す。

一八二一 (文政四年) アラスカ占有、一八六二アメリカ合衆國に賣却。

一八五七 (安政四年) 黒龍江左岸に進出(以下圖に無し)

一八五八 (安政五年) 黒龍江省設置。

一八六〇 (萬延元年) 烏蘇里江以東、沿海州の地を清國より割取。

一八七五 (明治八年) 樺太は早くより露人の來往があつたが、完全に彼の領土と確定したのはこの年、日露千島樺太の交換條約による。その以前は雜居。

二、イギリス

一六〇〇 (慶長五年) 東印度會社創立。

一六三九 (寛永十六年) マドラスを取る。

一六六一 (寛文元年) ボンベイを讓受く。

一六九〇 (元祿三年) カルカッタを取る。

一七五七 (寶曆七年) プラツシーの戰、英軍、佛軍及びベンガルの軍を敗りて印度領有の基を確立す。その後次第に印度各地方を蠶食。

一八五七 (安政四年) ムガル帝國滅亡。印度完全に英國の治下に立つに至る。

(以上印度方面)

一八四二 (天保十三年) 香港を取る。(阿片戰役の結果)

(以上支那)

一七八八 (天明八年) オーストラリアを刑囚植民地とす。その後一八五一年に至り金坑發見以來移民増加。

一八三六 (天保七年) 以來次第にボルネオ北部占有。

一八三九 (天保十年) 以來次第にニュージールランド占有。

一八八八 (明治廿一年) パプア北部領有。(以上太平洋方面)

三、オランダ

一六〇二 (慶長七年) 東印度會社設立

一六一九 (元和元年) ジャバアにバタビヤ府を建設して南洋及び東洋貿易の根據地とし、漸次スマトラ・セレベス・ボルネオ・パプア(ニューギネヤ等に勢力を張り、その地を占有するに至る。

四、フランス

一六〇四 (慶長九年) 東印度會社設立

一八〇二 (享和二年) 越南建國(佛蘭西の後援による)その後次第に印度支那半島に勢力を占む。

五、スペイン

一五七一(元龜二年)フィリップス領有。

○へりー 【新制初級第二十八章、中級初級第四編第四章、女子第四編第十一章】

所在 江田島海軍兵學校内海軍參考館。

この畫像は明治四十二年六月我が練習艦隊がアメリカ合衆國シヤトルに碇泊した時、ペリーの孫ロツジヤースがブレマートン軍港の司令長官として、我が司令官の訪問を喜び、記念のためにこれを贈つたもので、中佐の制服を着た壯年時代の姿である。本圖はその一部を採りしもの。

○幕末關係要地圖 【新制初級第二十八章、女子第四編第十一章】

本圖はペリー來朝前後の東京灣(當時江戸灣)附近の外國關係要地の位置を示したものである。

品川は現在東京市品川区に屬する。東海道方面の江戸の關門にあたり、嘉永元年幕府はこゝに砲臺を築き、同六年よりは沖合にも砲臺を築いた。文久元年外國使臣の館を設けたのも此處の御殿山であつた。

生麥は横濱市鶴見區内にある。舊武藏國橋樹郡生麥村。文久二年八月廿一日、島津久光が江戸から西上の途、その臣がその行列を冒したイギリス人を傷けた所である。

神奈川は横濱市神奈川區、舊東海道の一驛、安政假條約によつて開港した際はこの神奈川が開港場であつたが、その後對岸なる横濱に移ることになつたのである。詳しくは開港當時の横濱繪圖の解説參照のこと。

浦賀は神奈川縣三浦郡浦賀町、三浦半島東方の突端であつて、その觀音崎は對岸富津と對して東京灣の入口を扼してゐる。天保二年伊豆下田奉行を此處に移して浦賀奉行設置。嘉永六年ペリーがはじめて此處に來たことは既に周知の事實である。

久里濱は浦賀の南に隣る村、安政元年ペリー再來の際、幕府がその接伴の爲に海岸に假館を造り、浦賀奉行戸田氏榮

等が應接して國書を受けたのは此處である。今村内八幡久里濱にペリーの記念碑が建設されてゐる。

葦山は静岡縣田方郡葦山町、江川太郎左衛門の建てた反射爐は町内南中村字鳴瀧にある。

下田は静岡縣賀茂郡下田町、嘉永六年奉行設置。安政假條約成るや、こゝも開港場の一に定められた。

○阿部 正弘 【新制初級第二十八章、女子第四編第十一章】

所在 東京市、阿部伯爵家。服装 東帯を着けた坐像で、冠の纓は垂纓、前に垂れてゐる平緒は石帯の端である。

○プチャヤチン 【新制初級第二十八章】

寫眞による。

○久里濱警固圖 【新制初級第二十八章、中學上級第十、二章第二節、女子第四編第十一章】

所在 東京市、三居滿一氏。年代 嘉永六年八月。作者 大館孫左衛門。この繪圖は彦根藩久里濱警固隊の旗奉行三居孫太夫が足輕大館孫左衛門をして當日(嘉永六年六月九日)の實況を畫かしめたものであるといふ。

圖中、手前の山は千駄崎、その向ふの出鼻は鶴崎(白根崎)、その向ふに遠く島の如く見えるは觀音崎で、觀音崎と鶴崎との間の入海の奥に家が並んでゐる所は浦賀町である。圖の向つて左端の幕張の中にある切妻造の假屋は書翰受取所、即ち浦賀奉行戸田氏榮・井戸弘道とアメリカ合衆國の使節ペリーとの應接所である。應接所と鶴崎の間に於て後に幕を張り、二列の陣形に並び、陣羽織・陣笠の扮装で固めてゐるのは二千餘人の彦根勢(近江彦根井伊掃部頭)であり應接所と千駄崎との間に於て後に幕を張つて陣取つてゐるのは七百餘人の川越勢(武藏川越松平大和守)である。海上千駄崎より内手には忍勢五十艘(武藏忍松平下總守)、海上鶴崎より内手には會津勢百五十艘(陸奥會津松平肥後守)が夫々武備嚴重に固めてゐる。應接所の前の舟は傳馬船十五艘で、アメリカ合衆國人が母艦より上陸の時乗り來つた舟

であり、その手前の二艘は浦賀使舟である。遙かに沖にある黒船四隻は「泰平の眠をさますじやうきせんたつた四はいで夜も寝られず」(落首)と言はれたアメリカ合衆國の黒船である。應接所と傳馬船の間に乙字型の隊列を作つてゐるのはアメリカ合衆國の上陸兵である。更に應接所の左側幕内にゐるは大垣勢(美濃大垣戸田伊豆守)である。かくの如き嚴重な警備を見ても、合衆國艦隊の威嚇的態度を取つたこととこれに對する幕府の驚きとが窺はれるのであらう。この會見に於て我が奉行は彼の國書を受領し、應接の地でないから應答は出来ぬ故、直ちに歸帆する様との諭書を渡した。彼は明春回答を求むるため再び來航することを告げ、會見を終つた。その間約三十分で、席上奉行は一言も發しなかつた。因に久里濱は今の神奈川縣三浦郡久里濱村で、こゝにペリー記念碑がある。

○ペリー 饗應圖

【新制初級第二十八章
中學上級第十三章第二節】

所在 東京市、阿部伯爵家。

縦四八センチメートル餘(一尺五寸九分)、横約九二センチメートル(三尺二分)、この圖は當時松代藩士高川文峯が命によつて筆寫して幕府に献じたものが原圖で、その模寫が世に顯はれ、色刷の版行もあつた。横濱圖書館のものは秀木なる畫工の臨摹したものである。

圖は安政元年ペリー再來の際、二月十日彼と我が林大學頭等が會見談判の後、幕府が彼等を饗應してゐる所である。而してこの應接場は亞美利駕渡來日記によれば横濱内の字駒形と稱する海岸に一日より三日掛りで急造したものであつて、材料は浦賀に建てたものを俄に取はなして船で運んだとのことである。先づ當時の應接場内の間取と有様を本圖を中心に大體述べて置く。

圖にあらはれたのは會議後の饗應場であつて、會見談判の場はこの右手に小さな別間が造られ、こゝには中央に卓を置いて煙草盆・火鉢・茶などを並べ、上手にペリー始め數人の主要人物と通譯、下手に林大學頭以下同じく數人の席が設けてあつた。圖に見える饗應場に續いて左手に玄關、玄關に續いてその後方に貢獻物置場が設けられて、饗應場の手前即ち圖に見える我が國役人等の後方)には中庭を隔て、林大學頭以下の控所、更にその後料理所、その後諸士の供控所馬立場等があり、周圍には幔幕を張り廻らしてゐた。

この饗應は正午よりペリー等到着、應接使に命ぜられた林大學頭驪、江戸町奉行井戸對馬守覺弘、下田奉行伊澤美作守政義、目附鶴殿民部少輔長銳等がペリー等と會見、談判一時間餘の後に行はれて、午後四時頃終了、ペリー以下ポトで歸艦したのである。本圖の右方幕を廻らした間は兩國使臣主腦部の席、アメリカ側は右端よりペリー、アボット、アダムス、モレー、レー、ボットマン等、之に對して日本側は右端より林、井戸、伊澤、鶴殿等。幕の外はアメリカ側は圖に見える様に中央と左方の二區劃に分けてあり、中央のアメリカ人席に對して日本側の席は二つに分れ、右には通詞一人、左には御徒目付等が座ることになつてゐた。圖では通詞は座にあるが、御徒目付等は見えない。恐らく席間を斡旋してゐるのが彼等であらう。林大學頭以下の後方に見えるのは各自の刀持である。

尙圖に見えぬが、アメリカ人席の後方には障子を隔て、町奉行與力同心が控えて居り、玄關には浦賀奉行の衆が詰め、玄關外廣場にはアメリカの兵士及び樂隊、應接所前面及び周圍は小倉・松代・彦根等の諸藩兵が警衛に當つてゐた。

次にこの時の料理の献立次第を擧げて置く。この料理は石川茂左衛門(江戸日本橋浮世小路百川樓)が一人前三兩で受負つたものとの事、又一説には浦賀宮ノ下の岩井屋富五郎が受負ひ、百川の弟子を雇つて料理したものであるといふ又最後の菓子は本町一丁目鈴木屋清五郎受負、その中カステラのみは神奈川・横濱でつくり、一盛代金銀五匁七分宛であつた。尙料理献立は種々に傳へられてゐるが、左に大日本古文書の幕末關係文書所載のものを掲げる。

料理献立 三百人前 控二百人前

一、長敷斗敷紙三方

一、盃(内疊り土器三ツ組)

一、銚子

一、吸物 鯛猪肉

- 一、干着 松葉するめ、祝ひ昆布
 - 一、中皿肴 はまち魚肉、青山升(一本、煮山枧)
 - 一、猪口 唐草かれい、同坊風、わさびせん。
 - 一、吸物 花子巻鯛、篠大こん、新粉山升。
 - 一、硯蓋 紅竹輪蒲鉾、伊達巻すし、鶴羽盛、花形長芋、緑こんぶ、久年母、かわ茸。
 - 一、吸物(すまし) さゞい、鮫掛平貝、ふきの頭せん。
 - 一、井(うま煮、一本、ぶた煮) 車海老、押銀なん、粒松露、目打白魚、しのうと。
 - 一、大平(鶏卵葛引) 肉寄串海鼠(一本、串子)、六ツ魚小三木(一本、きく)、生椎茸、細引人參、火取根芋、露山枧
 - 一、鉢 鯛筏、友身二色むし、風干魴鯉、菜花、自然生土佐煮、土筆麴漬(一本、からし漬) 酢取せうか。
 - 一、茶碗 鴨大身、竹の子、茗荷竹。
 - 一、差身 平目生作り、かじめ大作(一本めじ)、鯛小川巻、若しそ、生海苔、花わさび。
 - 一、猪口 土佐せうか、いり酒、辛子(一本芥子菜味噌、又一本からし味噌)。
- 二汁 五茶
- 本膳
- 一、鮪 鮓笹作り、糸赤貝、しらか大根、鹽椎たけ、割くり(一本、栗生が)、葉付金かん。
 - 一、汁 米摘入、布袋メ治、千鳥半房、二は菜、花うと。
 - 一、香物 奈良漬瓜、味噌漬蕪、篠巻菜、はなしほ、房山枧。
 - 一、煮物 六ツ花子、煮拔豆ふ、花菜。
 - 一、めし

二の膳

菓子三百人程(四十五匁形)

- 一、海老糖。
- 一、白石橋香。
- 一、柏庭羅(寸法 長さ、三寸五分、巾 壹寸七分、厚 壹寸三分)

- 一、蓋(敷みそ) 小金洗鯛、よせるひ、白髪長芋、生椎たけ、三ツ葉(一本、揃三ツ葉)。
 - 一、汁 甘鯛脊切、初霜昆布。
 - 一、猪口 七子いか、鴨麩、しの半房。
- 臺引 大蒲鉾
- 焼物 掛鹽鯛
- 吸物 吉野魚、玉の露。
- 中皿肴 平目作身、花生賀。
- 盃。
- 銚子。
- 飯鉢。
- 通ひ。
- 湯。
- 水。

寫真による。

○ハ リ ス

【新制初級第二十八章、中學初級第一編第四章、女子第四編第十二章】

○井伊直弼

【新制初級第二十八章、中學初級第一編第四章、女子第四編第十二章】

所在 東京府荏原郡世田ヶ谷町豪徳寺。作者 狩野永岳（慶應三年歿七十八歳）。
圖は東帯を着けた坐像で、直弼と眠近であつた狩野永岳が眞に直弼の佛を寫したものである。

○日米（修好通商）條約書

【新制初級第二十八章、中學上級第十編第二章第二節、女子第四編第十二章】

所在 東京市外務省。

これは大老井伊直弼が勅許を待たずに、安政五年六月十九日我が全權委員井上信濃守清直及び岩瀬肥後守忠震とアメリカ合衆國の全權委員ハリスとを神奈川沖の米國軍艦中に會して協定せしめた十四箇條の日米修好通商條約書で、安政の假條約と呼ばれ、更に江戸で談判を重ねたため、江戸條約ともいふ。該條約書は邦文と歐文の二種より成るが、今邦文及び歐文の第二條第二項と第三條第一項及び國璽押印の容器を示したものである。こゝに示した條文は米國軍艦の日本船扶助と我が國の開港場が擧げられてゐる。次に本圖に現れた部分を摘記する。

合衆國の軍艦大洋にて行遇ひたる日本船へ公平なる友陸の取斗（計）らひあるへし。且亞米利加コンシユルの居留する港に日本船の入る事あらば、其各國の規定によりて友陸の取斗（計）らひあるへし。

第三條

下田・函館の港の外、次にいふ所の場所を左の期限より開くへし

神奈川 午三月より凡十五ヶ月の後より

西洋紀元千八百五十九年七月四日

長崎 同 斷

同 斷

新潟 同斷凡二十ヶ月の後より

千八百六十年一月一日

兵庫 同斷凡五十六ヶ月の後より

千八百六十三年一月一日

この第三條は第六條第一項の治外法權の規定と共に最も重要な條項であつた。この條約は萬延元年四月三日アメリカ合衆國ワシントンで批准書が交換せられ、その後關稅率の變更を見たが、大體明治二十七年の條約改正まで効力を有したものである。本圖の中、圓形のは鎖に繋がれた厚さ三センチメートル餘（約一寸）、直徑二四センチメートル（七八寸）の國璽押印の容器で、蓋を開けば封蠟があつてその上に國璽が印してある。この容器は表面に孔雀の模様を現はし、金銀のモールの總が附けてある。

○新見奉行一行

【新制初級第二十八章】

寫真による。

安政假條約の批准の爲に萬延元年アメリカ合衆國に派遣せられた新見豊前守一行八十一名は、正月十八日品川出發、三月十九日桑港着、閏三月二十八日ワシントンで大統領に謁見して國書を呈した。この寫真はワシントンのワイラルド・ホテル滞在中に撮影したもの。右から監察小栗豊後守忠順、正使新見豊前守正興、副使村垣淡路守範正。

○吉田松陰

【新制初級第二十八章、女子第四編第十一章】

所在 原本東京市柴田家門氏。安政五年、松陰の門下生たる松浦松洞の描く所。

圖は浪人の身である吉田松陰が道服を着けた坐像である。因に本圖は松陰が安政五年郷里長門より江戸に檻致されるに臨んで畫かれたものである。

○松下村塾 【女子第四編第十一章】

所在 山口縣阿武郡萩市。

現在の村塾址の所在地は萩市の東部（舊棒郷東分村松本）に當り、縣社松陰神社の境内になつて居り、松陰在世中の面影を存する八疊と十疊半との二間から成つて居る。

圖の向つて左「松下村塾」の札の掲げられてある方が十疊半、左方少し後方に位置して右の十疊半に續き、屋根の一段低く見えるのが八疊の間。この舎は明治初年、松陰の門下生たる野村靖氏（子爵、初名入江和作）等が主となつて舊態のままに修理を加へ、以て現今に至つたものである。

村塾の創立年月日は正確には不詳であるが、松陰の渡海失敗が安政元年三月廿七日の夜、彼が二十五歳の時であり、捕へられて萩の野山の獄につながれたのが同年十月、出獄が翌年十二月十五日で、以來實父杉百合之助宅に禁錮謹慎を命ぜられて居り、その間に親戚の子弟等が就いて學んだのを以て塾のそもその起源となすべきである。

元來松下村塾なる塾名は松陰の叔父玉木文之進（百合之助の實弟）が天保十三年頃創立した自己の塾に用ひたもので、由來は村名松本村よりとつたものであるが、文之進の仕官と共にこの塾は廢せられた。その後嘉永四五年の頃、松陰の母方の叔父久保五郎右衛門（或ひは五郎右衛門又は五郎兵衛）が家塾を起して松下村塾の名を襲用した。松陰の松下村塾は更に前記の名を襲用したものである。松陰の子弟教授は前述の如く謹慎中私かに始められたものであつたが、藩府も默認の形であつたので、叔父の久保塾で叔父を助けて教授してゐたものらしい。而して今日現在の村塾に移つたのは安政三年七月頃と思はれ、當時杉氏の所有になつてゐた同氏の隣家瀬能氏の舊屋で、杉氏が物置に使用してゐた建物を塾舎に宛てたのである。これが現存する八疊の間である。併し松陰は謹慎中であつたから、塾の名義は久保氏であつた。

松陰が名實共にこの塾を主宰するに至つたのは安政三年九月、即ち彼が松下村塾記を書いた月からである。その後塾生

が漸次増加して塾舎狹隘となつたので、安政四年十一月、近傍にあつた古家屋を僅少の價で買取り、大工に骨組みをさせ、壁塗等は松陰が弟子と共に工作して八疊の間につき足した。これが十疊半の間である。而して藩府が松陰に子弟の教育を公許したのは安政四年七月であつて、その後五年十一月廿九日再入獄まで彼の教育がつゞいた譯である。彼の入獄後はその門弟小田村卯之助と久保清太郎が教授してゐたが間もなく絶え、その後慶應二年に至つて門弟等が再び復興して明治四年迄繼續してゐた。而してこの年玉木文之進が村塾の名を襲用してその自宅で教授を始めたが、明治九年に至り、前原一誠の亂の責を負ふて自殺し、その後松陰の實兄たる杉民治が同じく村塾の名を襲つてその自宅で教授をはじめて明治二十年に及んだ。故に現在の村塾の建物で使用されてゐたのは、松陰在世中より明治四年迄である。

○橋本左内 【新制初級第二十八章、女子第四編第十二章】

所在 橋本（綱常）子爵家。

○村岡局 【女子第四編第十二章】

所在 東京市 六條定光氏。

村岡局の名は矩子、京都の人津崎左京の女で近衛家の老女、晩年は京都市右京區嵯峨の直指庵（大覺寺北方）に隱居し明治六年八十八歳で卒した。本圖の原本はその猶子六條定光氏が畫家に命じて描かしたものである。

○櫻田門圖 【新制初級第二十八章、中學初級第一、四編第四章、女子第四編第十二章】

所在 廣島高等師範學校。

圖の向つて右の門が櫻田門、左の方の邸宅は井伊邸で、今の參謀本部のある位置である。萬延元年三月三日の事變は圖の中に見える二つの番所の中間で起つた。原本は泥繪である。

○開港當時横濱繪圖

【新制初級第二十八章別刷、中】
【學上級第十三章第二節別刷】

本圖は幕府が鳳堂高嶋計之に命じて製作せしめたもので、安政六年開港早々の開板、横濱の地圖として刊行された最初のものである。題額に「横濱御開地明細之圖」とあり、和紙着色、横四六糶餘（一尺五寸三分）、縦三六糶餘（一尺二寸）、左下方に横二三糶（七寸三分）縦一五糶餘（五寸五分）の小紙片を附加したものである。

最初の安政五年六月十九日の條約では神奈川を交易港としたのであつたが、同地が東海道の要路であり、且宿場が狹隘で事變を起し易いとの顧慮から、ハリスと談判數合、横濱を以て神奈川に代へんと交渉したが遂にその承諾を得るに至らなかつた。

そこで幕府は横濱を神奈川の一部とし、外國人の居留に適する商港をつくり、彼等をして自然に移轉させる様にして神奈川の開港を放棄せよととし、内國人諸商人の出店を懲憚する布令を出し、その後援と指導によつて貿易港としての諸設備を整頓し、運上所を設け、波止場の築造を行つたのである。かくて漁家數十戸の一寒村は忽ち殷賑なる市街に變じ、開港後十年にして人口十倍したといふ。

是に於て神奈川は安政六年六月開港されたが、各國領事館等は自然横濱に移轉せざるべからざる情勢となり、横濱居留地には異人屋敷の櫛比を見るに至つたのである。

本圖は安政六年初秋の出版であるから、横濱最初の都市計畫が出来たばかりの當時の明細圖である。但し、原圖で紙面の左下方に附加せられた部分は海面が大部分であるから省略してある。方位は圖中の指示でも知られる如く現今の地圖の例とは反對に北が下、南が上になつてゐるから注意せられたい。圖によつて大體を記せば、圖の中央最下端海をへだて、横濱と相對する左端に和船の櫓のみ五本林立し、松並木を後にしてゐる屋並の邊りが神奈川の宿、そこから右上方に圖の右下隅を斜に走つてゐる大路が東海道である。神奈川宿の右端から大體海岸に沿ふて上方に走つてゐる小徑は横濱に至る道路で、その道路の兩側の白い地帯は町並に豫定された敷地、この道路が大岡川（内浦）の奥に右上方か

ら流入して居り、兩岸が道路になつてゐる川）を渡つた邊の上方は沼地、更にその上方の綠色の部分は「吉田新田」と稱せられた田畑地。横濱へは大岡川尻の東方に架した「吉田橋」を渡り、海岸通を経て入つて行く譯である。

新に計畫された横濱市街の西北端、海岸の松木立の中に赤く見えるのは「洲干辨天」祠で、社殿は五間四面の茅屋社の前面（即ち市街との間）には瓢箪形の池があり、海潮が入つて、この地域一體は納涼の最好適地であつたといふ。但しこの辨天は明治二年羽衣町に移され、社地に蒼鬱たりし數百の松樹も後數年ならずして入札拂になつてその影を留めざるに至つた。

新市街は圖に見える如く全體長方形で基盤目に區分され、中央に大通を縦貫させて「吉田橋」から入つて來た大通が之と丁字形に交つて海岸にぬけて居り、この兩幹線道路と並行して數條の道路をつくつた。「吉田橋」から來て海岸にぬけてゐる幹線道路が「本町一丁目大通」で、この右方、辨天社地との間が一丁目、これに並行して左方に二丁目より五丁目まであり、何れも「本町大通」の左右にひるがつてゐる。

「本町大通」が東南に終る所から折れて海岸に出ると、そこに東西突堤に圍まれた波止場があり、波止場の後方の木立は「大神宮」の社、その後方、圖の右方部分が「御運上所」即ち税關、左方の一區劃は「異國人屋敷」即ち外國人居留地であり、新市街の上方一體の綠色の部分は「太田屋新開」、波止場を上つて一直線に西南に走る道路の終る所にある方形の敷地は「遊女屋場所」即ち遊廓敷地である。現在の縣廳はこの圖の「運上所」、横濱公園はこの「遊女屋場所」の位置である。この兩者によつて大體現在との對比をなし得るであらう。

遊廓は新市街の發展をはかる都市計畫上からも、將又外交關係からも、當時頗る重要な一要素であつたから、安政六年より工事に着手され、八千坪の地域に江戸の吉原・長崎の丸山の様式を採用して大樓小樓軒を並べるに至り、又海岸波止場より西方の細長い地帯には御貸長屋二十四棟を新築して外國及び内地商人に貸與することにし、前者を港崎町、後者を駒形町と稱した。遊廓はその後慶應二年の大火に焼失、「吉田新開」の沼地の埋立が慶應三年三月竣功後、同じく八千坪の地を指定されて此處に移つたのである。

尙横濱港開港記念祭は、開港後一年、萬延元年六月二日、洲干辨天の祭典を兼ねて盛大に舉行せられ、頗る壯觀を極めたが、當日の特別なる景観は、祭典の壯觀を外國人に示さんが爲に、男女ともその衣裳に美麗の眼をつくし、山車・手踊の警護となつて市街を練り歩いたといふ。

○徳川家茂 【新制初級第二十八章
女子第四編第十二章】

所在 東京市徳川(家達)公爵家。
東叡山廟木像の下繪であると稱せらるゝもの。

○竹内保徳一行 【新制初級第二十八章】

寫真による。
文久元年十二月二十二日出發、開港開市の延期談判の爲に渡歐し、二年十二月十一日歸朝した一行が、パリ滞在中に撮影したもの。右から外國組頭柴田日向守貞太郎剛中、目付京極能登守高朗、正使竹内下野守保徳、副使松平石見守康直。

○島津久光 【新制初級第二十九章、中學上級第十
二章第三節、女子第四編第十三章】

寫真による。

○松平慶永 【新制初級第二十九章、中學初級第
四編第六章、女子第四編第十三章】

衣冠を着けた半身像で、寫真による。

○松平容保 【新制初級第二十九章
女子第四編第十三章】

所在 東京松平 保男 子爵家。
細烏帽子を被り、陣羽織を着けた姿、文久三年八月五日會津藩兵馬揃の天覽の時の軍装である。因にこの戦袍は孝明天皇御下賜の大和錦を以て製したものと云ふ。

○三條實美 【新制初級第二十九章、中學初級第
四編第六章、女子第四編第十三章】

肩章及び頸章で明かなる如く、有爵者文官大禮服を着けた胸像で、寫真による。

○七卿落の圖 【新制初級第二十九章、中學初級第
四編第六章、女子第四編第十三章】

所在 土方伯爵家。年代 明治三年。作者 七卿中の一人であつた澤宣嘉。
文久三年八月十三日大和行幸の發令を見るや、京都に於ては尊攘派全盛となり、長州の勢力はその絶頂に達したが、程なく薩藩を中心とする公武合體派の運動が効を奏して、八月十八日の政變となつた。茲に於て激派の公卿は、十八日夕刻になつて妙法院に退き、更に絶間なく降りしく雨の夜闇に、妙法院の哀れな鐘を音を後にして京都を去り、大阪に出で、海路長州に向つたのである。

本圖は明治三年澤宣嘉が當時を追懐して描いたもので、七卿は三條實美・三條西季知・壬生基修・澤宣嘉・四條隆盛・東久世通禧・錦小路頼徳で、これを護衛せるは長州藩士であり、土方久元もこれに従行した。

○諸藩皇居守護圖 【新制初級第二十九章】

○御所警備圖

【中學上級第十二章第三節】

本圖は元治元年七月、蛤御門の變前後の京都御所各藩守護の配置の大略を示したものである。この年三月三日、徳川慶喜は後見職を罷めて禁裡守衛總督・攝河防禦指揮を命ぜられ、越えて四月七日には、文久二年はじめて京都守護職に任ぜられ、その後一時罷めて軍事總裁になつてゐた會津藩主松平容保が、再び復職してゐる。

當時警衛の諸藩士は和洋折衷の服装に鐵砲をかつき、大砲を牽いて堂々と御所内に繰り込み、各持場には假屋をつくり陳屋をめぐらし、旗指物や武器を立並べ、持場警衛の交代の時の如きは最も壯觀であつたといふ。

次に各藩の領地・石高・持場等を示す。

石薬師御門	阿波 徳島	蜂須賀阿波守	二五・七九萬石
今出川御門	筑後久留米	有馬中務大輔	二一・〇〇〇
乾 御 門	薩摩鹿兒島	島津修理大輔	七七・〇八
中立賣御門	筑前 福岡	黒田筑前守	五二・〇〇〇
蛤 御 門	陸奥 會津	松平肥前守	二八・〇〇〇
下立賣御門	同 仙臺	伊達陸奥守	六二・五六
堺町御門	越前 福井	松平越前守	二二・〇〇〇
寺町御門	肥後 熊本	細川越中守	五四・〇〇〇
清和院御門	加賀 金澤	前田中納言	一〇二・二七
日御門南角	紀伊和歌山	徳川中納言	五五・五〇
同 前	相模小田原	大久保加賀守	一一・三一

同 北	尾張名古屋	徳川大納言	六一・九五
飛鳥井殿前(御所東北)	近江 膳所	本多主膳正	六・〇〇〇
猿ヶ辻(御所東北ノ角)	豊後 岡	中川修理大夫	七・〇四
朔平御門	伊勢 津	藤堂和泉守	三二・三九
近衛殿前(朔平門ノ西方)	近江 彦根	井伊掃部頭	二五・〇〇〇
准后御所御門前(御所西側最北ノ門)	伊豫宇和島	松平越中守	一一・〇〇〇
同	山城 淀	伊達遠江守	一〇・〇〇〇
同	陸奥 會津	稻葉美濃守	一〇・二〇
公卿御門前	陸奥 會津	(前 出)	
南 御 門 西	常陸 水戸	徳川中納言	三五・〇〇〇
同	備中 淺尾	蒔田相模守	一・〇〇〇
南 御 門 前	尾張藩家老	渡邊飛彈守	
仙洞御門前	加賀 金澤	(前 出)	
同	陸奥 會津	(前 出)	
仙洞御所南前	因幡 鳥取	松平相模守	三二・五〇
寺町丸太町角	丹波 篠山	青山因幡守	六・〇〇〇
烏丸丸太町角	因幡 鳥取	(前 出)	
今出川水流角	丹波 龜山	松平豊前守	五・〇〇〇

幕末物情騒然として京都に諸大名が入り込み、京洛内外の警備にあたるや、市民が各藩を識別する便から諸大名の持場領地・石高・紋所等を銅版彫刻の一枚刷にした印刷物が盛に行はれたものである。

○徳川慶勝 【新制初級第二十九章、女子第四編第十三章】

寫真による。

○四國聯合艦隊下關占領 【新制初級第二十九章、女子第四編第十三章】

所在 東京市井上侯爵家。

元治元年八月六日占領の外國乗組員(國籍不明)の撮影した寫真であつて、米・佛・英・蘭の四國艦隊の陸戰隊が長州藩の前田砲臺を占領した所である。四國聯合艦隊は八月五日先づ前田砲臺に向つて砲火を開き、ついで城山・關見の兩砲臺を砲撃し、長州藩は大砲五十七門、野砲數十門を有してゐたが遂に敵せず、翌六日四國艦隊より二千六百の陸戰隊が上陸して更に猛襲し來つたので、長州藩は漸次後退し、敵は前田砲臺を占取して其國旗を立て、順次、洲崎・杉谷・壇浦の各砲臺を占領した。前田は今長府町に屬する海岸、井上侯爵は當時この事件の折衝に當つた一人である。

○高杉晋作 【新制初級第二十九章、女子第四編第十三章】

所在 高杉春太郎氏。羽織を着て椅子にかけた像で、慶應二年長崎で撮影し、夫人に贈つた寫真である。

○孝明天皇 【新制初級第二十九章、中學初級第一、四編第六章、女子第四編第十四章】

所在 京都市東山區泉涌寺。服裝 衣冠を御着用になつた御宸影で、御冠は立纓の御冠と申し、これを用ひさせ給ふのは天皇のみである。御前にあるのは槍扇である。

○岩倉具視 【新制初級第二十九章、中學初級第一、四編第六章、女子第四編第十四章】

勅任文官大禮服を着けた胸像で、寫真による。

○坂本龍馬 【新制初級第二十九章、女子第四編第十四章】

紋付の着物を着て袴を着けた壯年時代の肖像で、寫真による。

○徳川慶喜 【新制初級第二十九章、中學初級第一、四編第六章、女子第四編第十四章】

所在 徳川(慶久)公府家。服裝 衣冠を着けた將軍時代の座像であり、冠は巻纓の冠である。

○鳥羽伏見の戦圖 【女子第四編第十四章】

慶應四年四月發賣の「風説慶應大功記」の挿畫である。本書は池田東園主人閑・清夢館藏板となつてゐる當時流行の繪入風説書であつて、本圖も「征討將軍淀堤御出陣之圖」と題してゐる。右様の書であるから必ずしも繪の正確は期し得られぬが、事件當時の出版物として興味深いものである。圖の右端水車の上部は淀城、左方上部は淀町である。下部の戦圖は官賊兩軍亂闘の所、陣羽織姿は賊兵、洋服に鉢巻、腰に日本刀を帶したのが官兵であり、最下部の旗印は島津氏のそれである。やゝ上部左方の數條の横線は小銃の彈道を描いたものである。

○有栖川宮 【新制初級第二十九章、中學上級第十三章第三節】

有栖川宮熾仁親王、寫真による。

○嘉彰親王に節刀を賜る圖【女子第四編】

【第十四章】

當時流布の錦繪に據る。征夷大將軍の任命に際して天皇より節刀を賜はるは古來の習である。圖の正面奥は玉座。

○彰義隊合戦の圖【新制初級第二十九章別刷】

【中學初級第四編第六章別刷】

本圖は「本能寺合戦之圖」と題してあるが、實は明治元年上野寛永寺黒門邊の官軍と彰義隊との接戦の状を描いた當時の錦繪である。當時の時事を題材とした錦繪には、此の如く時・所・位等に昔の名を借用して諷刺的に描かれたものが頗る多いのは注意すべきである。

圖に就て略説すれば、右端の黒の冠木門が即ち「黒門」であつて、天保の頃から圖に見ゆるものゝ右に今一つ同様の門があり、一般の通行にはその方を使用し、圖に見える方は「御成門」と稱して常には閉鎖されてゐたものである。現在の上野廣小路から上野公園に入る道路の坂を上りつめた邊がその舊址であつて、維新當時の門は彰義隊の戦の爲に多數の弾痕が出来たから、明治九年一日撤去、後記念の爲に東照宮の南入口に置き、更にその後明治四十年南千住箕輪の圓通寺に移したとの事である。東叡山寛永寺の總門たる仁王門はもと山下にあつたが、明和の火災後新築なく、この黒門が事實上の總門となつてゐたのである。

黒門を入つて右手、即ち圖の正面背景になつてゐる臺地は山王臺、現今の西郷隆盛銅像・彰義隊墓等のある臺地であり最右端の建物は山王社、この社は戊辰の役の戦火に焼けて今は姿を止めぬ。遺址は彰義隊の墓の邊である。山王社の左の建物は清水觀音堂、この堂は現今尙舊觀を僅かに止めてゐる。最左端の大建築物は文珠樓、黒門を入つて寛永寺本堂に進む途上にある樓門で「吉祥閣」と稱せられ、巍然たる大樓門であつたが、同じく戊辰の役に空しくなつた。その手前の屋根は恐らく「時の鐘」の樓であらう。これは今に昔の面影を止めてゐる。本圖では錦繪に通例のことではあるが黒門・文珠樓間の距離が著しく縮小されてゐることに注意せられたい。

尙當時の寛永寺の規模に就て一言すれば、文珠樓の右手「時の鐘」と路をへだて、現在もあるが大佛があり、正面を進めば廊を以て連結した法華・常行の二堂、その廊下を通過して更に奥に進めば正面に勅額門、その前方左右に多寶塔・輪藏があり、勅額門の左右には廊が連なり、それが更に奥に折れて中堂に接続し、中庭を抱いてゐた。中堂は東西約六三・六三米（二十五間）、南北約三二・七二米（十八間）、高さ約三二・七二米（十丈八尺）の重層入母屋造の大殿堂で、「珊瑚殿」と稱せらる。堂前の中庭には比叡山の根本中堂に擬して左右に竹を植えてあつた。現今「竹ノ臺」と稱せられる廣場は即ちその遺址である。中堂の背後は寛永寺本坊で、輪王寺門跡法親王の御座所であり、現今の東京帝室博物館がその趾である。此等の建築物は何れも戊辰の役の兵燹によつて烏有に歸してしまつた。

明治元年、徳川慶喜は江戸に歸り、この寛永寺の塔中大慈院（現今寛永寺中堂邊）に屏居し、江戸開城と共に水戸に移つたが、其の家臣の中には悲憤慷慨の士少なからず、遂に有志三千餘人はこの山内に籠り、彰義隊と稱するに至つた。而して官軍はこれに對して屢々解散を命じたが、聴くものがなかつたので、遂に戦端を開く止むなきに至つたのである。時に明治元年五月十五日、蕭々たる五月雨の日であつて、山内の兵は約一千人に過ぎなかつた。之に對して官軍は鹿兒島・熊本の藩兵が廣小路から進んで黒門に迫り、鳥取の藩兵も湯島より不忍池畔を経てこの手に加はり、津藩の兵は下谷方面より進み、萩・岡山・大村・佐土原・津・名古屋の六藩の士は本郷方面から迫つたのである。

かくて戦は早朝より正午に至つたが、彰義隊員必死の奮闘は尙勝敗を決せしむるに至らなかつた。併し衆寡遂に敵せず賊軍は死傷者相踵ぐも後陣全くなく、且官軍の砲火は山内の諸堂宇を焼くに至つたので、午後二時頃の戦闘を絶頂として黒門の守先づ破れ、ついで他の諸門も續々打破られ、官軍は三面より山内に殺到し、僧侶は法親王を奉じて山を脱出し、彰義隊員も多く根岸方面に敗走するに至つたのである。

本圖は黒門口が突破された時の戦況を描いたもので、錦旗（但し菊花御紋章は瓢形を集めたもの、これも「本能寺合戦圖」と記したと同意匠である。）正に門を入らんとする所、右方の洋服隊が官軍で、左方の和服隊が賊軍、炎々天を焦す紅蓮の炎は砲火によつて發した火事であり、圖中數條の横線は砲彈の飛來を示したものである。

尙この錦繪の筆者はさくら坊三木芳盛、江戸人形町具足屋嘉兵衛の梓になるもの。

○函館五稜廓

【新制初級第二十九章
女子第四編第十四章】

所在 北海道函館市。築造年代 元治元年。

五稜廓はその壘形(平面圖)が五稜である所から五稜郭と呼び、幕末北方防備の必要上築造されたフランス式城郭である。本圖の建物は廓内の廳舎である。今は函館要塞の設置と共にこゝに重砲兵營が置かれてゐる。

○明治戊辰役奥羽要地圖

【女子第四編
第十四章】

本圖は明治戊辰役に於ける奥羽征討に關する主要地を示したものである。左に征討の經過の大略を記して置く。明治元年正月、鳥羽・伏見の戦後、會津藩主松平容保は江戸を経て領國に歸つたが、其後奥羽地方割據の形勢が見えたので、三月二日朝廷は九條道孝を奥羽鎮撫總督に任じ、澤爲量を副總督、世良修藏等を參謀として薩・長二藩の兵の一部を附して海路大阪から仙臺に入らしめ、諸藩を歸順せしめ、順はざるを討たしむる策を立てた。かくて道孝等は先づ仙臺藩を歸順せしめ、その兵を以て會津征討の軍を發せんとした所に、數名の米澤藩士が參謀世良修藏に容保の悔悟・謹慎の狀を報じ、且、兵を用ひず鎮撫すべきを説いたが、修藏はこの説を容れず、四月十四日副總督澤爲量は薩・長の兵を率ゐて出羽に進んだ。この時會津藩は米澤藩(藩主上杉齊憲)を通じて降服謝罪を乞ひ、米澤藩は仙臺藩と謀つて總督に陳情書を上り、官軍でも兵力を用ひずして撫鎮・問責すべしとの議があつたが、修藏等は之を肯ぜず、更に會津藩老等の歎願書の提出があり、仙臺・米澤の兩藩も再び總督に陳情したが、修藏は尙頑然之に應ぜず、あくまで干戈に訴へんとした。是に於て修藏の頑迷は奥羽諸藩人心の憤激を買ひ、仙臺藩士等が修藏を襲つて之を斬つた計りでなく、奥羽二十餘藩をして連合して君側の姦を伐つを名として舉兵せしめ、新發田・長岡等の越後の諸藩をも之に應ぜしめ、既に官軍の占據してゐた白河城を奪取せしめ、好まざるに于て戈を交ふるの止を得ざるに至らしめたのである。

形勢是の如く一變した爲に、澤爲量は庄内藩(藩主酒井忠篤)を攻めんとして成らず、秋田藩(藩主佐竹義亮)及び弘前藩(藩主津輕承昭)にも拒まれ、蝦夷に入らんとするに至つた。是に於て朝廷は五月十九日有栖川宮熾仁親王を會津征討大總督、白河・越後兩方面に各總督を任じて軍を部署し、江戸を發した薩軍は一は陸路を白河城に向ひ、一は海路を平潟(白河の東方海岸)に上陸、棚倉城(白河の東方)に向ひ、先發の薩軍の手に白河は奪還せられた。又是より先官軍の別軍佐賀・小倉の藩兵は閏四月十七日松島灣に上陸して仙臺に拘せられた九條道孝を奪還して盛岡藩主南部利恭に北上、七月一日秋田に轉じて之を歸順せしめ、澤爲量もこの軍に合するを得た。然るに舊幕軍に擁せられて上野寛永寺を出て會津に入つて居られた公現法親王(後の北白川宮能久親王)は、この頃會津より米澤を経て白石城に入り給ひ、奥羽諸藩は七月二日奥羽北越同盟軍政總督府の名を以て討薩の檄を發し、親王を總督に奉するに至つたのである。併し八月に入つて陸奥方面の諸城は殆ど官軍の手に歸し、二十三日には全軍會津若松城に迫つた。

一方越後方面に於ては薩・長・藝・加等の諸藩兵が東山・北陸の兩道より進んで高田に會して長岡城(藩主牧野忠毅)を取り、越後口總督仁和寺宮嘉彰親王(後小杉宮彰仁親王)の軍は六月十五日柏崎に御上陸、新發田藩(新潟の東方、藩主溝口直正)を降して相呼應し、これより又軍を二分して一は庄内に北上し、一は米澤・會津方面に向つた。かくて九月四日米澤藩歸順、十五日仙臺藩歸順。會津若松城は兩方面よりの官軍の重圍に陥り、防戦一ヶ月の後九月二十二日遂に開城降服するに至り、庄内も間もなく降つて、奥羽悉く平定したのである。しかし大島圭介等は此時更に若松城を脱出して蝦夷に奔り、さきに江戸を逃れた榎本武揚等と合して函館五稜廓に籠り、最後の反抗を敢てするに至つた。

第五編 最近世

○明治天皇

【新制初級第三十章、中學初級第五編第一章、女子第四編第十四章】
東帯を御召になつた御若年の際の寫眞である。御冠は金巾子御冠と稱するもので、金箔をつけた檀紙を以て、後より巾子の上を引越して前にて上に折返した御纓を挟んだものであり、御袍は黄櫨染の御袍で、御扇は檜扇である。明治五年御撮影とのこと。

○明治天皇御東幸圖

【新制初級第三十章、中學初級第五編第一章、女子第五編第一章】
御東幸當時發行せられた魁齋芳年筆の錦繪による。

これは明治元年十月十三日明治天皇東京城に御着筆遊ばさるゝ有様を描いたもので、櫻田門邊の狀景である。本圖の中央、屋形の上に金鳳を据えたのが鳳輦で、右端は櫻田門である。この時親王・公卿・諸侯等は衣冠乗馬で、この行列に従つたのである。

○皇后東京入御の圖

【女子第五編第一章】

光齋芳盛筆、「東京高輪風景」と題する三枚續の錦繪による。明治天皇の皇后即ち昭憲皇太后陛下は明治元年十二月二十八日入内。天皇は二年三月七日京都御發、東京に行幸せられたが、皇后は尙しばらく京都に御滞留になり、八月廿四日京都御發、十月二十四日東京城に入らせられた。本圖はその行啓の行列が高輪に着御遊ばされた時の光景、後方の山は御殿山、左手の海濱は品川である。

○明治初年の東京城

【新制初級第三十章、中學上級第十三章第一節】

内閣文庫所藏藤川式胤著觀古圖說所收。明治四年撮影の寫眞による。この寫眞は宮城正門の舊觀で、前の橋は西丸大手橋。後の橋は西丸下乗橋である。右の建物は西ノ丸書院門、其左の建物は多門、其左の建物は書院の二重櫓で、左端の建物が西ノ丸大手門である。因に江戸城本丸の總地坪凡九二五アル餘（二萬八千餘坪）、西ノ丸總地坪凡四二九アル餘（一萬二千餘坪）で、今の宮城は江戸城西ノ丸の跡である。

○太政官代

【新制初級第三十章、中學上級第十三章第一節】

明治九年版・安藤廣重筆、錦繪、「東京諸官省名所集」による。

明治維新當時の官制は頗る屢々變改されたが、一言にしてつくせば、令制即ち太政官制の復活更新である。

太政官代は明治元年正月京都の九條道孝の邸に置かれたが、翌二年三月東京京都と共に寶田町（東京市麹町區）に移され、明治十八年内閣の成立まで續いた。本圖は東京寶田町に於ける太政官代を示したものである。

○木戸孝允

【新制初級第三十章、中學初級第五編第一章、女子第五編第一章】

寫眞による。

○西郷隆盛

【新制初級第三十章、中學初級第五編第二章、女子第五編第二章】

所在 西郷 從德侯爵家。年代 明治十六年。作者 イタリア人キヨソネ。キヨソネは當時印刷局雇であつた。

西郷隆盛の三男西郷午次郎氏の談によれば、「父（隆盛）の存命中、明治天皇より寫眞を差出せよと仰せられた時、父は寫眞だけはと辭退したさうである」と傳へられ、隆盛の寫眞は現存しない。キヨソネはこの肖像を木炭で畫くに當つて

鹿兒島縣國分の畫家服部英龍が畫いた日本繪の全身像を粉本とし、親子未亡人を始め隆盛に親炙した人々の批評を請うて苦心訂正して畫き上げたもので、最もよく隆盛の面影を傳へてゐると言はれる。

○私學校綱領

【新制初級第三十章
中學上級第十三章第一節】

西郷全集所載の寫眞に據る。西郷隆盛が私學校を設立するや、その本領とする所を手書してこれを各學校に掲げた。本圖はその寫眞。文は次の如くである。

道を同じ義相協ふを以て暗に聚合す故に此理を研究し道義においては一身を不顧必踏行ふべき事

王を尊び民を憐は學問の本旨然らば此天理を極め人民の義務にのぞみては一向難に當り一同の義務を可立事

尙私學校は二種あつて一は銃隊學校と稱して篠原國幹監督、一は砲隊學校と稱して村田新八監督、何れも専門戰術の外に左傳・七書等を教授し、人材の陶冶・士氣の鼓舞に力を注いでゐた。而して私學校の分校は各方面にあり、又別に幼年學校を設け、鹿兒島縣内の青年は殆どすべて私學校の黨となる有様だつたのである。

○私學校址

【新制初級
第三十章】

所在 鹿兒島市山下町。

現在は圖の如く石垣のみを存し、敷地は縣立病院になつてゐる。正面の石垣には當年の彈痕がある。

○西南役要地圖

【新制初級第三十章
中學上級第十三章第一節】

本圖は西南役關係の要地及び賊軍進退の經路を略示したものである。

亂の發端は明治十年一月三十日、政府が鹿兒島地方人民の不穩を慮り、鹿兒島所在の彈藥庫の彈藥・機械を大阪に輸送せんとした際、私學校生徒等が彈藥庫に入つて彈藥を奪ひ、且海軍造船所等を掠奪したにある。當時明治天皇は西國御

巡幸の途京都にましましたが、二月三日私學校の徒は愈々歸郷した警視廳二等少警部中原尙雄等を執へ、刺客なりとして刑し、同六日情狀觀察に軍艦で來廳した海軍大輔河村純義等に兵器を執つて迫り、叛狀歴然たるものあるに至つた。かくて私學校の徒を中心とした約一萬五千の郷黨は、西郷隆盛を總帥に擁して路を二つに分け、「政府に問ふ所あり」と號して鹿兒島を進發したのである。時に二月十五日。十八日にはこの先鋒が既に熊本縣水俣に達し熊本城に向つた。政府に於ては十九日有栖川宮熾仁親王を征討總督に拜し、陸軍中將山縣有朋・海軍中將川村純義を參軍、陸軍少將野津鎮雄・三好重臣・三浦梧樓を各第一・第二・第三旅團司令官に任じ、順次進發せしめられ、總督府は二月二十四日大阪を發して海路西下、二十六日福岡に上陸し、熊本鎮台司令官谷干城は賊軍東上を拒止せんとして守を固くし、その至るを待たつた。

是より先、二十一日賊軍は早くも熊本南方川尻に至つて官軍と戰端を開き、翌廿二日には熊本城を四方より包圍攻撃するに至り、一方小倉の兵を率ゐて城中救援に南下した陸軍少佐乃木希典の軍を植木・木葉に邀撃して退けた。三月三日に至り官軍は漸く兵力を集結して田原坂・山鹿・植木方面の賊軍を攻めたが遂に抜く能はず、兩軍善戰十數日に亘り、二十日に至つて漸く田原坂・植木の賊軍敗れ、翌日山鹿も官軍の手に入つた。

併しながら賊軍の勢力は尙盛であつて、鹿兒島出發以來その軍門に來り投ずるもの頗る多く、三・四月の交には福岡・中津その他各地に於て賊軍に應じて暴發する士民少なからず、官軍はその鎮壓にも各地で活動せねばならず、尙苦戰を免れぬ有様であつた。

情勢是の如くであつたから、政府は二月二十六日、陸軍中將兼參議黒田清隆等を鹿兒島に遣して舊藩主を諭し、日武備を破壊し、更に黒田清隆を參軍に任じ、陸軍少將兼大警視川路利良・陸軍少將山田顯義を別働第一・第二旅團司令官としてこれに屬せしめ、長崎より肥後に渡り、八代に上陸して賊軍の背面を衝くこととなつた。かゝる間に熊本城中に於ては糧食・彈藥殆ど盡き、正に陥落せんとするに至つたが、宇土方面に砲聲を聞いて別軍の到來を知り、四月八日陸軍少將奥保鞏は重圍を突過して宇土に至つて別働隊に合し、城中の急を報じた。是に於て清隆は急遽軍を部署して進

み、十四日には陸軍中將山川浩の一隊が熊本城に入るを得て内外の連絡を通じ、翌十五日には南北の兩軍相ついで城に到るを得、賊軍が東方に奔つたので、福岡より久留米に進み、更に三月二十三日以來高瀬に止まつてゐた總督府も十七日に至つて熊本城に移された。

かくて隆盛等は東方山中に逃れ、馬見原附近より南轉し、椎葉を過ぎて四月二十六日人吉城に據り、途中一隊は大分縣下に入つた。やがて六月一日官軍に追撃せられ、人吉を棄て、七月三日宮崎に據つたが、三十一日に至り、宮崎も官軍の手に歸したので、北に逃れて高鍋を過ぎ、長驅延岡に至つた。併し此處にも官軍四方より至り、遂に長く保つこと能はず、八月十八日敵の圍を破り、可愛嶽の險を突破して西走、敗殘の寡兵を率ゐて山中を突過し、九月一日鹿兒島に歸つて城山に據つた。ついで三日官軍も亦至り、死守する城山の賊軍を長圍の計を執つて圍むこと二十餘日、廿四日に至つて總攻撃を行ひ、遂に之を抜いて戰を終つた。賊軍の諸將は八ヶ月に亘る戰に相ついでたほれ、最後に殘つた桐野利秋・村田新八等も隆盛と共に故郷城山の露と消えたのである。

○谷 干 城

【新制初級第三十章
女子第五編第二章】

寫眞による。

○熊 本 城

【新制初級第三十章・中學初級第
五編第二章、女子第五編第二章】

所在 熊本市。

これは棒安坂より見たる熊本城で、明治初年の寫眞によつたものである。中央の建物の中、高い五層の方が本丸一の天守閣で、高さ四四メートル餘、低い三層の方が二の天守閣で高さ三一メートル餘であり、向つて左端の三層の建物が三の天守閣宇土櫓で、右端の二層の建物も櫓である。この中、一の天守閣・二の天守閣は明治十年の西南役の際兵火に罹つて焼失し、今は三の天守閣宇土櫓及び二三の樓門を殘存するのみで、城址は第六師團司令部になつてゐる。

○佐 野 常 民

【新制上級
第十五章】

寫眞による。

○岩倉大使一行

【新制初級第三十一章、中學初級第
五編第一章、女子第五編第二章】

明治四年秋、外務卿岩倉具視を特命全權大使とし、參議木戸孝允・大藏卿大久保利通・工部大輔伊藤博文・外務少輔山口尙芳を副使とし、歐米各國を巡歴して我が國政體の革新を告げ、且列國公法に基いて條約を改正し、歐米各國の制度文物を調査して新政に資せしめらるゝこととなつた。かくて十一月十二日大使以下一行四十八人は男女留學生五十四人と共にアメリカ號に搭乘して横濱港を發し、先づアメリカ合衆國に渡り、大使一行は更に歐洲各國を歴訪して明治六年九月十三日歸朝した。

寫眞は明治五年サンフランシスコで撮影したもので、向つて右より大久保利通・伊藤博文・岩倉具視(和服)・山口尙芳・木戸孝允である。

○最初の女子留學生

【女子第五
編第二章】

寫眞による。次に向つて右より順次に當時の姓名年齢を掲げる。

- 永井 繁子 (十一歳)
- 吉益 亮子 (十六歳)
- デロング夫人 (駐日アメリカ合衆國公使夫人)
- 津田 梅子 (九歳)
- 上田 梯子 (十六歳)

山川拾松（十三歳）

○副島種臣【新制初級第三十一章】

寫真による。

○西郷從道【新制初級第三十一章、中學初級第五編第一章、女子第五編第二章】

寫真による。

○大久保利通【新制初級第三十一章、中學初級第五編第一章、女子第五編第二章】

寫真による。

○臺灣征伐圖【新制初級第三十一章、中學上級第十三章第一節】

本圖は明治十年西郷從道の臺灣征伐及びその原因となつた日本人漂着等の要地を示したものである。八瑤灣は明治四年十一月琉球人六十六人漂着の所。その中五十四人が殺された地が牡丹社、その生き残つた十二人は逃れて一旦福建省に渡り、ついで琉球那覇港に歸還した。死者五十四人の墓は恒春の北方約二里の統領埔にあり、碑文には「大日本琉球藩民五十四名墓」と刻まれてゐる。西郷從道の率ゆる日本軍の上陸地點は瑯瑤灣に面する社寮港、而して征討の本營は統埔庄に置かれた。赤線は我が軍の進路である。即ち我が軍は本營地統埔庄より一は楓港を經、楓港溪に沿つて北方より、一は後壁溪に沿つて石門を經、一は後壁溪の支流を遡つて竹社に出、八瑤社・高土佛社をへて、何れも牡丹社に迫つたのである。その間に於て主なる戦闘は石門のそれのみであつた。

○大院君【新制初級第三十一章、中學上級第十三章第一節】

寫真銅版による。姓は李、諱は昞應、その子が國王の位を踐んでから大院君と稱したのである。

○征韓論破裂の圖【新制初級第三十一章、中學初級第五編第一章、女子第五編第二章】

松山筆、「西海揚波起原」と題する三枚續の錦繪による。明治六年十月征韓論破裂の場を描いたもの。勿論想像圖であるが、西郷隆盛と岩倉具視の兩派の雄の相互に奮激相ゆづらざる狀を彷彿せしむるものがあらう。

○黒田清隆【新制初級第三十一章、中學上級第十三章第一節】

寫真による。

○榎本武揚【新制初級第三十一章、中學上級第十三章第一節、女子第四編第十四章】

寫真による。

○琉球舊王城【新制初級第三十一章、中學上級第十三章第一節】

所在 沖繩縣首里市。圖は舊琉球王城の正殿、百浦殿と稱する。瓦葺重層入母屋造に唐破風を附してある。城域内は周圍約一軒（十町）、石垣の高さ六米餘（二丈）に及び、頗る荒廢してゐるが尙舊時の雄姿を見るべく、一時廢藩後熊本鎮台の分營が置かれたことがあつた。

寫眞による。

○福澤諭吉【新制初級第三十二章 中學初級第五編第四章】

○初期の新聞【新制初級第三十二章 中學上級第十四章】

所在 編者、

江戸幕府の鎖國以後、オランダの出島商館の館長から年一回幕府に海外ニュースを献上した。これを「和蘭風説書」と稱し、諸藩に於てその傳寫が行はれたが、開國以來オランダは風説書の代りに本國及びバタビヤで發行する新聞を献上することゝなつた。そこで幕府の洋書取調所の教授達がそれを翻譯して發行した。これが「官板バタビヤ新聞」であつて、我が國に於ける新聞の最初のもので、文久二年一月の刊行である。

これより幕府の西洋及び支那の新聞の翻譯又は翻譯は次々に行はれたが、この種幕府の翻譯新聞が攘夷論の爲に妨げられて發行を中止するや、開國論者は海外知識を得んため、治外法權區域たる横濱に於て、外人經營の下に海外知識輸入を目的とする新聞紙の發行を見た。これも同じく翻譯新聞であつて、本圖にあげた萬國新聞紙もその一である。

萬國新聞紙は慶應三年正月から明治二年五月迄刊行せられて十八集まで出し、編者はイギリス、ケンブリッジ大學卒業の牧師バツクウオース・ベリー、海外新報の外にイギリス文明の紹介、歴史・科學の記事、洋行案内等を掲載し、第二號からは貿易事情、横濱のニュースも掲載した。その様式は最初は美濃紙一ツ折の大型木版印刷であつたが、後に小型洋紙石版印刷とし、更に美濃半截二ツ折木版印刷に改められ、題號も「萬國新聞」と變へられた。

本圖はその初期のもの表紙、中央に日輪、下に洋上の汽船を描き、上部に「慶應三年二月中院」右上に「英國教師ベリー先生編」左上に「横濱八十三番發兌」とあつて日輪中に「萬國新聞紙」と書し(以上墨刷木版)その下に「第三集」汽船の右に「不許翻刻」左に「定價四百銅」と朱印を捺してある。

○新島襄【新制初級第三十二章 中學上級第十四章】

寫眞による。

○開成學校【新制初級第三十二章 中學上級第十四章】

銅版畫に據る。本校は明治六年八月落成、位置は現在の東京市神田區一橋にあり、その開校式は十月九日に舉行せられて、明治天皇御親臨の光榮に浴した。圖によつて説明すれば、校門を入ると小松の植込の小圓阜があつて正面が玄關、その向つて右方に櫓を樹て、校旗を掲揚してゐた。本館のE字形の中央後部にある建物は物理學講義室、本館内に法學・理學・諸藝學・鑛山學の專門道場(當時は教室と云はず「專門道場」なる語を用ひてゐる)があり、物理學講義室の後方に獨立してゐるのが學生の寢室・食堂、その後方が運動場で、尙圖には見えぬがこの右方に教室・圖書館・寄宿舎等の多數の建物があるのである。この建物は明治十年開成學校と醫學校を合せて東京大學と改稱するや、理學・法學・文學の三學部及び大學豫備門の教室に宛てられた。次に當時の記録により、建築規劃の概要を擧げて置く。

本館室數 八十四 (圖に見える所)

學生生徒寄宿舎・副課室・寢室共 百二十二

本館建坪 (二階共) 約五一アール(約千五百五十坪)

寄宿舎建坪 (二階共) 約五〇アール(約千五百二十坪)

附屬獨立建物 約三一アール(約九百三十坪)

附建物屬 約九アール(約二百八十五坪)

廊下 約八アール(約二百五十坪)

計室
坪數

二百六
約一五〇アール(約四千五百三十五坪)

○大村益二郎 【新制初級第三十二章、中學上級第十三章第一節】
寫真による。

○勝安芳 【新制初級第三十二章】

寫真による。

○江藤新平 【新制初級第三十二章、中學上級第十三章第一節、女子第五編第二章】

寫真による。和服。

○太政官札 【新制初級第三十二章】

明治政府は舊幕府の發行した貨幣の通用を停止し、これを政府發行の新貨幣を以て回收すること、決したが、新に貨幣を鑄造するには相當の期間を必要とするので、その焦眉の急に應じ、且明治政府の財政窮乏を救ふため、慶應四年戊辰(明治元年)五月十五日通用期間十三年を限つて太政官會計局より十兩・五兩・一兩・一分・一朱の五種の紙幣を發行した。これを太政官札といふ。これ我が國に於て中央政府が紙幣を製造した嚆矢である。こゝに示した太政官札は十兩金札で、向つて右がその表面、その中央の印影は朱印であり、左がその裏面である。原物の大さは縦一六センチメートル(五寸三分)、横六・八センチメートル(二寸二分五厘)である。因に明治五年四月より百圓・五十圓・十圓・五圓・二圓・一圓・五十錢・二十錢・十錢の九種の紙幣が發行せられた。世にこれを新紙幣といふ。

○新橋驛 【新制初級第三十二章】

寫真による

明治五年アメリカ人ブリジンスの設計、伊太利ルネサンス式の簡素な建物で、木骨に伊豆下田産の砂岩質灰岩(本斑石)の切石を粧ふたもの。我國最初の停車場であり、その後長く我が國の最主要幹線たる東海道線の始發驛となつてゐたが、東京驛の出現によつてその位置を失ひ、大正十二年の大震災で全くその影を失つてしまつた。

○岩崎彌太郎 【新制初級第三十二章】

寫真による。

○戎島紡績所 【新制初級第三十二章】

編者所藏の繪圖に據る。

この紡績所は明治元年薩摩藩士石川確太郎が命を受けて堺に來り、藩邸建設の名目で戎島(堺市戎島一丁目)に土地を購入し、「ミニユール」二千鍾一組の機械を英國に注文したが、機械の到着した時は既に維新の政變があつて遅延し、漸く三年四月開業式を舉げた。薩摩藩が堺に紡績所を設置したのは堺の位置が中央に近く、且原綿供給が便利であつたためである。本圖は創立當時の戎島紡績所の正面と内部を示したものである。向つて右が器械室で、更に「ぼかし」、「しのみまき」、「あらそ」、「中そ」、「仕上げ」の順位を明示して、綿より糸になる経路を現はしてゐる。これと相前後して設立せられた紡績所には、鹿兒島磯の濱紡績所(慶應三年創立島津久光經營)と東京瀧の川鹿島紡績所(明治五年設立鹿島萬平經營)があつたか、これ等が共に跡を絶つたに反して、堺の戎島紡績所は今尙岸和田紡績株式會社堺工場として營業を持続してゐることは、我が國紡績史上に異彩を放つてゐるものと言はれよう。

○第一回内國勸業博覽會

【新制初級第三】
【十二章別刷】

當時發行せられた錦繪に據る。畫工河鍋河都曉齋。

内國勸業博覽會は政府の施設として、明治十年第一回(東京上野)・十四年第二回(同上)・二十三年第三回(同上)・二十八年第四回(京都)・三十六年第五回(大阪)に亘つて開催された。本圖は明治十年八月二十一日、明治天皇・皇后(昭憲皇太后)兩陛下御同列にて上野公園に於ける第一回博覽會場に行幸啓遊ばされた有様を畫いた錦繪である。四輪馬車二臺は天皇・皇后兩陛下が今や會場に御着遊ばされた所を現はし、門は正面に「博覽會」の額を掲げ、屋根が入母屋造で、棟の上に時計が飾られてゐる。門を入れれば正面に煉瓦造洋館二階建の開場式々場があつて、庭の周圍は東本館・西本館・興行館等の會場が建ち並んでゐる。圖の向つて左の鳥居は東照宮の一の鳥居である。右方の風車を始め、博覽會の光景が生動してゐる。この日天皇は開場式に臨御遊ばされて産業振興に關する勅語を賜はり、ついで會場御巡覽の後還御遊ばされた。かくの如く天皇が親しく臨御になり、産業を奨励せられたのはこの時を以て始とする。圖中正面の門の閉ぢられてゐるのは、畫工の誤寫であつて、事前に版に付したことを示してゐる。

○車馬往來の圖

【新制初級第三】
【十三章別刷】

明治三年頃の三枚續きの錦繪に據る。廣重畫。一東京市中馬車往來之圖」と題するもの。和洋混沌たる當時の各種乗物風俗をあつめて頗る興味多いものである。

圖中最も注意すべきは初期の自轉車と人力車である。人力車は左圖上部中央及び中圖下部左端に見える荷車に木骨製の母衣を掛けたもの。自轉車は中圖上部左端に近い左向の母衣をかけた車であつて、前部一輪後部二輪の車を付け、三本の棒をハンドルにしてゐるものである。其他右圖下部左端及び右圖上部右端の有蓋及び無蓋の乗合馬車も珍しく、中圖上部中央の髪を總髮に結び、大刀を腰に

帶した日本軍人の乗馬姿と、右圖下部右端の西洋人男女の乗馬姿の對比も面白く、歩行者の風俗も徳川時代そのままの日本の町人男女、洋傘をかざした支那人及び西洋婦人、洋装の内外人等、よく當時の世態をあらはしてゐる。又遠景の海岸には燈明臺を配して米國々旗が翻つて居り、海には蒸汽船が多數浮んで見える。

○明治初年の銀座通

【新制初級第三十二章別刷、中學上級第十】
【三章第一節別刷、女子第五編第一章別刷】

當時の錦繪に據る、安藤廣重筆。「東京開化卅六景」中の「京橋より銀座の圖」と題するもの。

明治維新と共に從來の舊慣打破の風が盛になり、滔々として歐米の新風俗が移入された。東京銀座通は兩側に煉瓦石造の洋風建築の商家が整然と建ち並んで人目を驚かし、人道・車道の區別も明になり、街路樹も亦歐米都市の色彩を漂はした。このため近郊の人々を初め、銀座見物に至るものが頗る多く、久しい間その後を絶たなかつたといふ。洋服を着たものや和服で風呂敷包を背負つたものもあり、また丁髷の舊風もあればジャンギリ頭の洋髪のものも見える。明治五六年の間は東京市中は新舊兩様の頭髪の混亂時代であつた。乗物には洋式の馬車に横造した乗合馬車が見え、洋服乗馬姿も見える。圖は銀座通の北端京橋々畔である。橋上にも人道車馬道の別を明かにしてあり、電信線が見え、松と櫻の街路樹の立並んでゐる點など頗る面白い。左に明治七年六月發行の服部精一著「東京新繁昌記」の一節を引用して、更に當時の情景を髣髴たらしむる一助としよう。

「(上略)二層の高樓陸續巍峨として蒼空に聳ゆ。其の高大なるや専ら洋風の築造に擬し、巨萬の煉瓦を積み高き數十尺に及ぶ。(赤土を焼ける者を煉瓦石と曰ふ。形方にして長く、恰も砥石に似たり。幅約五寸、長さ一尺計り)四壁一木柱を用ひず、また一塊土を塗らず、漸く積みて巨室と爲し、白堊を以て全面を塗る。板よりも坦かに、石よりも堅し。或は鐵柱を樹つる者あり、或は石柱を挟む者あり。佳麗盡さざる無く、結構至らざる無し。眞に城堡の如く、一車薪の火も焼く能はず、百轉の電も震ふ能はず。葺瓦鱗々なり。巨楹比比たり。(中略)街道の幅、廣さ七間。兩側數種の樹木を栽う。春は即ち肆店を芳雲の間に開きて芬香馥郁として他の羅紗袖に薫じ、商賣と花蔭と其の繁華を競ふ。夏

は則ち市場を綠陰の裡に張り、清涼滴瀝として客の蝙蝠傘を濡し、人烟枝葉と其の稠密を闘はす。徒行と車行と樹木を隔て、其の通路を異にす。行人絡繹として織るが如しと雖も、其の雑沓に至らず。路上また遍ねく煉石を敷き、砥よりも平らかに、席よりも清し。全街燦然として一點の塵なし。況んや犬の尿をや。石室は即ち英京倫動を模し、街道は則ち佛京巴黎に擬す。また何ぞ萬里の波濤を踰え、其の國都に至るを用ひん。(下略)

○明治初年の新橋停車場

【新制初級第三十二章別刷、中學上級第十第三章第一節別刷、女子第五編第一章別刷】

當時の錦繪による。「東京諸官省名所集」の中。安藤廣重(徳兵衛)筆、明治九年五月廿九日出版届出のもの、藏板は南傳馬町一丁目三番地、林吉藏。

明治政府は明治二年十一月内國鐵道敷設を議決して、翌三年三月東京芝汐留町より横濱野毛町に至る支線の工事に着手し、同年六月大阪・神戸間の幹線の工事を起し、四年八月鐵道寮を置いて井上勝を鐵道頭に任じ、先づ五年五月七日東京横濱間の線路の竣工を見た。かくて汐留停車場を新橋停車場と改稱し、同年九月十二日(陽曆十月十四日)明治天皇親臨して開業式を挙げさせられ、翌十三日新橋・横濱間汽車運輸を開き旅客の乗車を許した。これ我が國に於ける鐵道の濫觴であつた。本圖は當時これを文明開化の象徴として畫いた錦繪で、向つて左の建物が煉瓦造洋館たる新橋鐵道館である。機關車・客車共に幼稚ではあるが、これが新日本建設に重要な役割を演じた意義深き記念物である。原圖には畫面上部(鐵道寮)と鐵道館の間の空間)に次の如き文章がある。

此御寮よりは毎日蒸汽車が横濱までいくたびとなく人や荷物を載て行き通ひ、而してその車の轉ることは甚だ速くして煙草一吸の間に八里の處へ造作もなく達ります。

○明治初年の新橋驛

【新制上級第十五章】

明治五年鐵道開通當時の三枚續き錦繪に據る。題して「東京汐留鐵道蒸汽車通行圖」といふ。右方の煉瓦造の建物が新

橋驛である。尙詳細は前項参照のこと。

○太陽曆

【新制初級第三十二章、中學上級第十三章第一節】

所在 編者。

明治五年十一月九日、太陰曆を廢して太陽曆を採用することを令し、同年十二月三日を以て六年一月一日と定めた。

本圖は即ち太陽曆第一年の明治六年の略本曆一月の部の一部を示したものであつて、下段に太陰曆も比較して表出している。前に舉げた貞亨曆と比較對照して見るべきである。

○後藤象二郎

【新制初級第三十三章、女子第四編第十四章】

寫真による。

○地方官會議

【新制初級第三十三章、中學上級第十三章第二節】

所在 明治神宮外苑内聖徳記念繪畫館。

公爵木戸孝一奉獻、磯田長秋謹寫によるもの。

明治八年六月二十日、東京淺草本願寺書院假議場で天皇親臨の下に行はれた開會式の有様。明治天皇が勅語を御讀みになつてゐる所である。この時の勅語は次の如し。

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ、五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ、國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ求ム。幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ、今日ノ小康ヲ得タリ。願ニ中興日ニ淺ク、内治ノ事當ニ振作皇張スヘキモノ少シトセズ。朕今誓文ノ意ヲ擴充シ、茲ニ元老院ヲ設ケ立法ノ源ヲ擴メ、大審院ヲ置キ以テ審判權ヲ掌クシ、又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ、漸時ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ、汝衆庶ト俱ニ共慶ニ頼ラント欲ス。汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル

、事無く、又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク、其レ能ク朕カ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ。圖の天皇の左は山階宮晃親王、右は東伏見宮嘉彰親王、次が伏見宮貞愛親王、三條實美、議長木戸孝允、その後が大久保利通、大木喬任等、左側は外國使臣、天皇に面し奉つて列立してゐるのが各地方長官である。

○板垣退助

【新制初級第三十三章、中學初級第一編第二章、女子第五編第三章】

寫真による。

○大隈重信

【新制初級第三十三章、中學初級第一編第二章、女子第五編第三章】

寫真による。大禮服用用。

○伊藤博文

【新制初級第三十三章、中學初級第一編第二章、女子第五編第三章】

寫真による。勅任文官大禮服用用。

○憲法會議

【新制初級第三十三章、中學上級第十三章第二節】

所在 明治神宮外苑内聖徳記念繪畫館。

公爵伊藤博邦奉獻、五姓田芳柳謹寫によるもの。

明治十五年二月、參議伊藤博文は憲法調査に歐米に派遣せられ、翌年八月歸朝、制度取調局長官を兼ねて列國憲法の調査を進め、一方人目をさけて横須賀夏島(今軍港の内)にあつて金子堅太郎、伊藤巳代治等と共に大日本帝國憲法の草案を草し奉つてゐた。かくてその草案が完成したので、明治二十一年六月十八日から十二月十七日に至る迄、赤坂假皇居内で樞密院は憲法制定會議を開き、逐條審議の結果、翌二十二年二月十一日紀元節を以て發布を見るに至つたのである。

圖は二十一年六月十八日初會議の模様。中央は玉座、明治天皇が御親臨遊ばされてゐる。玉座の後方右側から順に樞密院議長伊藤博文、書記官長井上毅、委員金子堅太郎。左側は上手より有栖川宮熾仁親王、小松宮彰仁親王、伏見宮貞愛親王、有栖川宮威仁親王、三條實美、黒田清隆、右側は上手より樞密院副議長寺島宗則、土方久元、大木喬任、川村純義、福岡孝悌、佐々木高行、副島種臣、佐野常民、東久世通禧、吉井友實、鳥尾小彌太、元田永孚、河野敏鎌、勝海舟、吉田清成、品川彌二郎である。但し圖は左下隅が切れてゐるから右の人々の終の方が缺けてゐる。

○憲法發布式の圖

【新制初級第三十三章別刷、中學初級第五編第二章別刷】

當時發行の錦繪による。畫工勝月の筆。明治二十二年二月十一日紀元節の佳辰に憲法發布の大典の行はせられたことは既に周知の事實。この日午前九時、明治天皇には親しく賢所・皇靈殿・神殿に御拜になつて、憲法發布・皇室典範御治定の御告文を奏し給ひ、ついで内大臣三條實美・内閣總理大臣黒田清隆・樞密院議長伊藤博文を始め百官宮中正殿の式場に列し、同十時天皇出御遊ばされ、扈從の親王諸官が左右に侍立した。茲に於て天皇は「祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス」る旨の勅語を賜はり、更に御手づから帝國憲法を黒田内閣總理大臣に授與せられた。本圖はこの前古未曾有の盛儀を謹寫した錦繪で、憲法を拜受せるは内閣總理大臣黒田清隆である。この御式中皇后(昭憲皇太后)も玉座の右側(向つて左)に別に御座を設けて參列あらせられた。

○憲法發布祝祭行幸

【新制初級第三十三章、中學上級第一編第十三章第二節、女子第五編第三章】

當時出版された椶櫚國利筆「憲法御發布式祝祭之景況並に二重橋御成行列之圖」と題する三枚組錦繪による。當時天皇・皇后兩陛下には憲法發布の翌十二日、御同列で宮城御出門、市中民草の祝祭歡呼の狀を御覽せられつゝ上野公園に

行幸啓遊ばされた。この繪はその二重橋外邊の狀況を描いたものである。遠景は二重橋を隔て、宮城、あたかも鹵簿御通過の所であつて、二重橋上に後驅があり、圖の中央神武天皇の造り物の山車の向ふに兩陛下御同乗の御馬車が拜せられる。鹵簿の向ふの堀端には奉送迎の小學校生徒が列んで、各々樂譜を手に奉祝歌を奉唱して居り、「久松學校」「千代田學校」等と校名を記した旗が見える。前景は奉祝の山車、神武天皇の後方は豊玉姫命である。

○憲法記念館内部 【新制上級第十三章】

所在 明治神宮外苑内。

本館はもと赤坂假皇居内にあつて憲法制定の會議の行はれた處で、御前會議（別項参照）も屢々開かれた。明治四十一年に伊藤博文に下賜せられ、現在の品川區大井町の伊藤公邸内に移されたが、明治神宮の成るや、博文の嗣子博邦公より奉獻されたものである。

圖は元會議室に當てられた室で、最も奥の方の襖の彼方は元の玉座の間であり、建物全體約七米（四間）と約二九米（十六間）であるが、内部はこの大小の二間になつてゐる。

○貴族院内部 【新制初級第三十三章、中學上級第十三章第二節】

本圖は貴族院議事堂内部で、明治二十三年十一月落成、開院式の行はれた所であるが、翌二十四年一月衆議院からの出火で焼失した。正面御帳の中に見えるのが玉座で、その前は議長席であり、議長席の左右は大臣席である。

○寺島宗則 【新制初級第三十四章、中學上級第十三章第三節】

寫眞による。

○青木周藏 【新制初級第三十四章】

寫眞による。

○陸奥宗光 【新制初級第三十四章、中學上級第十三章第三節、女子第五編第四章】

寫眞による。

○長崎に歸つた花房義質一行 【新制初級第三十五章】

○遭難して長崎に歸つた花房公使一行 【中學上級第十第三章第三節】

明治十五年七月三日撮影の寫眞。

（前列右より）多田桓、千原軍曹、楓玄智、横山巡查、小林巡查。

（中列右より）岡英一、書記近藤眞鋤、花房公使、石幡貞、佐川晃。

（後列右より）大庭永成、松岡中尉、津山顯藏、水野大尉、武田尙、奥村某、川上立一郎、鈴木某、中村某。

長崎まで脱出して來た花房公使は直ちに政府に急を報じたので、我が國は軍艦數隻を派して居留民を保護し、外務卿井上馨は下關に來て公使を招いて訓令を與へ、陸軍少將高島鞞之助、海軍少將仁禮景範を將とし、二ヶ中隊の兵を率ゐしめて公使を護衛して再び朝鮮に赴かした。かくて公使は八月その國王に謁見して我が要求を提出したが、期即後に至つても回答が無かつたので、京城を去つて濟物浦に引上げた。茲に於て朝鮮政府は周章狼狽して全權委員を派遣し、その結果遂に八月三十日濟物浦條約の成立を見たのである。

寫眞は十九名のみであるが、京城を脱出する時は二十八人で、仁川に着く迄は一人の負傷者もなかつたけれども、こゝで再び襲撃されて寫眞の如く減つたのである。

○朝鮮獨立黨の首領(朴泳孝・金玉均) 【新制初級第三十五章 中學上級第十三章第三節】
何れも寫眞による。金玉均の服装は和服。その親日の一端とも見るべきものであらう。

○井上馨 【新制初級第三十五章 中學上級第十三章第三節】

寫眞による。

○日清戦役要地図 【新制初級第三十五章、中學上級第十三章第三節、女子第五編第四章】

本圖は日清戦役の經過の概要を示したものである。この戦役の經過は大體三期に分けて見ることが出来る。即ち第一期は明治二十七年七月二十五日より九月十七日に至る五十五日間で、海軍は豊島沖の戦を序幕として、黄海の戦勝によつて東支那海及び黄海の制海権を掌握し、陸軍は成歡に火蓋を切つて、更に平壤に戦勝を博し、これまで首鼠兩端を持してゐた朝鮮をして完全に我に従はしめるに至つた時期である。第二期は八月十八日より翌二十八年三月九日に至る百七十三日間で、陸軍が長驅して遼河南岸一帯までを占領し、他方陸海軍協力して旅順・威海衛を占領して渤海灣の制海権を握り、愈々直隸平野に於て大決戦を敢行する地步を固めた時期である。第三期は三月十日より三十日に至る二十一日間で、小松宮彰仁親王が征清大總督に任ぜられ給ひ、將に長驅して清の首都北京を衝かんとする勢を示したが休戦條約の調印によつて止んだまでの時期である。

明治二十七年四月東學黨が朝鮮全羅道に蜂起し、五月には朝鮮の諺に「事を爲さむとする者は全羅に據るべし」と言ふ全羅道を占領し、慶尙・忠清二道にも擴大するに至つた。この東學黨の亂は實に日清開戦の契機であつた。即ち京城駐劄清國公使袁世凱の報知に接した清國は、六月八日大兵を牙山に上陸せしむると共に、屬邦保護のため出兵する旨を我が國に知照して來たが、我が國は清國に對して朝鮮を清國の屬國と認めることは出來ぬ旨を答へ、更に我が居留民

保護の必要から出兵することを通知した上、陸軍少將大島義昌をして混成旅團を率ゐ、六月十二日威風堂々仁川に上陸、續いて京城に入らしめ、進んで清國に對して、東學黨の亂鎮定を機會に兩國協力して朝鮮を助けて内政を改革せしめ、その獨立を確立させようとして提議したが、清國は天津條約の眞義たる朝鮮の獨立と朝鮮に於ける日清の對等關係を無視して依然として朝鮮を屬國視し、我が國の提議に應ぜざるのみならず、却つて我が軍の撤兵を要求し、頻りに大兵を朝鮮に發して我が軍を脅威するに至つたのである。當時老大なる清國と新興の日本とは極東に對立し、政治上、經濟上互に勢力を争ふべき地位にあり、殊に兩國の間に介在する朝鮮の問題は、我が國に取つてはその興亡に關係する最大の關心事件であつた。故に清國は頻りに兵を朝鮮に送り、南は牙山駐在の清兵を助けさせ、北は義州より漸次平壤方面に南下せしめ、以て京城方面の我が軍を挾撃しようとする勢を示すに至るや、兩國の衝突は殆ど不可避の情勢となつた。

七月二十五日早曉、海軍少將坪井航三の率ゐる我が第一遊撃隊が旗艦吉野を先頭に浪速・秋津洲の三艦單縱陣を布き、牙山近海偵察の目的で豊島へ向つて航行中、恰も清國の濟遠・廣乙兩艦が味方の運送船を迎へるため牙山灣を出で來るのを認めた。そこで我が艦隊は直ちに海軍通常の禮式を以て挨拶せんとした所、敵艦は急に砲撃を始めたので、憤然應戦してこれを潰走せしめ、更に浪速(艦長海軍大佐東郷平八郎)は清兵千餘名を載せた運送船高陞號を撃破した。これが本戦役の序幕たる豊島沖の海戦である。又陸軍に於ては陸軍少將大島義昌が先づ京城・仁川・龍山方面に若干の守備隊を留めて清兵の南下に備へ、自ら本隊を率ゐて七月二十九日成歡の清兵を撃攘ひ、牙山の本營を占領し、三十一日更に北進を開始した。かくて八月一日に至り、朝鮮の獨立と東洋の平和のため、宣戰の大詔は換發せられたのである。茲に於て清國の暴狀を懲らさんと我が國民は舉國一致して奮起した。この間清國は平壤に兵力を集中し、機を見て京城に進まんとしたので、陸軍中將野津道貫は先づ九月十五日を以て平壤總攻撃の期日と定め、陸軍少將大島義昌をして混成旅團を率ゐ、南方正面より敵勢を牽制させ、陸軍少將立見尙文をして朔寧(京城北方)支隊を編成させ、遂安(黄海道)を経て平壤の東方に迫らせ、陸軍歩兵大佐佐藤正をして元山支隊を率ゐ、元山から山脈重疊の間を越えて平壤

の北背を突かしめ、野津中將自ら第五師團の主力を率ゐて西方から大同江の下流を渡り、敵の側面を抑へて退路を絶たんとした。かくて九月十五日大島少將の部隊は本道正面から船橋里の要害を攻め、朔寧支隊は同日未明から城中第一の要害たる牡丹臺を攻撃して遂にこれを陥れ、元山支隊は平壤の北背に出で玄武門を突破して進み、本隊亦西方から城門に攻め寄せ、日夜には殆ど敵を降服させ、翌十六日全く平壤を占領した。この戦に於ける我が總兵力は約一萬二千であつたに對して、清兵は約一萬五千を算し、彼此共に善戦した。殊に敵の南方正面船橋里へ迫つた大島部隊は未明より戦つて正午に至るも敵壘を抜く能はず、彈丸全く盡きて一時軍を退け、敵の逆襲に備へた程であつた。この平壤の大勝は従來首鼠兩端を持してゐた朝鮮政府を全く我に従はしむるに至り、愈々戦局を攻勢に發展する端となつたのである。この日(九月十六日)夕刻我が艦隊は敵艦隊が陸兵を護送して鴨綠江邊に到ると聞き、聯合艦隊司令長官海軍中將伊東祐亨は直ちに艦隊を率ゐて大同江口の錨地を發し、翌十七日海洋島沖に出づるや、敵の提督丁汝昌の率ゐる北洋艦隊に會した。同艦隊は定遠を旗艦とする精銳十二隻で、陸兵護送の任を終へて單梯陣形を以て進み來つたので、我が艦隊は伊東司令長官の搭乗せる旗艦松島を先登として七隻縦陣を作り、假裝艦たる西京丸を伴つて、敵に肉迫した。かくて午後零時五十分定遠先づ火蓋を切つて放つや敵艦一齊に發砲し、我が艦亦これに應戦して砲烟海を蔽ふ大海戦となつた。而して我が赤城は速力遅くして動もすれば敵圍に陥らんとして苦戦し、商船で武裝せる西京丸も亦屢々危険に瀕したが、海軍少將坪井航三の率ゐる我が第一遊撃隊四艦が危急を聞いて來援し、共に敵艦を挟んで猛烈な射撃を加へたため、敵艦隊は遂に陣列を亂し、その大半を失ひ、殘餘のものは旅順港方面に奔つた。これ即ち黄海の海戦である。これより先、明治天皇は大轟を進めて九月十五日廣島に着御になつたが、翌十六日には陸軍が平壤を占領し、翌十七日には海軍が海洋島沖に大勝を博したので、全軍の士氣は益々振つた。

かくて第一軍司令官陸軍大將山縣有朋は九月二十六日平壤に入り、更に敵軍を窮追せんとして十月十七日義州を取り、全軍の部署を定めて一舉に九連城を屠らんとするに至つた。九連城は鴨綠江を隔て、朝鮮の義州と相對する天險の地で、清國々境第一の關門であるから、敵將宋慶は一萬九千餘の大兵を擁して此處を守つてゐたのである。然るに十月

二十六日我が第一軍一萬三千餘の兵がこの要壘に迫つた時には、敵兵は早くも逃走して隻影を見ぬ有様であつた。戦はずして敵地に入つた我が陸軍は續いて十月三十一日鳳凰城を陥れ、その一隊は大孤山の敵を破つて共に海城に迫り、雪を冒してこれを陥れたのは十二月十三日であつた。これより先、陸軍大將大山巖の率ゐる第二軍は十月二十四日花園口に上陸し、十一月六日には金州城を陥れ、同七日大連を取り、更に同二十日には嘗てフランスの提督クールベールをして「五十餘隻の堅艦十萬の銃兵を以て攻め、期するに半年を以てせずんば到底陥るゝ能はず」と激賞せしめた旅順に迫つた。かくて翌日黎明攻撃を開始して正午過ぐる頃早くもその背面の砲臺を悉く陥れ、更に市街を占領し、進んで旅順口第一の要害たる黄金山砲臺に向ひ、海軍と協同して一舉にこれを陥れ、翌二十二日朝に至り全く旅順を占領したのである。これより陸軍少將乃木希典は二十八年一月一日第二軍の一部たる混成旅團を率ゐて北上し、十日蓋平を陥れ、始めて第一軍と連絡を通じてその左翼を掩護することゝなつた。他方第二軍の主力は、一月二十日拂曉海軍護衛の下に榮城縣に上陸して威海衛を目指して進んだ。かくて我が聯合艦隊は一月三十日より海上からこれを援助して威海衛の攻撃を開始したが、二月十二日に至つてその守將北洋水師提督丁汝昌は、力つきて遂に使を我が伊東司令長官に遣はし、降を請うに至つた。そこで伊東司令長官は直ちにこれを許し、酒を送つてこれを慰められたが、丁汝昌は我が寛仁の大きに感泣し、即夜自殺して潔くその責任に殉じた。かくて北洋艦隊は全く滅び、渤海灣の咽喉を扼する旅順・威海衛の要害も全く我が手に歸したのである。續いて滿洲の野に於ては我が第一軍が三月四日牛莊を屠り、九日には第二軍の一部と協力して田庄臺を占領したので、我が軍は將に直隸の平野を侵して敵の首都北京に迫らんとする勢を示すに至つた。

かくて三月十六日參謀總長陸軍大將小松宮彰仁親王を征清大總督とし、第一・二軍の外に、新に近衛・第四兩師團をも送つて全軍二十萬を以て最後の決戦に備へることゝなり、また別に陸軍歩兵大佐比志島義輝に混成支隊さづけて三月二十六日臺灣海峡の咽喉を占むる澎湖島を占領させた。然るにこの間清國は我が國に講和を求め來り、三月三十日に至つて日清休戦條約の調印を見、四月十七日下關條約が成立したので、戦の幕は閉ざさるゝことゝなつたのである。

寫眞による。

○大鳥圭介【新制初級第三十五章】

○山縣有朋【新制初級第三十五章】
【女子第五編第四章】

寫眞による。

○伊藤祐亨【新制初級第三十五章】
【女子第五編第四章】

寫眞による。

○李鴻章【新制初級第三十五章、中學上級第一
十三章第三節、女子第五編第四章】

寫眞による。

○廣島大本營址【新制初級第三十五章、
中學上級第十三章第三節】

所在 廣島市舊廣島城内（第五師團司令部構内）

明治二十七年八月日清戦役の際の大本營であつて、明治天皇は廿七年九月十三日東京御發轅、十五日夕廣島御着轅、本圖の御建物に入御、廿八年三月下關條約によつて兩國の和議成立し、大本營を京都に御移轉遊ばされ、四月廿七日廣島を御發轅遊ばされる迄、七ヶ月半（二百二十四日）の間こゝに御起居遊ばされたのである。

而もこの建物は元第五師團司令部の廳舎を其儘御使用遊ばされたものであつて、内外の裝飾の如きも絶えて特別の加工を許し給はず、普通軍隊の營舎と異なる所なき簡素極まりなきもので、室内御調度もこれに應じて恐懼に堪えざる

許りの質素なもののみであつた。即ち御火鉢・御椅子等の二三點は東京宮城より携帯せしめられたものを御用ひになつてゐたが、御机・御刀掛等は凡て廣島の市井より御調辨あらせられた白木の粗末なもので、玉座の時計の如きは現今民間衆庶の家にも見られぬ八角時計であり、御召替室・御次室に作付けられた御衣桁の如きは白木の腕木に細き青竹一本を渡されたまゝのもので、仰ぎ見るだに恐懼惜く所を知らぬものがある。

本圖はその正面であつて、中央に破風を見せて突出してゐる所の下が玄關、上が玉座であり、もとの第五師團司令部の會議室その儘のものである。向つて階上右第一の窓は御廁、次の窓二つは御次室及び御召替室、又左の端が御湯殿に宛てられてあり、廊下を隔て、裏側の諸室及び階下の諸室の内が軍議室、宮内省の諸局寮、皇族室等に宛てられて居り、何れも驚くばかりの御手狭・御質素である。

この大木營に於ける七箇月餘の明治天皇の御起居も亦頗る恐懼に堪えざるもののみである。即ち玉座の御一室内に於て御政務は勿論、御食事御入寢を遊ばされ、御手狭である爲に御入寢の際は御寢臺を搬入し、御起床の際は室外に取片づけて御食事の御膳部を奉るといふ御有様であり、出征の軍より戦報が來ると、深更でも直ちに御起床になつて地圖を展べさせられて軍の行動を聞せられてゐた。而して何等御慰安をとらせ給ふことなく、十一月の一日、間近なる西練兵場の臨時國會議事堂跡に戦役記念品の陳列を叙覽の爲に行幸遊ばされた外は、御散歩も玉座外縁の露臺（本圖に見える）或ひは狹隘なる廊下でなされるのみで、營庭に出給ふたことも稀であつたとの事である。

この建物は現在指定史蹟になつてゐる。左方上部の木立からのぞいてゐる高樓は國寶廣島城天守閣。

○松島艦【中學上級第十
三章第四節】

寫眞。明治二十七年八月日清戦役の際の聯合艦隊旗艦である。鋼鐵製海防艦。四・二七八トン。三十二センチ、カネー式砲一門。十二センチ速射砲十二門。四十七ミリ速射砲十五門。三十七ミリ速射砲門二。發射管數四。乗組員四百一人。

明治二十三年一月の進水で現在は廢艦。

圖は戦後、神戸沖に歸還した時の寫眞。

○下關係約締結の圖

【新制初級第三十五章、中學初級第五編第三章、女子第五編第四章】

明治二十九年十一月十三日出板の小林清親筆繪に據る。

下關春帆樓の一室に於ける兩國全權會見の圖であつて、左方に腰かけてゐるのが伊藤博文、その右に立つてゐるのが陸奥宗光であり、博文と對して左方に腰かけた支那服白髪の人が李鴻章である。

○北白川宮能久親王

【新制初級第三十五章、女子第五編第四章】

寫眞による。

○韓國皇帝李熙

【新制初級第三十五章、中學上級第十三章第三節】

寫眞による。

○日本公使館

【新制初級第一三十五章】

○北清事變當時の日本公使館

【中學初級第五編第三章】

所在 北平内城正陽門内東交民巷。

北平は清代には北京と稱せられ、支那の首府であり、東交民巷は各國公使館のある所で「使館區域」と稱せられ、治外法權區域となつてゐた。圖は事變當時の寫眞で、前面の將士は公使館警備の人々である。

○北京籠城日本人

【新制初級第三十五章、中學上級第十三章第三節】

寫眞による。北京日本公使館へ籠城した人々で明治三十三年八月十六日肅親王府前で撮影したものである。前より二列目の右から二人目、文學博士服部宇之吉氏、五人目が當時の公使館員現子爵石井菊次郎氏、六人目が當時の公使西德二郎氏。

○日露戦役要地圖

【新制初級第三十五章、中學上級第十三章第三節、女子第五編第五章】

本圖は日露戦役の經過の概要を示したものである。本戦役は大體明治三十七年を前期、三十八年を後期として二期に分けて見ることが出来る。即ち前期は陸海軍共に各軍、各艦隊が分散的、獨立的に活動し、戦闘地域が頗る廣範圍に互り、後期は陸軍の奉天會戰、海軍の日本海々戰の如く、各軍は各艦隊が集團的、統一的の行動をとつてゐた時期である。日清戦役以後日露兩國は極東に於て覇を争ふべき地位に立ち、而も滿洲に對するロシアの野心は鬱勃たるものがあつた。而して若し滿洲が永久にロシアの占領する所となれば韓國の存立も危く、従つて東洋の平和も紊され、我が國の安危に係ることになるは火を賭るより明かである。故に三國干渉以來兩國の國民的反感は漸く昂り、ロシアの滿洲撤兵問題等を近因として兩國鋒を交ふるに至り、殊に我が國は自國の存亡を賭して戦ふこととなつたのである。

日露の國交は明治三十七年二月六日に公然斷絶、我が聯合艦隊司令長官海軍中將東郷平八郎は直ちに敵艦隊撃破の命を奉じて艦隊を率ゐて一路旅順に向ひ、九日大膽にも敵艦を目近に迫撃してその四隻をして戦闘力を失はしめた。また海軍少將瓜生外吉は臨時韓國派遣隊たる第四艦隊を率ひ、我が陸兵を載せた運送船を護衛して仁川に向ひ、八日夜陸兵全部の上陸を終へ、翌九日敵艦コレエツ及びワリヤクを港外に誘出して遂にこれを撃沈した。此の如く我が海軍の勢は戦の序幕から既に敵を呑むの概があつたが、十日には愈々宣戰の大詔發せられ、全國民勇躍して平和の敵に當ることとなつた。この前後に英・米・佛・伊・獨等の各國は局外中立を宣言し、清國も亦滿洲を除く外の各省並に蒙古の局外中立を宣言した。韓國政府は初め不定の態度を執つてゐたが、我が陸軍が仁川に上陸し、威風堂々京坡に入つたので、全く我に信賴し、二十三日遂に日韓攻守同盟の締結を見た。

當時に於ける我が軍焦眉の急務は、海軍が敵の太平洋艦隊を撃滅して黄海並に日本海の制海権を握り、以て陸軍輸送の安全を期するにあつた。そこで第一次旅順攻撃に成功した我が艦隊は、引續いて二月十四日(第二次)・二十五日(第三次)・三月十四日(第四次)・二十一日(第五次)・二十七日(第六次)の五回に互つて旅順を襲撃し、その上二月二十四日と三月二十七日には引續き二回の旅順港口閉塞の快舉を敢行した。福井丸に搭乗した指揮官海軍少佐廣瀬武夫が壯烈な最期を遂げ、日露戦役中の一美談を留めたは實に第二回旅順港口閉塞の時である。かくて四月十三日更に第七次旅順攻撃を行ひ、堂々我に向ひ來つた敵艦隊を追撃して旅順港口に壓迫したが、この時敵の旗艦ベトロバウロフスクは我が機械水雷に觸れて爆發し、「マカロフ戦術」と稱せられて我が軍を威怖せしめてゐた司令官マカロフ中將を始め、多數の將卒が艦と運命を共にしたので、敵の士氣は大いに沮喪した。續いて十五日第八次攻撃を行ひ、敵艦に多大の損害を與へたので、今や敵艦隊は僅に戰艦一隻・巡洋艦四隻・驅逐艦十四五隻となり、辛くも餘勢を保つに過ぎぬ有様となり、更に五月三日、第三回旅順港口閉塞を決行し、閉塞船十二隻を旅順港口に誘進せしめて自ら爆沈させたので、始めて閉塞の功を完うし、巡洋艦以上の通航を困難ならしめるに至つた。その後敵艦隊は久しく港内に蟄伏してゐたが、八月十日に至り黎明の濃霧に乗じて港口を脱出し、ウラヂボストツクの僚艦に合せんと計つたので、我が艦隊は遇岩附近にこれを邀へ撃ち、敵の旗艦ツエサレウキチを撃沈し、司令官海軍少將ウキトゲフの戦死を初め、多大の損害を與へた。これを黄海の海戦といふ。他方ウラヂボストツクの敵艦は四月解氷と同時に港外に出で、我が運送船金州丸を撃沈し、六月十五日には突然對馬海峡に現はれて我が運送船常陸丸・佐渡丸二隻を撃沈する等の暴威を振つた。我が第二艦隊司令官海軍中將上村彦之丞はこれを苦心追跡し、八月十四日蔚山沖に於て偶々その南航し來るに會し、敵艦ルーリツクを撃沈した。かくて我が海軍は所期の如く黄海・日本海の制海権を掌握するに至つたのである。陸軍の活動を見れば、第一軍は第十二・近衛・第二の三箇師團より編成され、司令官陸軍大將黒木爲楨これを率ひ、京城を發して北上し、二月二十八日平壤の敵騎を破り、五月一日鴨綠江を渡つて九連城を占領し、逃ぐるを追ふて六日鳳凰城を占領し、善戦大いに努めて七月十七日摩天嶺を抜き、進んで遼陽に迫つた。

第二軍は第一・三・四の三箇師團より編成、司令官陸軍大將奥保鞏これを率ひ、五月五日鹽大澳に上陸して南山攻略に向つた。南山は金州半島の中央に位し、北正面に金州城を俯瞰し、西に金州灣、東に大連灣を控え、地頭の幅僅かに約六軒(一里半)、これに最新の防備を施した要害無雙の地である。我が第二軍は五月二十六日拂曉金州城を陥れ、更に野戰砲兵並に金州灣にある我が砲艦等の掩護射撃の下に猛襲し、夜に入つて全くこれを陥れた。この時遼陽にゐた敵將クロバトキンは大軍を率ひて南下し、我が第二軍の背後を衝き、旅順進撃を牽制せんとしたので、第二軍司令官奥大將は第一師團をして旅順攻撃に當らせ、自ら第三・四兩師團の外に、新に第六師團を加へて新第二軍を編成し、北上して六月十五日得利寺にこれを破つた。

第一・二兩軍の中間を進んで兩者の連絡を保つたのは第四軍である。この軍は五月十九日大孤山に上陸した第十師團を加へて編成され、司令官陸軍大將野津道貫これを率ひ、七月三十一日析木城の敵を破つて遼陽に迫つた。

この間に於て敵の滿洲軍總司令官クロバトキンは精銳十六萬を遼陽に集中し、一舉我と雌雄を決せんとする勢を示したので、我が軍は滿洲軍總司令官元帥大山巖統率の下に、第一軍を右翼に、第四軍を中央、第二軍を左翼に配してこれに對することゝなつた。併し背後に於ける第三軍の旅順攻圍が意の如く進捗しなかつたので、若し此一戦に破れんか、我が軍は敵の挾撃に陥らざるべからざる苦境にあつたのである。併し我軍は八月二十三日右翼より攻撃を開始し、二十五日より總攻撃にうつり、壯烈な激戦の後、九月四日遂にこれを占領したのである。敵は三日夜半より退却を始め、七日全く撤退を終つた。然るにその後敵兵は續々滿洲に來着し、クロバトキンを將軍は再び沙河方面で猛然攻勢に轉じて來たので、我が軍は十月十日より全線に互つて猛烈な攻撃を加へ、十四日沙河以北に撃退した。

翻つて旅順攻圍の形勢を見るに、司令官陸軍大將乃木希典は第一・九・十一の三箇師團より成る第三軍を率ひ、七月三十日には旅順市街を去る一二里の處まで進んで敵の本防禦線に迫り、八月十九日(第一回)・九月十九日(第二回)・十月二十六日(第三回)・十一月十六日(第四回)の四回に互つて總攻撃を執行したが、彼我共に善戦して一進一退の形勢にあつた。然るに十一月三十日終日奮戦して我が軍が二〇三高地を占領するや、こゝに城内觀測所を設けて重砲の射撃に

多大の便宜を得るに至つたため、戦は急に我に有利となり、さしも精銳無比の大兵を以て死守せる金城鐵壁も漸く危殆に陥り、三十八年一月一日に至つて敵の司令官ステツセルの降服を見、遂に開城することゝなつた。更に眼を滿洲の野に轉すれば、沙河の會戰以來、新銳の増援續々到着した敵勢は全軍約五十萬を算し、その意氣天に沖せん許りで、クロバトキン將軍は奉天に據つて雌雄を決する機運の熟するを待ちつゝあつた。これに對して我が軍も着々總攻撃の準備を進め、滿洲軍を撃つて奉天攻略の一途に進み、三月十日史上空前の戰鬪の結果之を占領し、更に逃ぐるを逐ふて鐵嶺・開原・昌圖にまで皇軍の威を輝かした。奉天戰の詳細は別項「奉天會戰圖」の説明参照の事。これより先ロシアは極東の頽勢恢復の爲に遙々バルチック艦隊を本國から派遣するの壯舉を敢行しつゝあつたが、同艦隊は旅順陥り、奉天亦落城した後、遠征約半歳を経て五月下旬に我が對馬海峽に現れ、廿七・八の兩日に互り此處に我が聯合艦隊と未曾有の大海戰を展開するに至つたが、武運拙く遂に全滅の憂目を見た。之即ち有名なる日本海々戰である。詳細は別項「日本海々戰圖」の説明参照のこと。

かくて一年有半に亘つた日露の戰は、今日に於ても尙その日を陸・海軍記念日として軍民上下相共に記念しつゝある陸に於ける三月十日の奉天會戰、海に於ける五月廿七・八日の日本海々戰に於て全く大勢を決したので、米國大統領ルーズベルトの勸告に従つて講和を相議することゝなつたのである。

尙我が陸海軍の活動は右に略述したのみに止まらず、これ等の外、開戰當初元山駐劄隊が豆滿江を隔てゝ露領と相接する北韓の地に置かれたが、その後次第にその組織を擴張し、明治三十八年七月北韓軍（司令官海軍中將三好成行）を編成して會寧を取り豆滿江に進出せしめた。即ち圖に示した北韓軍がそれである。又圖にはないが陸軍中將原口兼濟の率ゐる樺太軍は同年七月上旬コルサコフに上陸し、忽ち樺太全部を占領した。

○大山 巖

【新制初級第三十五章
女子第五編第五章】

寫眞による。

○兒玉源太郎

【中學上級第十
三章第三節】

寫眞による。

○乃木希典

【女子第五
編第五章】

寫眞による。

○旅順開城

【新制初級第
三十五章】

所在 東京市、明治神宮外苑内聖徳記念繪畫館。揮毫者 荒井陸男。寄贈者 關東廳。

旅順は南方狭い港口によつて外洋に通ずる外は皆山を以て繞らした天險の地で、加ふるに鐵條網・塹壕・砲臺・堡壘等最新の防備を施した金城鐵壁の要塞であつた。陸軍大將乃木希典は第三軍を率ゐて、明治三十七年六月二十六日よりその攻撃を開始して以來、總攻撃を敢行すること數回に及び、十二月五日漸く爾靈山（二百三高地）を奪取して旅順港灣を双眸の中に收め、港内の敵艦を覆滅せしむると共に、各方面の砲臺・堡壘を續々陥れ、苦戰半歳の後、敵將ステツセルをして遂に降を請はしむるに至つた。時に明治三十八年一月一日である。そこで乃木大將は彼の請を容れ、二日攻圍軍參謀長陸軍少將伊地知幸介を水師營に遣はし、敵の參謀レーズ大佐と會見させて開城規約を締結せしめ、五日には自ら要塞を出で來つた敵將ステツセルと水師營（旅順市北方）に會見したのである。

本圖は、中央に軍刀を杖にして立てるが乃木大將で、右から四人目がステツセル將軍であり、黒煙天に沖する中で、互に半歳の苦闘を語つて感慨切なる兩將軍の劇的會見の場面を描いたものである。

○クロバトキン

【新制初級第
三十五章】

寫真による。

○奉天會戰圖【新制初級第 三十五章】

本圖は奉天大會戰の戦局推移の大體を知らしむるものである。本會戰は日露戰役に於ける陸軍最後の決戦であつて、敵の司令官クロバトキン將軍は連戦連敗の頽勢をこの一戦に恢復せんとし、沙河・遼陽の敗戦後、奉天を中心に續々兵力を集中しつゝあつたので、我が軍は明治三十八年一月一日旅順開城の後全陸軍を以て之に對し、春季解氷前に敵と決戦せんと計畫を樹てたのである。

當時の我が軍の作戰の大意は、旅順攻略の殊勳を有する陸軍大將乃木希典の率ゐる第三軍が最左翼となつて渾河西側の地域を前進し、敵の右翼側面より背面に迂回し、第十一師團及び後備第一師團より成る鴨綠江軍は陸軍大將川村景明統率の下に最右翼となり、撫順方面に進んで敵の左翼を脅かし、陸軍大將野津道貫の第四軍は中央、同じく黒木爲楨の第一軍は右翼、同じく奥保業の第二軍は左翼軍となつて、一舉に奉天の壘を陥れんとするにあつた。實に参加師團二十、兵員三十五萬を越え、戦線は東西約一六〇軒(四十餘里)に及んだ。

かくて二月二十二日總司令部よりの命令が各軍に達するや、翌二十三日最右翼の川村軍が先づ行動を起し、翌二十四日清河城を占領して敵の勢力を撫順方面に牽制し、續いて最左翼の乃木軍が二十七日に行動を開始して西方より北方への大迂回の壯途につき、四方臺攻撃の部署を定め、中央の三軍亦左右兩翼と相應じて攻撃を開始した。

我が軍の攻撃に對する敵の作戰計畫如何と見るに、全軍を三軍團に分つて第一軍はリネウイツチ大將統率の下に左翼となり、カウルパルス大將は第二軍を率ゐて右翼を守り、第三軍はビルデルリング大將司令官として中央の備を堅くし、守勢より轉じて攻勢をとらんとする勢を示し、二十五日を以て行動開始の期と定め、特に日本軍の左翼攻撃に重點を置いてゐた。總兵力は三十師團、三十二萬人。

然るに我が軍が機先を制して廿三日より行動を開始し、殊に彼の行動開始豫定の前日早くも川村軍が清河城を占領し、

その活動が頗る目覺しきものがあつたので、敵の總帥クロバトキン大將は、この方面に乃木軍が進出したものと信じ、且それが我が軍の主力であると誤解して、豫定の作戰計畫を變じて急遽その總豫備隊の大部分を東方に移動せしめたのである。是に於て乃木軍はその隙に乗じて躍進又躍進、西方大迂回の壯舉に成功して奉天の西北に出た。クロバトキンは間もなく我が軍の實狀を知り、大いに驚いて東方に移動した總豫備軍の西方歸還を命じ、極力挽回の策を講じたけれども時既に後れ、敗退の一大原因をつくつてしまつたのである。

敵のこの作戰齟齬に反して我が全線の活動は三月一日より頗る顯著となり、爲にロシア軍は三月七日朝總退却の議を決するの止むなきに至り、同夜よりその實行に移つた。是に於て我が軍は更に勇躍奮進、最右翼の川村軍は三月九日退却する敵を追つて撫順を占領、三月十日中央の野津軍は敵軍を破つて奉天の北方に出で、右翼の黒木軍も同じく奉天北方に進出して鐵嶺街道及び鐵道線路を扼して何れも敵の退路を遮斷し、左翼の奥軍は奉天西方に出で直ちに追撃前進に移り、最左翼の乃木軍の如きは敵の右翼を包圍して北方から南方に向つて攻撃する有様となつた。かくて敵軍の崩壊は正に決定的となり、我が軍はこの日完全に奉天を占領したのである。而も我が軍は尙攻撃の歩武をゆるめず、逃ぐるを追つて北上し、十五日には長驅鐵嶺を陥れ、十九日には開原を取り、二十一日には昌圖の線にまで進出して戰の幕を閉じた。この役は實に有史以來の大會戰であつて、我が軍の死傷約七萬、敵は九萬の死傷者を出し、遺屍二萬八千、捕虜四萬に上り、我が軍の爲に名譽ある軍旗三旒・砲四十八門を鹵獲された。

○東郷平八郎【新制初級第三十五章 女子第五編第五章】

寫真による。

○日本海々戰圖【新制初級第 三十五章】

本圖は日本海々戰の戦局推移の大體を知らしむるものである。本海戰は日露戰役に於ける海軍最後の決戦であつたば

かりでなく、日露の兩海軍がその全勢力を傾け盡した最も意義深き大海戦であり、兩國の戦闘がこれを以て終結をつけた、我が國にとつては全く帝國の興廢を賭した戦であつたのである。先づ本海戦に至る由來を概説しよう。ロシアは當時イギリスについて世界第二の大海軍國であつたが、彼はその艦隊を三分してバルチック海と黒海にその二を配して本國の守備とし、その一を太平洋艦隊と稱して東洋に派遣し、旅順及び浦蘆斯德を根據地として彼の東方政策に備へてゐたのである。而も彼の暴慢なる極東侵略が益々著しくなり、日露の國交急を告ぐるに至るや、彼は新銳の軍艦を續々東洋に廻航し、日露開戦の際には、その太平洋艦隊の勢力は日本の全艦隊とほぼ匹敵するに至り、主力を旅順に置き、一部の軍艦を浦蘆斯德に屯せしめて居た。

然るにこの優勢なる太平洋艦隊も開戦以來連續數次の我が攻撃に撃破せられ、殆どその實力を失ふやうになつた。是に於てロシアはその頽勢挽回の爲に、工程を急いで建造した新艦艇とバルチック海に残留してゐた諸艦を合して太平洋第二艦隊を編成し、(從來の太平洋艦隊を第一と改む)遙かに極東に派遣して旅順の急を救はんとする史上空前の大壯舉を企つるに至つた。我が國ではこれを通常バルチック艦隊と稱してゐたのである。以下便宜この名稱を使用する。かくてこのバルチック艦隊は明治三十七年十月中旬、運送船を合して四十餘隻、司令長官ロゼストウエンスキー中將統率の下にリバウ軍港を出發、途中日本水雷艇隊の北海進出の偽報とドイツ驅逐艦隊の北海演習に誤られてイギリス漁船砲撃の椿事を惹起し、イギリスとの國際問題に紛議を醸し等したが、やがてアフリカ北岸のタンジール港に至つて艦隊を二分し、主力艦隊はアフリカの南端喜望岬を迂回、その他は地中海よりスエズ運河經由の航路を取つて翌年一月上旬アフリカ東南岸の佛領マダガスカル島に於て再び合同し、印度洋を東に向つた。然るにこの間に於て旅順口は我が陸海軍の決死的猛襲に陥落し、その艦隊も全滅した爲、ロシアは更に殘留舊式裝甲艦を集めて太平洋第三艦隊を編成し、二月中旬リバウ港を出發、ネボカトフ少將を司令官として第二艦隊の後を追はしめたのである。かくてこの兩艦隊は五月九日に至つて佛領印度支那のカムラン灣に於て相合し、翌日四十八隻の大聯合艦隊を組成して直ちに浦蘆斯德に向つて出發した。

一方我が國に於ては司令長官海軍大將東郷平八郎統率の聯合艦隊は、旅順開城以來兵員の休養・艦艇の修理を行つて遠來の大敵を邀へる準備を整へ、朝鮮南岸の鎮海灣及び對馬の竹敷に集結して日夜戦技を練り、士氣を養つてゐたが、バルチック艦隊が五月十九日臺灣南方のバシイ海峡通過以來その行方を失ひ、朝鮮海峡に現はれるか北海の虛を突くか全く不明になつたので、舉國上下不安に閉され、軍當局はその對敵作戦に頗る苦心してゐたのである。

然るに敵艦隊は五月二十四日、俄然琉球八重山群島の東を通過し、二十七日の未明に至つて對馬水道の前面に現れ、一路北上して浦蘆斯德に向つて進航せんとする勢を取つたので、彼我必死の大海戦はこの日より二日間に互つて日本海西南の海上に展開されることになつた。戦況を叙するに先だち、次に兩軍の編制の概要を記して置く。

日本聯合艦隊司令長官海軍大將東郷平八郎

第一艦隊司令長官海軍中將出羽重遠

第一戰隊 戰艦四隻(三笠・敷島・富士・朝日) 裝甲巡洋艦二隻(春日・日進) 通報艦一隻

第三戰隊 巡洋艦四隻(笠置・千歳・新田・音羽)

第二艦隊司令長官海軍中將上村彦之丞

第二戰隊 裝甲巡洋艦六隻(出雲・吾妻・淺間・八雲・常盤・磐城) 通報艦一隻

第四戰隊 巡洋艦四隻(浪速・高千穂・對馬・明石)

第三艦隊司令長官海軍中將片岡七郎

第五戰隊 巡洋艦三隻(嚴島・松島・橋立) 裝甲海防艦一隻 通報艦一隻

第六戰隊 巡洋艦四隻(須磨・和泉・千代田・秋津洲)

第七戰隊 裝甲巡洋艦一隻(扶桑) 砲艦五隻

驅逐艦隊

第一―五隻 第二―四隻 第三―四隻 第四―四隻 第五―四隻

水雷艇隊
 第一―四隻 第九―四隻 第十一―四隻 第十四―四隻 第十五―四隻 第十六―二隻
 第十七―四隻 第十八―四隻 第十九―三隻 第二十一―四隻
 特務艦

假裝巡洋艦―六隻
 水雷母艦―二隻

ロシア太平洋第二・第三艦隊司令長官海軍中將ロゼストウエンスキ

- 第一戰艦隊 戰艦四隻
- 第二戰艦隊 戰艦三隻 裝甲巡洋艦一隻
- 第三戰艦隊(司令官海軍少將ネボカトフ) 戰艦一隻 裝甲海防艦三隻
- 第一巡洋艦隊(司令官海軍少將エンクイスト) 巡洋艦二隻 裝甲巡洋艦二隻
- 第二巡洋艦隊 巡洋艦四隻
- 第一驅逐艦隊 四隻
- 第二驅逐艦隊 五隻
- 特務船艦 假裝巡洋艦一隻 工作艦一隻 運送船五隻 病院船二隻

右の兩軍全體の勢力を比較對照すれば次の如し。

戰艦	日	四隻	五八三〇八噸
露	八隻	八六六一六噸	
裝甲巡洋艦	日	八隻	七四一七八噸
露	三隻	二〇三一九噸	

巡洋艦	日	一六隻	五四〇二二噸
露	六隻	二六七二五噸	
裝甲海防艦	日	二隻	一一一一二噸
露	三隻	一三五六六噸	
驅逐艦	日	二二隻	六六八〇噸
露	九隻	三一五九噸	
通報艦	日	三隻	三七二三噸
砲艦	日	五隻	五〇三四噸
水雷艇	日	四一隻	四七七三噸
特務艦	日	八隻	
露	九隻		
大砲	日	十二吋―一六	十吋―一
露	同	一二六	同―七
		同―七	同―一二
		同―一三	同―一六
		同	同
		―二八	

次に戦局推移の概要を述べよう。我が聯合艦隊が西方の哨艦假裝巡洋艦信濃丸から敵艦隊發見の報告に接したのは五月二十七日の午前三時半頃であつた。而して敵は曉の濃霧を利用して對馬東水道を通過せんとするものゝ如くであつたから、全艦隊は直ちに出勤して各々作戰配置に就いたのである。即ち我が主力たる第一・第二艦隊は鎮海灣より日本海に向つて航進して沖ノ島の北方二十海里の點に至つて敵を待ち、對馬にあつた第三艦隊は東水道に出勤して敵と觸接を保ちつゝ之を監視して東北方に航した。東郷司令長官が大本營に向つて「敵艦見ゆとの警報に接し、聯合艦隊は直ちに出勤、之を撃滅せんとす。本日天氣晴朗なれども浪高し」と打電したのはこの際であつたのである。

かくて我が主力艦隊が敵艦隊の姿を南方數海里の海上に發見したのが午後一時三十九分、東郷司令長官が一興國の興廢この一戦にあり。各員一層奮勵努力せよ」との信號を掲揚して全艦隊の將士を激勵したのが同五十五分、彼我旗艦の距離七千米に於て彼の發砲によつて戦闘の開始されたのが正に二時八分であつた。敵艦隊はほと二列縦隊、我が艦隊は一列の單縦隊、敵の旗艦スワロフは右翼列の先頭にあり、我が旗艦三笠も亦その先頭にあつたのである。而して我が艦隊は初め南西に向首し反抗通過する如く見せたが、午後二時五分急に東に折れ、その正面を變じて斜に敵の先頭を壓迫した。敵艦が先づ砲火を開始したのはこの時である。併し我は徐ろに機の熟するを待ち、射距離六千米に及んで旗艦三笠先づ砲火を開き、猛烈に敵の兩先頭艦に砲火を集中した。敵艦隊は益々東南に壓迫され、我と並航の姿勢を執つたが、戦は刻一刻猛烈になり、午後三時頃敵は俄に北方に向首し、我が後尾を廻つて北走せんとしたので、我が艦隊は急に一齊回頭し、日進を嚮導として北西に向ひ、再び敵を南方に壓迫した。かくて激戦相續き、夕陽已に傾き、我が驅逐隊・水雷艇隊は東南北の三面より漸次に迫り、襲撃の準備の姿勢が出来たので、東郷司令長官は夜間の同志討を避ける爲、日没(午後七時二十八分)と同時に主力艦隊に北航を命じ明朝鬱陵島に集合すべきを傳へ、晝の戦を終つた。本圖の番號1はこの晝間の主力艦隊の大激戦の位置を示し、こゝに我が艦隊は敵の旗艦スワロフ始め戦闘艦四隻その他三艦を撃沈したのである。續いて二十七日の夜襲は晝戦の終ると同時に開始され、我が驅逐艦及び水雷艇隊は敵を三面包圍した形勢で猛烈果敢にこれに肉迫した。本圖の番號IIはその激戦の位置で、我は敵の戦闘艦・巡洋艦各二隻を撃沈した。尙番號IIIは我が驅逐隊が二十八日朝敵の驅逐隊を撃沈した位置である。さて東郷司令長官の率ゐる主力艦隊は二十八日黎明早くも敵の殘餘の主力艦隊の北進するの報に接したので、進んで敵の前路を扼すると共に敵の後方をも抑へ、午前十時三十分頃竹島の南方即ち本圖番號IVの地點に於て全くこの敵を包圍し、敵の戦艦・海防艦各二隻を降し、敵將ネボカトフ少將を捕虜にしたが、この時敵の巡洋艦一隻は快速力を以て北走した。又番號Vの地點では午前十一時六分我が音羽・新高の兩艦が敵艦二隻の中、巡洋艦一隻を撃沈し、更に新高は濃雲と共に、他の一驅逐隊を追撃して午前十一時五十分番號VI(竹邊灣北方約五海里)の地點にてこれを破滅せしめ、我が驅逐艦不知火及

び水雷第六十三號艇は午前十一時三十分番號VII(蔚山沖)の地點にて敵の驅逐艦一隻を撃沈し、磐手・八雲兩艦は午後三時頃敵の海防艦一隻を發見し、番號VIIIの地點で善戦の後撃沈した(午後五時)。他方我が驅逐隊連・陽炎は午後三時三十分頃鬱陵島の南西約四十海里に於て東方より遁走し來る敵の驅逐艦二隻を發見して極力これに急迫し、午後四時四十分番號IXの地點にて激戦の後これを降し、その中驅逐艦ビエードウイに移乗してゐた敵艦隊司令長官海軍中將ロジエストウエンスキー及びその幕僚を捕虜にして殊勳を立て、瓜生中將の第四艦隊及び第二驅逐隊は敵の巡洋艦一隻の北走するのを發見して追撃し、午後七時鬱陵島の南約三十海里即ち番號Xの地點にて、竹邊灣方面より來會した音羽・新高と及び第一・第四驅逐隊協力して日没までこれに猛撃を加へて撃沈した。かくて我が艦隊は敵艦三十八隻の中、巡洋艦・驅逐隊及び特務艦各數隻の外は殆どすべてこれを撃沈又は捕獲し、司令官ロジエストウエンスキー始め約六千餘人を捕虜にした。逃走した敵艦の中には中立國の港に入つて武装解除を命ぜられたものも少くなかつた。これに對して我が艦隊は水雷艇三隻を失ひ、戦死百十六名、負傷者五百三十八名を出したに過ぎなかつた。

〇三 笠 艦

【新制初級第三十六章 中學上級第十三章第四節】

日露戦役に於ける聯合艦隊の旗艦で、司令長官東郷大將坐乗の艦。當時の艦長は海軍大佐伊地知彦治郎であつた。次に艦の概要を記す。

- 噸數 一五、四〇トン
- 全長 四三、二呎
- 全幅 七六、呎
- 備砲 十二吋砲四門
- 六吋速射砲 一四門
- 十二斤速射砲 二〇門

- 四十七耗重速射砲 八門
- 四十七耗輕速射砲 四門
- 水中魚形水雷發射管 四門
- 速力 十八ノット半

本艦はもと明治三十二年英國で建造されたものであるが、日本海々戦の偉功を記念する爲に、廢艦になつて後、武装を解除して艦體をコンクリートの臺上に据え置き、横須賀市内白濱海岸に三笠記念館として保存せられ、内部に日本海々戦記念品及び海軍参考品等を陳列、一般の觀覽に供してゐる。東郷司令長官の居室等もその儘保存されてゐる。

○日露戰役當時日本附近列國勢力分布圖

【中學上級第十三章第三節別刷、女子第五編第五章別刷】

この地圖は日露戰役當時の日本が英・米・露・佛・獨・蘭等の勢力に包圍せられて、如何に危険な地位にあつたかを一目瞭然たらしむるために掲げたものである。今各國別に領地及び租借地を挙げれば左の如くである。

- イギリス 印度・オーストラリア・タスマニア・ニュージーランド・カナダ・マレイ半島南部・ボルネオ島北部・バプア島東南部・ソロモン諸島・シルバート諸島・フィジー諸島・トンガ諸島・クツク諸島・香港・威海衛(中華民國山東省、租借地)。
- アメリカ合衆國 アラスカ・ハワイ諸島・サモア諸島東部・グアム諸島・フィリピン諸島。
- ロシア シベリヤ・樺太・旅順(租借地)。
- フランス 安南(佛領印度支那)・廣州・中華民國廣東省、租借地・ニューカレドニア・ソサイエチー諸島(ソシエテ諸島)。
- パウモツ諸島・マルケーサス諸島。
- ドイツ バラウ諸島・バプア島東北部・ビスマルク諸島・サモア諸島西部・カロリン諸島・マーシャル諸島・マリヤナ諸島・膠州・中華民國山東省、租借地。
- オランダ スマトラ・ジャバ・チモール・ボルネオ島南部・セレベス・モルツカ群島・バプア島西部。

これによつて明かなる如く、日露戰役當時は歐米列強の世界侵略策の最高潮に達した時であつて、その勢の趨く所我が國にも四方より迫つてゐた。ロシアが滿洲に勢力を伸ばし、更に韓國をも併呑せんとする勢を示すに至つて、我が國民は奮起して我が國の危急を救ひ、東洋の平和確立のため、ロシアを懲懲せざるを得なかつたのである。日露戰役は實に十六世紀の初頭から引續いた西力東漸の世界的大勢に對し、その最高潮に際して東洋民族が敢然として加へた最初の反撃であつたのである。

○桂 太 郎

【新制上級第十三章第二節】

寫眞による。

○小村 壽 太 郎

【新制初級第三十五章】

寫眞による。

○ウ イ ツ テ

【新制初級第三十五章】

寫眞による。

○ポーツマス條約締結圖

【新制初級第三十五章、中學初級第五編第三章、女子第五編第五章】

日本海々戦に於て我が國が大勝を博したので、アメリカ合衆國大統領ルーズヴェルトは明治三十八年七月、兩國間に調停を斡旋した。茲に於て日露兩國の全權はアメリカ合衆國ポーツマスで八月十日より講和談判會議を開いて、會商數回、九月五日に兩國全權委員の調印を終へ、十月十四日批准せられた。寫眞はその會議室に於ける全權等で、向つて左側(日本側)左より三人目は首席全權外務大臣小村壽太郎、同四人目は次席全權駐米公使高平小五郎、右側(ロシ

ア側)手前より三人目、首席全權内閣議長ウキツテ、その右隣がローゼンである。
○韓國皇帝李拓 【新制初級第三十五章、中學上級第十三章第三節】
寫眞による。

○伊藤博文と李垠殿下 【新制初級第三十五章、中學初級第一編第三章、女子第五編第五章】
寫眞。向つて左が統監伊藤博文で、右が李垠殿下である。

○寺内正毅 【新制初級第三十五章、中學上級第十三章第三節】
寫眞による。

○景福宮光化門 【新制初級第一編第三十五章】

所在 京城光化門通北端。舊王城景福宮の正門である。景福宮は李朝太祖の創建であるが、文祿の役我が軍の入城に先だつて亂民の爲に灰燼に歸し、その後荒廢してゐたが、六十餘年前大院君によつて再建された。落成は我が慶應三年十一月、翌年七月から朝鮮の國政がこゝでとられてゐたのである。宮は四壁をめぐらして建春(東・迎秋(西)・神武(北)・光化(南)の四門を開き、内に我が國の紫宸殿にも比すべき勅政殿がある。現在は光化門を入ると總督府があり、諸宮殿はその背後に昔の榮華の名残をとどめてゐる。

○松方正義 【新制上級第十三章、中學上級第十三章第四節】

寫眞による。

○森有禮 【新制初級第三十六章、中學上級第十四章】

寫眞による。

○加藤弘之 【中學上級第十四章】

寫眞による。

○菊池大麓 【中學上級第十四章】

寫眞による。

○東京帝國大學 【中學初級第一編第四章】

所在 東京市本郷區。
明治十七年八月に竣工した「東京大學法學部・文學部」の建物の正面圖である。煉瓦造二階建地下室付、建坪約一、一八アール(三百八十七坪〇一七)、總面積約二六・五四アール(八百二坪八七八)。
この建物は東京帝國大學と改稱せられた後も依然として法科及び文科の教室として使用せられ、大正十二年に至つたが、その年の震災の爲に破壊された。位置は現在の法文經教室の邊である。

○當世書生氣質 【新制上級第十四章、中學上級第十四章】

坪内逍遙が明治十八年五月「小説神髓」を出して新興文學の烽火を擧げて寫實主義を唱道し、更にその理論を具體化せしめて翌六月に刊行した「當世書生氣質」の第一號の表紙である。この書は清朝四號刷半紙二十枚程のパンフレツ

ト風の小冊子で、第一冊を出してから毎週一冊位づゝ刊行して翌年一月に至つて完結したものである。本圖に明かなる如く書名に冠して「一讀三歎」とした所に逍遙自身の自信の程もうかゞはれる譯であるが、著者名の所に「春廼舎於ぼる先生戲著」と記した所に形式に於て未だ小説を戲作と、小説家を戲作者としてゐた江戸時代及び明治初年の時代の風を脱しきらぬ點がうかゞはれて面白い。發行所も「晚青堂發兌」と明かに讀まれる。

寫真による。

○尾崎紅葉 【新制初級第三十六章
中學上級第十四章】

○高山樗牛 【新制初級第三十六章
中學上級第十四章】

寫真による。

○幸田露伴 【新制初級第三十六章
中學上級第十四章】

寫真による。

○森鷗外 【新制初級第三十六章
中學上級第十四章】

寫真による。

○正岡子規 【新制初級第三十六章
中學上級第十四章】

寫真による。

○黒田清輝の畫 【新制初級第三十六章
中學上級第十四章】

年代 明治三十一年。作者 黒田清輝。

本圖は物語風の洋畫である。畫題は昔語とも言ふ。雜木の生ひ繁つた山を背景に、右の方には古風な門や石階段も見え、一老僧が焚火の周りに集つた遊客達（男は一瓢を擔いでゐる）に横笛を吹く手眞似をして、小督局の話（平家物語小督の事）を物語つてゐる所で、平安末期源仲國が高倉天皇の命を奉じて、秋の夜嵯峨の奥に小督局を探しに行き、嘗て内裏にて小督局琴弾けば仲國笛の役に召されたことを思ひ、琴の音を頼りに小督局を尋ねることを物語つてゐる有様を現はしたものである。籠を脊負つた賤の女もこの物語を生動さしてゐる。かゝる印象派の洋畫はその敏感な外光描寫が描く現實の自然をばロマンチックな憧憬の氣分に浸して了ふ所に妙趣があるので、多くの青年子女に喜ばれたのである。

○橋本雅邦筆白雲紅樹圖 【新制上級第十四章別刷
中學上級第十四章別刷】

所在 東京美術學校。

本圖は明治二十三年東京に開催せられた第三回内國勸業博覽會に出品せられたもので、雅邦の出世作と稱せられる。新たに日本畫風に洋畫風の遠近法や陰影法を用ひて在來の狩野派の型を脱し、新生面を開いたもので、當時問題にされた大作であつた。

雅邦は維新以來頗る貧窮の中に苦闘してゐたが、歐化の反動として國粹保存の機運盛になるや、狩野芳崖と共に日本畫の復興革新につとめ、明治二十二年東京美術學校の創立せらるゝや、芳崖と共にその教授となり、ついで翌二十三年には帝室技藝員に擧げられた。かくて西洋の畫風を採り入れて日本畫の革新をはかり、新意匠を生むについては、

芳崖が人物に成功せるに對して、彼は山水畫に於て効果を擧げたと稱せられてゐる。

○狩野芳崖筆慈母觀音

【新制上級第十四章別刷】
【中學上級第十四章別刷】

所在 東京美術學校。年代 明治二十一年。

圖は虚空高く觀音薩埵を現はし、その足下には今や一嬰兒が一點功德水の淨化を受けつゝ薩埵の御許を離れ、下界遙かに降らうとする所で、嬰兒の仰ぎ見る薩埵の相好は慈母哀憐に溶けようとしてゐる。これは芳崖長逝前四日に完成されたと言はれ、推敲實に八年間、改描十八葉に及んだ慘憺たる苦心の結晶である。これは芳崖が日本美術の精華を遺憾なく世界に示さむと企て、且洋畫の賦彩を邦畫の上にも實現させようとし、設色の研究には様々に心を砕いたもので、賦彩絢爛の妙を極め、濃淡調和の美を現し、清新優麗な逸品である。

○工部大學校

【新制上級第十四章】

工部大學校は東京市麹町區虎の門にあつた。本圖は同校大講堂である。明治七年起工、同十年落成、ポアンヴィル作、伊太利ルネッサンス風、當時に於ける最大の建築物であつて、赤煉瓦と青石との間に菊の紋をあしらつた華やかな建物で、當時の錦繪に多く寫されてゐる。内部のホールは特に美しく洗練された意匠で、高い天井と棧敷を受ける繊細な柱、高くつらねた瓦斯燈、すべてを通じて講堂として明治時代に於ける最も美しいもの、一つであつた。後年頗る荒廢し、大正十二年の大震災で全く破壊された。

○東京商工會議所

【新制上級第十五章】

所在 東京市麹町區有樂町。建築年代 明治二十九年七月起工、同三十二年七月竣工。建築設計者 妻木頼黄博士。

煉瓦造二階建の建築であつて、地下室があり、建坪二・五アール(三百十八坪)、室數五十八で當時に於ける大建築の一であつた。

明治十一年三月設立當時は東京商法會議所と稱し、二十三年九月商業會議所條例發布せらるゝや、翌二十四年一月東京商業會議所と改稱し、更に昭和二年四月東京商業會議所法規定せられ、翌三年一月その法規施行と同時に東京商工會議所と改稱されて、名實共に改善せらるゝに至つた。商工會議所には會頭・副會頭・理事等の役員の外に、議員(名譽職任期四年)が置かれてゐる。その關係する事業は一般經濟問題、労働問題、商事紛争の調停仲裁、博覽會・展覽會、見本市等に關する斡旋等の商工業の改善發達に關する諸事業であつて、頗る廣範圍に互るものである。

○日本銀行

【新制上級第十五章】

所在 東京市日本橋區兩替町。建築年代 明治二十三年起工。二十九年竣工。建築設計者 辰野金吾博士。建築の様式はイタリアのルネサンス風に倣つたものである。建物は石造三階建て、且地下室の設けがあり、邦人建築士の手で成つた大規模な建物としてその前例を見ない所で、國家進運の勢を具現してゐるものである。日本銀行は明治十五年十月始めて開業せられた株式會社で、全國銀行の連絡融和を助け、市場の緩急に應じて金融の調節を計る中央商業銀行である。その營業の中、最大特色は兌換銀行券(紙幣)の發行、地方銀の賣買、政府發行の公債證書・手形の取扱等である。その長は特に總裁と稱し、政府の任命による。

○濟生會病院

【新制上級第十五章】

所在 東京市芝區赤羽町一。濟生會は明治四十四年二月十一日、時の總理大臣桂太郎に賜はつた勅語の聖旨に基き、同日御下賜の百五十萬圓を基本とし、全國の有志の寄附を以て組織した財團法人であつて、正しくは恩賜財團濟生會と稱すべきである。而してそ

の事業とする所は施薬治療にあり、東京をはじめ全国各地に病院や診療所を置いてゐる。本圖は東京に於ける病院の正面である。

○伏見桃山陵【新制初級第三十六章 女子第五編第六章】

所在 京都市伏見區。

御陵の地を古くは伏見山、近世には桃山とも呼んだため、御陵名は伏見桃山陵と稱し奉る。御陵の形式は天智天皇山科陵の形式に則つた上圓下方式で、圓頂部には砂礫を敷き詰めてある。

○明治天皇【中學上級第十 三章第一節】

所在 茨城縣大洗町常陽明治記念館明治聖像殿。作者 渡邊長男。年代 大正三年

銅像・黄金色、御等身大約一・七米（五尺六寸）大元帥御正裝立像。

右御聖像奉安の由來に就き、次に略説する。

明治天皇の御側近に長く奉侍し、宮内大臣の要職にあつた伯爵田中光顯氏が、明治四十五年七月三十日、天皇崩御の後、その御英姿を模造し奉つて皇太后陛下に進献し、以てその御憂念を慰め奉らんと願を發し、皇太后宮大夫を経て御内意を伺ひ奉つて御許を蒙り、同年九月渡邊長男に命じて原型を製作せしめた上、米田・藤馬兩主馬頭、東園・日野西・大炊御門等の各侍從に諮つて度々改作を加へ、尙、柳原・姉小路・園・高倉等、日々天皇に近侍し奉つてゐた各女官にも批評を乞ふて添削を加へ、苦心慘憺改作修正幾十回の後漸く御英姿に類似の原型を造り得、最後に皇太后陛下の御内覽を願ひ奉つた。皇太后陛下には「眞に迫つて出来てゐる」との御詞を賜はつたが、又「併し先帝の左の御目の下には低い御光があらせられた。又全體的に御顔がイカツすぎる。今少し御柔か味を加へる様に」との意味の仰があつたので、更に御言葉の儘に修正を加へ、岡崎雪聲に委嘱して別子・足尾・日立三銅山の精銅を用ひて鑄造させ、大正三

年三月竣功、正に青山御所に奉献せんとするに際し、皇太后陛下には御不豫重らせられ、四月十一日、世は再び諒闇となり、伯爵至忠の願は水泡に歸したのである。そこで伯爵は翌四年十月三日、大正天皇の御至孝を察し奉り、改めてその像を天皇に奉献の手續をとつて御嘉納の榮に浴し、紅葉山の寶庫に奉安せらるゝに至つた。然るに九重の雲深き邊にのみあつては國民が御英姿に咫尺し得られぬのを慮り、右奉献の際豫備として鑄造し、伯爵が自身奉安してゐた御尊像を常陽明治記念館に奉安し、一般の拜觀に供するに至つたものである。

尙、常陽明治記念館は財團法人常陽明治記念會の經營にかゝり、昭和四年四月十四日開館したものであつて、會長は田中光顯伯爵、館内には御聖像を奉安する明治聖像殿と附屬陳列館があり、その中には田中伯爵寄進の明治天皇・昭憲皇太后・大正天皇・英照皇太后等の御下賜品、御宸筆をはじめ、各皇族殿下よりの御下賜品、御染筆等を中心に、元侍従男爵澤宣元氏寄進の明治・大正兩天皇御下賜品をはじめ、忠節烈士の遺墨等を陳列し、一般の拜觀に供してゐるのである。

蓋し、水戸藩は光圀の大日本史編纂以來特に上下擧つて尊王の志厚く、明治八年四月、明治天皇が舊藩主の邸に御親臨、御宸筆を賜はつたのは、臣下の私邸に行幸、御宸筆下賜の嚆矢であり、且、常陸國は古來親王任國の一であり、明治時代に入つて尙親王が太守に任ぜられた唯一の國（山階宮親親王の御任命が即ちそれ、而してその御子孫が筑波・鹿島の兩侯爵家を御創立になつたのもその御縁と拜せられる）皇室との御縁故極めて深いものがあるから、この會あり、この館あり、この御尊像を此の國に奉安したことは極めて意味深きものと云はねばならぬ。

○明治神宮【中學初級第 五編第二章】

所在 東京市澁谷區代々木外輪町。祭神 明治天皇・昭憲皇太后。創建年代 大正四年四月起工。九年十一月一日鎮座祭舉行。社格 官幣大社。

本圖に見える鳥居は社殿の外廓即ち玉垣の入口たる第三の鳥居で、その向ふ正面の建物は樓門である。樓門は三門二

面で、本殿・拜殿同様に基礎を煉瓦積コンクリートで固め、檜材を用ひ、優雅な檜皮葺の屋根である。因に本殿は莊重端麗な流造である。

○明治天皇昭憲皇太后

【新制初級第三十六章別刷】
【女子第五編第一章別刷】

御寫眞による。

御服装は天皇は大元帥の禮裝、皇后は洋裝の禮裝である。恭しく御影を拜して不世出の天皇の御英邁と、永遠に薫る皇后の御坤徳を偲ばしむべきである。

○大正天皇

【新制初級第三十六章、中學初級第一編第二章、女子第五編第六章】

大正天皇御成婚當時東帯を御召になつた御姿である。

○膠州灣攻撃圖

【新制初級第三十七章】

本圖は大正三年六月廿八日セルビヤの一青年の塊匈國皇太子暗殺に端を發し、七月廿九日塊塞兩國の宣戰布告に引續いて獨・塊兩國と英・露・佛等の諸國間の宣戰となり、やがてその戰禍を全世界に及ぼした世界大戰の一部として、日本が日英同盟の約によつて獨逸に宣戰し、その租借地たる膠州灣を攻略した時の要地を示したのである。我が國の對獨最後通牒は八月十六日に發せられ、宣戰の大詔は二十三日に發せられた。而して二十七日には膠州灣封鎖を宣言して司令官海軍中將加藤定吉に引率せられた第二艦隊が砲撃を開始し、陸軍は陸軍中將神尾光臣が司令官となつて九月二日龍口に上陸を開始、十二日には即墨・高密を占領、翌日は膠州を取り、十八日には陸軍少將堀内文次郎引率の一支隊が更に勞山より上陸し、十月十三日の空中攻撃に續いて二十九日より攻城戰を開始、十一月六日より總攻撃、翌日青島を陥落せしめた。かくて十日には海軍封鎖を解き、敵將ワルデックと神尾中將の會見となり、十六

日に入城、十二月十六日には早くも陸軍は神尾司令官以下本國に凱旋したのである。

○青島占領記念碑

【中學初級第五編第三章】
【女子第五編第六章】

所在 中華民國山東省青島

青島市街の神尾山麓にあつて、ドイツが嘗て西紀千八百九十七年即ち明治三十年一月十日膠州灣占領記念のため、自然の岩に大鷲(ドイツ皇帝の紋章)を刻み、獨支兩文を明記してゐたが(向つて左は獨文右は漢文)我が軍が青島を占領するや、鷲の頭より「大正三年十一月七日」の占領日附の九大文字を彫つたものである。

○西園寺公望

【新制初級第三十七章、中學初級第一編第三章、女子第五編第六章】

寫眞による。

○皇太子と英國皇太子

【中學上級第十】
【五章第二節】

寫眞による。

大正天皇の皇太子、即ち今上天皇は大正十年三月三日より、九月三日まで、半歳餘にわたつて歐洲諸國を御巡遊になつた。本圖は殿下がイギリスに御滞在中、五月十一日にロンドン市役所の歡迎宴に臨まれる爲に、午前十一時御宿泊所たるバッキンガム宮殿を御出發、英國皇太子と御同乗でその會場たるギルト・ホールに向はせられた時の車上の御英姿で、沿道に迎へ奉る市民の歡呼に答へられてゐる所である。

○加藤友三郎

【新制初級第三十七章、中學上級第一編第一章、女子第五編第七章】

寫眞による。

寫眞による。

○原

敬

【中學初級第五編第二章】

○加藤高明

【中學初級第五編第二章】

寫眞による。

○震災記念堂

【中學初級第五編第二章】
【女子第五編第七章】

所在地 東京市本所區。建築年代 昭和三年。

建物は最も慘狀を極めた被服跡に建てられ、三重塔と堂とより成り、三重塔は高さ約四一メートル(百三十五尺)、堂は棟高約二一メートル(六十九尺)で、總建坪一四・一アール(四百二十八坪)である。堂は重層入母屋造で、その前には破風を付け、三重塔と共に純日本風の寺院建築であるが、總て鐵筋コンクリートで出来てゐる。三重塔の下には罹災者五萬六千五百九十九人の遺骨を約三百壺に收めて安置し、大正十二年九月一日の大震災を記念すると共に、將來に對して警告を遺さんために建てられたものである。

○大正天皇陵

【中學初級第五編第二章】
【女子第五編第八章】

所在 東京府南多摩郡横山村。陵域二三アール餘(七百餘坪)。

大正天皇多摩御陵は關東に於ける最初の御陵で、横山村の長房丘陵の南斜面標高百メートルの地點に設けられて南面し、御靈柩は正面の石槨の内に安置し奉り、その上に圓く土を盛り、コンクリートと石塊とを以て固められた上圓下方式である。上圓下方式は天智天皇山科陵によられた明治天皇伏見桃山御陵と同一形式である。

○今上天皇

【新制初級第三十七章、中學初級第五編第五章】
【中學上級第十五章第三節、女子第五編第七章】

この御寫眞は大元帥正装を御召になつた御宸影である。勳章は御頸にかけさせ給ふが菊花章頸飾であり、御胸の向つて左上が菊花章、右上が旭日章、左下が金鷄勳章、右下は瑞寶章である。これ等の勳章は御胸の向つて右上部にかけて給ふ七個の褒賞と共に、夫々最高の勳章・褒賞を佩用遊ばされるを例としてゐる。これ勳功ある臣民に勳章・褒賞等を賜はる榮爵授與の大權は憲法により天皇に屬することを示すものである。

○今上天皇御即位式圖

【新制初級第三十七章、中學上級第十五章第二節、女子第五編第八章】

所在 大阪朝日新聞社所藏。年代 昭和三年。作者 猪飼嘯谷。

今上天皇御即位の大禮は昭和三年十一月十日京都に於て行はせられた。この日の御儀は午前の賢所大前の儀と午後紫宸殿の儀に分れ、別に東京で皇靈殿・神殿に御奉告の儀が行はせられた。賢所大前の儀は明治天皇の聖旨によつて御創定遊ばされたもので、先づ皇祖天照大神に御位を繼がせられたことを御奉告になる至高至重の御儀である。紫宸殿の儀は天下庶民に御即位遊ばされたことを告げ給ふ式で、天皇は最も神聖にましまし、大日本帝國の統治主權の本位に即かせ給ふことを示現遊ばされるのである。また特に勅使を東京に御差遣になり、この日宮城に於て歴代天皇及び皇族の御神靈を奉祀し給ふ皇靈殿と、天神地祇を奉祀し給ふ神殿に天皇御即位の御奉告の祭典が行はれるのに御代拜せしめ給ふた。本圖は紫宸殿の儀を示したものである。

御即位式は古くは多く大極殿に於て行はせられ、高倉天皇の治承元年大極殿炎上後は太政官廳で擧げ給ふたが、後柏原天皇以後は紫宸殿に於て行はせ給ふことゝなつた。本圖の上部即ち北に吹抜屋臺に畫かれたは紫宸殿で、殿の中央に高御座があり、その向つて右に御帳臺がある。高御座は天皇の玉座で、屋根には金銅で造られた高さ八七・センチメートル(二尺九寸)、帳翅廣さ一・三六三メートル(四尺五寸)、口に瓔珞をふくんだ大鳳凰一翼が南に向つて露盤の上

一立ち、屋根の棟が緩かに流れてその先端は「わらび手」の形にそり、その頭に一翼づゝ金銅で造られた小鳳凰（高さ約三六・五三種 一尺二寸）張翹廣さ約四七・九種（一尺五寸八分）口に瓔珞をふくんで居り、その内側に表は深紫色小菱形の綾、裏は緋色の帛で出来てゐる御帳が垂れ下つてゐる。皇后陛下の御座である御帳臺は、殆んど高御座と同制であるが、主なる相違點を挙げれば、御帳が十分の一だけ小さく、屋上の鳳凰を鸞とし、これを靈鳥形と申し、棟の先には小鳳凰なく、御帳は表の色が淺紫色である。東の門（向つて右端）が日華門、西の門（向つて左端）が月華門、南の門は承明門で、各門に衛門六人づゝ立つのである。紫宸殿の前庭には左近櫻（向つて右）右近の橋（向つて左）の南方に北より羸旛一對（東旛は日像を縫ひ、西旛は月像を縫ひ）大錦旛一對（東旛は八咫鳥形を縫ひ、西旛は金色靈鳥形を縫ひ）菊花章中錦旛五對・菊花章小錦旛五對の順に一直線上に並び立てられ、大錦旛の前面に萬歲旛（赤地錦、上に東旛は嚴裳、西旛は魚形を縫ひ、下に金泥を以て萬歳の二字を書いたもの）左右各一旛を樹てられてゐる。これ等の旛の前面で、萬歲旛の線に東西兩側共北より威儀本位各十人、太刀・弓・胡篋・梓・楯の威儀物捧持者各二十人が各々二列横隊に並び、その南に北より司鉦各三人・司鼓各三人が夫々一列横隊に並び、司鉦の前に鉦（黃銅で鑄造され、徑一尺）、司鼓の前に鼓（皮に金箔を押し、その上に三巴を畫く）を置き、鉦と鼓との間に樂長各一名づゝ立ち、司鉦・司鼓の後方で、小錦隊の前面に梓各十本を樹てられて居る。

式の次第は鉦と鼓が三つ鳴つて御儀の始めらるゝを告げれば、參列諸員は殿上の東西兩廂、又は東西廻廊へ夫々定められた位置に着き、續いて各皇族殿下は高御座の前面の壇下に左右に分れて位置に着せられる。次に天皇陛下は黃櫨染御袍の御姿で、出御遊ばされ、高御座の北階を昇御あり、續いて皇后陛下は五衣・唐衣・裳の御服を御召になり、各皇族妃殿下を御後に候して出御せられ、北階より御帳臺に昇御あり、各皇族妃殿下は御帳臺の前面の壇下に左右に分れ參進本位に着かせられ、侍従は高御座の御帳を牽げ、女官は御帳臺の御帳を牽げて夫々座に復する。かくて天皇は親しく勅語を賜はり、内閣總理大臣は南階を昇つて群臣を代表して壽詞を奏し、更に萬歲幡の前面に退いて萬歲を三唱し、諸員一同これに和した。時正に午後三時。本圖はこの時刻の有様を現はしたものである。ついで兩陛下入御遊

ばされた後、鉦と鼓を三つ鳴して禮を終らせられたのである。

西洋諸國の中、君主國に於ては皇帝の即位式はキリスト教寺院に於て行はれる戴冠式で、大僧正が皇帝に加冠するものであるが、我が國に於ては天皇親しく天照大神を初め諸神々並に天下庶民に即位し給ふたことを告げさせ給ふ御儀式である。これを比較考察せしめて國體の相違を明かにすべきである。

綜合日本史挿畫解説

◆◆◆

昭和九年十一月二十五日印刷
昭和九年十一月三十日發行

著者
栗田元次
……權……
所
有

9.11.25

著者 栗田元次
發行者 中村時之助
印刷者 清水一夫
印刷所 京華社

栗田元次
東京市牛込區辨天町一七四番地
中村時之助
東京市牛込區辨天町一七四番地
清水一夫
東京市麹町區九段一丁目十四番地
京華社
東京市麹町區九段一丁目十四番地

【非賣品】

◆◆◆

◆◆◆

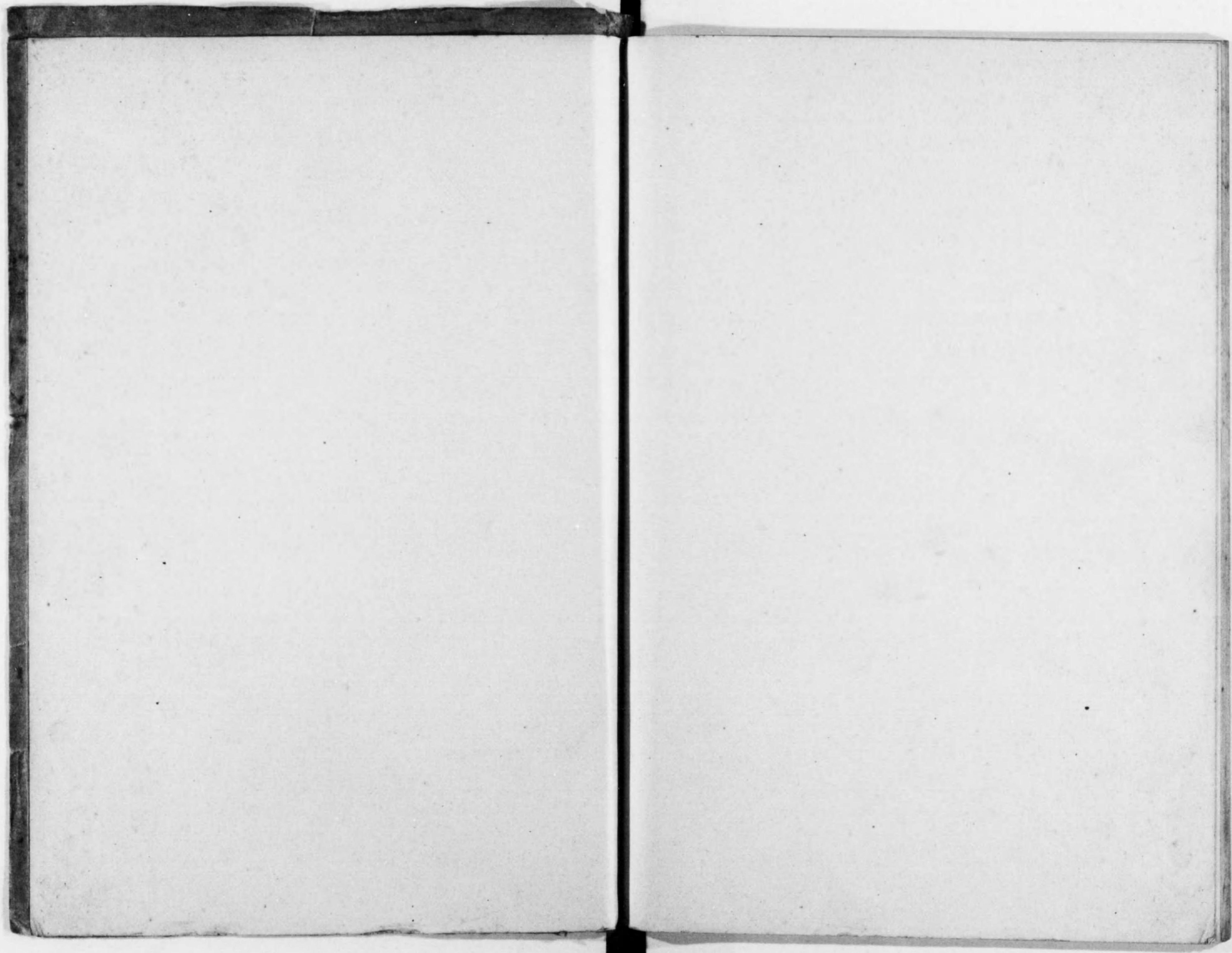
發行所

東京市牛込區
辨天町一七四番地

中文館書店

電話牛込三三二五番
振替東京三八四二七番

◆◆◆



終

